

あんしんいきいき プラン21

第10次長野市高齢者福祉計画
第9期長野市介護保険事業計画

(案)

2024-2026

(令和6年度-令和8年度)

目次

第1部	総論	1
第1章	計画策定に当たって	2
1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の基本的性格	3
3	計画の期間	3
4	計画の位置付け	4
5	計画の進捗管理	5
6	計画の推進のための基本姿勢	5
第2章	高齢者を取り巻く現状と将来の見通し	7
第1節	人口の状況及び推計	7
1	人口の状況	7
2	計画期間における人口推計	10
第2節	健康寿命の状況	11
第3節	高齢者世帯の状況	12
第4節	要支援・要介護認定者の状況及び推計	13
1	要支援・要介護認定者数の推移	13
2	要支援・要介護認定者の状況	15
3	要支援・要介護認定者数の推計	17
第5節	高齢者の疾病等の状況	18
1	疾病構造	18
2	自宅における看取りの状況	20
第6節	認知症高齢者の状況	21
第7節	介護保険サービスの給付状況	22
1	利用者数の推移	22
2	給付費の状況	23
第8節	各種アンケート調査の結果概要	26
1	各種アンケート調査の実施概要	26
2	健康・介護予防について	28
3	社会参加・地域活動について	32
4	地域での支え合いについて	34
5	認知症について	35
6	在宅介護について	37
7	在宅サービスについて	40
8	施設・居住系サービスについて	44

9	介護サービス事業所について	47
10	地域包括支援センターについて	49
第9節	日常生活圏域の状況	51
1	日常生活圏域の設定	51
2	日常生活圏域ごとの高齢者の状況	52
第10節	高齢者施策推進における課題の整理	55
第3章	基本理念、重点項目及び基本的な政策目標	58
1	基本理念	58
2	重点項目	60
3	基本的な政策目標	62
4	重層的支援体制整備事業の実施に向けて	63
5	SDGsの達成に向けて	64
6	施策体系	65
7	指標の設定	66

第2部 各論 68

第1章	生きがいつくりと健康づくりの推進	69
第1節	生きがいつくりと社会参加	69
1-1-1	生きがいつくりの促進	69
1-1-2	活躍の場の拡充	77
1-1-3	高齢者への就労支援	82
第2節	健康づくりの推進	85
1-2-1	疾病予防と重症化予防	85
1-2-2	保健事業と介護予防の一体的実施	100
第2章	住み慣れた地域で暮らし続けるための支援	102
第1節	総合相談支援体制の充実	102
2-1-1	地域包括支援センターの体制の充実と機能強化	102
2-1-2	地域包括支援センターにおける総合相談の充実	103
2-1-3	家族介護者への支援	104
2-1-4	ケアマネジメント支援の充実	112
第2節	高齢者の権利擁護と安心・安全な暮らしの確保	113
2-2-1	高齢者の権利擁護の推進	113
2-2-2	高齢者福祉サービスの提供	119
第3節	高齢者を支える地域の体制づくり	123
2-3-1	住民の支え合い活動の強化・再編	123
2-3-2	介護予防・日常生活支援総合事業による自立支援	126

2-3-3	生活支援体制整備の充実	131
2-3-4	インフォーマルサービスの活用促進	133
第4節	在宅医療と介護の連携	141
2-4-1	在宅医療・介護連携支援センターの充実・強化	141
2-4-2	人生会議（ACP アドバンス・ケア・プランニング）の啓発	143
2-4-3	認知症診断前後の医療と介護の連携	144
2-4-4	ICTを活用した多職種間の連携の強化	145
第5節	住みよいまちづくりの推進	146
2-5-1	バリアフリー化の推進	146
2-5-2	安全・安心のゆとりある住生活の確保	149
2-5-3	生活環境の安全対策の推進	155
第3章	安心して介護サービス等が受けられる持続可能な環境づくりの推進	160
第1節	安心して介護サービス等が受けられる環境づくりの推進	160
3-1-1	介護人材の確保と育成	160
3-1-2	サービスの円滑な提供	163
3-1-3	介護サービス等の質の向上と適正化の推進	168
第2節	介護保険サービス基盤の整備	171
3-2-1	在宅サービス基盤	171
3-2-2	施設・居住系サービス基盤	173
第3節	介護保険サービス基盤以外の整備	175
3-3-1	介護保険以外の高齢者福祉施設等の整備	175
第4節	高齢者福祉施設等の整備目標	180
3-4-1	高齢者福祉施設等の整備目標	180
第5節	災害や感染症対策に係る体制整備	182
3-5-1	災害への対策	182
3-5-2	感染症への対策	183

第1部 総論

第1章 計画策定に当たって

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し

第3章 基本理念、重点項目及び基本的な政策目標

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景

我が国は、人生100年時代と言われるような高齢化が進み、令和4（2022）年10月1日現在、高齢化率29.0%となっています。

そのような中、長野県では健康寿命や高齢者の有業率が全国トップレベルにあるなど、健康で元気な高齢者が増えています。

本市においても、令和4（2022）年10月1日現在の高齢化率は30.4%と高い割合であるものの、全国的には増加傾向にある介護保険の要支援・要介護認定率は横ばいで推移しています。

総人口が減少する中で、本計画期間中の令和7（2025）年に、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）となり、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて高齢化が一層進行することが見込まれ、特に75歳以上人口の増加が予想されます。

今後の高齢化の急速な進行に伴い、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者など不安を抱えながら生活する高齢者の増加や、介護離職の増加、高齢者虐待への対応、災害や感染症などへの新たな対応が課題となっています。

また、趣味や仕事などの社会参加を通じて生きがいのある豊かな生活を営むことができるよう、健康寿命延伸への取組とともに、豊富な知識と経験を持つ高齢者がまちづくりの貴重な担い手として、地域社会に貢献できる体制を築くことを含め、社会全体で支え合う仕組みの必要性が高まっています。

こうした社会情勢等に対応した総合的な高齢者施策の推進が一層求められています。

(2) 趣旨

前計画では、令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据え、基本理念の「住み慣れた地域で支え合い 自分らしく 健やかで 生きがいを持って 安心して生活できるまち“ながの”」を実現するため、それまでの方向性を継承しつつ、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、健康づくりや積極的な社会参加を支援するとともに、住まい、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指してきました。

本計画では、いわゆる「団塊の世代」の全ての人が後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年のみならず、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22（2040）年を見据えて、高齢者を取り巻く状況等の変化を踏まえ、高齢者が健康でいきいきと生活し、介護が必要となっても安心して生活できるよう「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を図ります。さらに、高齢者はもとより、障害者（児）・子ども等の様々な分野の課題について一体的に対応し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくため、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていきます。併せて、高齢者数の推移や長野県医療計画等を踏まえ、中長期的な介護サービス見込量及び保険給付費並びに、介護保険料の水準を推計し、本計画に反映します。

※本計画書では、「第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画」を「前計画」といい、「第10次長野市高齢者福祉計画・第9期長野市介護保険事業計画」を「本計画」という。

2 計画の基本的性格

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、両計画を一体的に策定し、高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画としています。

■第 10 次長野市高齢者福祉計画

長寿社会が抱える高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を示しています。

■第 9 期長野市介護保険事業計画

介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための計画です。なお、本計画に基づき、第 1 号被保険者の保険料額の算定を行いました。

3 計画の期間

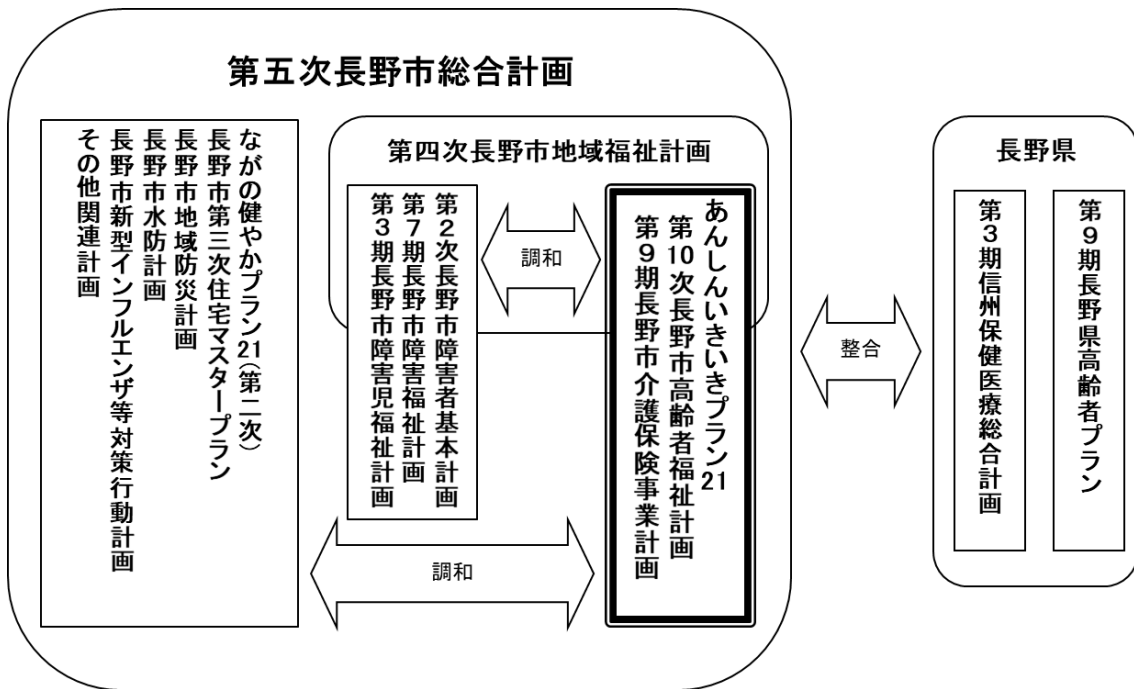
令和 22 (2040) 年を見据え、令和 6 (2024) 年度を初年度とし、令和 8 (2026) 年度を目標年度とする 3 か年計画とします。

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
第九次・第八期	計画期間					
第 10 次・第 9 期				計画期間		

4 計画の位置付け

「福祉都市宣言」を踏まえ、本市のまちづくりの指針である「第五次長野市総合計画」に基づき、地域福祉推進の指針である「第四次長野市地域福祉計画」、健康づくりの指針である「ながの健やかプラン 21（第二次）」など様々な計画と連携しながら、本市の財政状況を踏まえて、高齢者が地域で住みやすい社会を築きます。また、新たに策定される「第9期長野県高齢者プラン」などとの整合を図ります。

また、本計画では頻発する災害や感染症に対し、「長野市地域防災計画」、「長野市水防計画」、「長野市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき対応します。



福祉都市宣言（昭和 52 年 10 月 9 日）

健康で、文化的な生活を営むことのできる明るい福祉社会をだれもが望んでいる。

私たち長野市民は、人間愛に満ちた思いやりと、相互扶助に基づくいたわりの心を養い、豊かで明るい長野市を築くため、ここに福祉都市の宣言をする。

- 1 市民の知恵と、すべての力を集め、人間性豊かな福祉都市の実現に努めよう。
- 1 人と人との触れ合いを大切に、一人ひとりが生きがいを持てる福祉の町づくりに努めよう。
- 1 親切心と、いたわりの心が行き渡る、心の福祉の輪を広めよう。

5 計画の進捗管理

計画の実施状況については、毎年度長野市社会福祉審議会において進捗管理（外部点検）を行うほか、個別の事業について「計画・実行・検証・改善」を繰り返す（PDCAサイクル）という自己点検等を行いながら事業を実施します。また、進捗管理には指標や事業実績はもとより、各種データ等を併せて利活用することで、改善へ向けた取組へ反映することとします。

このことにより、市民ニーズの変化、高齢者を取り巻く社会の動向、高齢者福祉制度及び介護保険制度の改正に応じるとともに、弾力的かつ適正な事業運営に努めます。

6 計画の推進のための基本姿勢

高齢化の進行と多様化する高齢者福祉・介護保険サービス需要に対応するためには、計画推進のための基本姿勢を定め、各種施策を実施していくことが必要です。

様々な場面における連携を強化あるいは充実させ、計画を円滑かつ柔軟に実施していきます。

■保健・医療・福祉の連携強化

本計画は、保健・医療・福祉の密接な連携関係の上に成り立つものです。高齢者の多様なニーズに対応するため、行政にとどまらず各種機関等との連携の強化に努めます。

■地域における連携支援体制の充実

本計画を円滑に実施するため、地域包括支援センターを中核に、在宅介護支援センター及び居宅介護支援事業所、保健センター等による相談・支援体制の充実を図ります。

地域において高齢者が安心して生活を送るために必要なサービスが、家族をはじめ地域住民、様々なサービス事業者及び地域福祉を支える関係団体（長野市社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体等）の連携・支援の下に提供される体制を充実し、地域共生社会の実現に努めます。

■サービスの質の確保と向上

サービスを利用する高齢者の尊厳を保持するため、介護保険サービスをはじめとする様々なサービスの提供はもとより、その質の確保と向上を図り、充実したサービスが提供されるよう努めます。また、今後ますます拡大する介護需要に対応し、安定的にサービスを提供できる体制を維持するため、県及び関係機関と連携し、介護人材の確保に努めます。

■民間活力、多様なサービス提供主体の参入促進

地域包括ケアシステムを更に推進するためには、多様な主体によるきめ細かなサービス提供が欠かせません。高齢者が安心してサービスを利用できるよう、多様なサービス事業者が保健福祉事業及び介護保険事業に参入できる環境整備を推進するとともに、NPO法人やボランティア団体等によるサービスが提供される体制づくりを推進します。

■情報提供体制の充実と情報の公表と公開

高齢者に関する保健福祉・介護保険サービスについての周知を図るとともに、市民が知りたいときに必要な情報を入手できるように、情報提供体制の充実を図ります。また、介護保険サービス事業者や福祉サービス事業者のサービス内容等については、利用者保護やサービスの適正化を図るため、広く市民への情報の公表と公開を促進します。

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し

第1節 人口の状況及び推計

1 人口の状況

本市の総人口は、令和5年4月1日現在 366,591 人、このうち 65 歳以上の高齢者人口は 112,072 人で、総人口に占める割合（高齢化率）は 30.6%となっており、平成30年から5年間で1.7ポイント増加しています。

高齢者人口の推移を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に分けて比較すると、前期高齢者は令和3年で一度増加するものの、その後は減少傾向に転じています。後期高齢者は令和3年で一度減少するものの、その後は増加傾向に転じており、高齢者全体に占める割合も上昇しています。

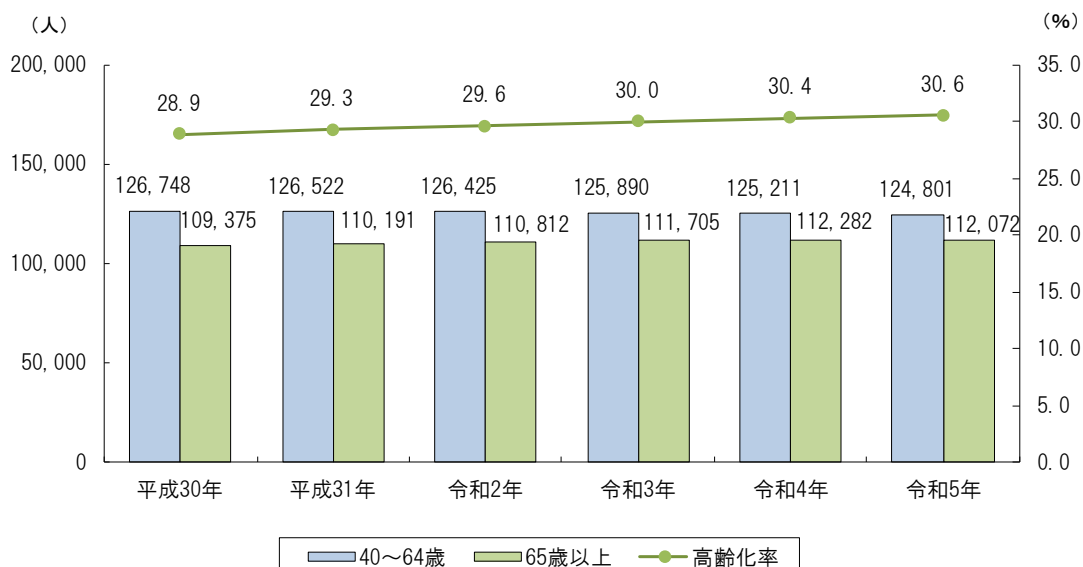
全国・県と比べると、平成30年を1とした場合の令和4年の第1号被保険者数が全国と同程度、県より高くなっています。また、中核市62市の中では15番目に高い高齢化率となっています。

■年齢別人口及び割合の推移

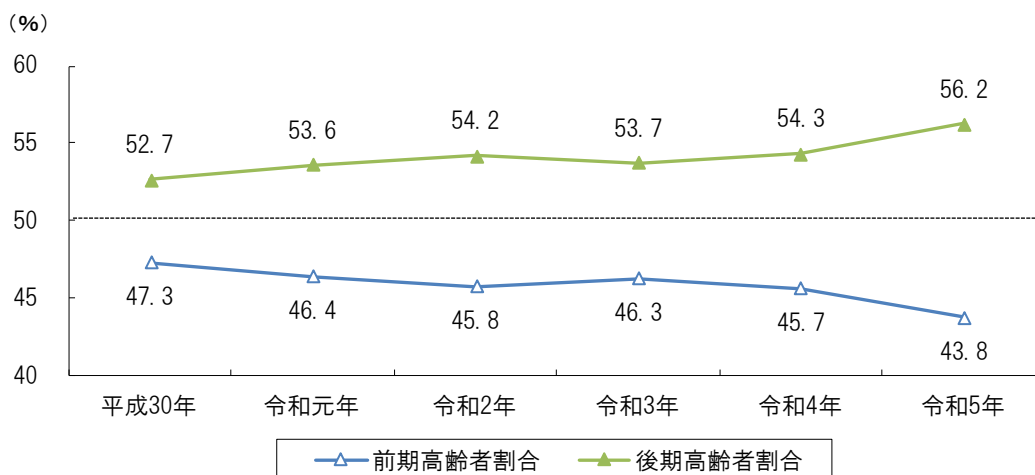
	第八次・第七期			第九次・第八期			増減率
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
総人口（A）	378,389	376,080	373,971	372,080	369,652	366,591	-3.1%
0～14歳（B）	48,384	47,288	46,257	45,296	44,219	43,010	-11.1%
割合（B÷A）	12.8	12.6	12.4	12.2	12.0	11.7	-1.1P
15～64歳（C）	220,630	218,601	216,902	215,079	213,151	211,509	-4.1%
割合（C÷A）	58.3	58.1	58.0	57.8	57.7	57.7	-0.6P
40～64歳	126,748	126,522	126,425	125,890	125,211	124,801	-1.5%
65歳以上（D）	109,375	110,191	110,812	111,705	112,282	112,072	2.5%
割合（D÷A）	28.9	29.3	29.6	30.0	30.4	30.6	1.7P
65歳～74歳（E）	51,763	51,137	50,744	51,689	51,266	49,057	-5.2%
割合（E÷D）	47.3	46.4	45.8	46.3	45.7	43.8	-3.6P
75歳以上（F）	57,612	59,054	60,068	60,016	61,016	63,015	9.4%
割合（F÷D）	52.7	53.6	54.2	53.7	54.3	56.2	3.6P

※資料：長野市企画課統計資料から引用（各年4月1日現在）

■40～64歳及び65歳以上人口と高齢化率の推移



■前期・後期高齢者割合の推移



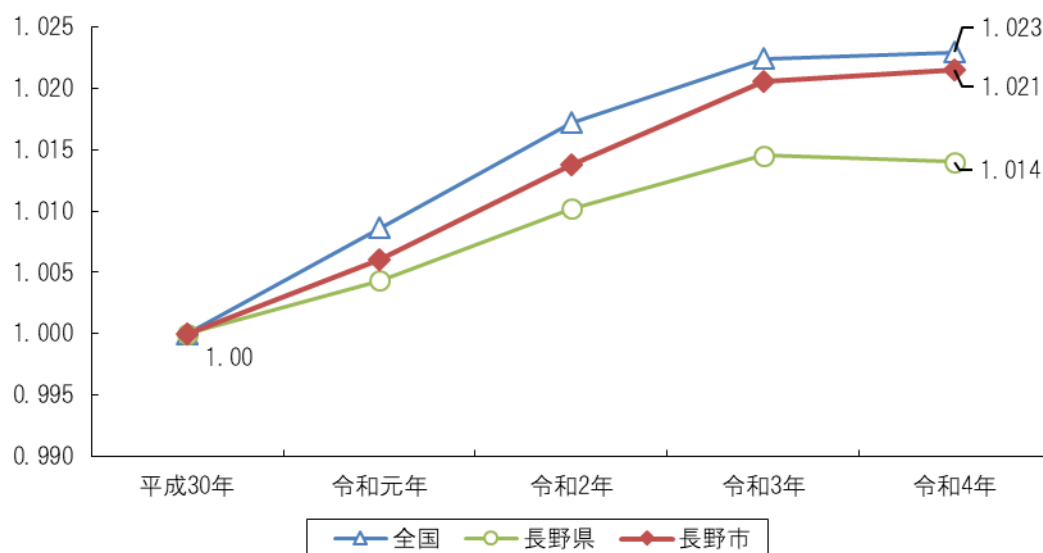
■全国・長野県・長野市の第1号被保険者数の推移 (各年9月末現在)

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	増加率
全国	35,085,304	35,388,434	35,689,227	35,871,084	35,890,242	2.3%
長野県	646,542	649,349	653,117	655,934	655,581	1.4%
長野市	109,537	110,193	111,044	111,788	111,890	2.1%

※資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末日現在）

■第1号被保険者数の推移（平成30年=1として計算）



※資料：介護保険事業状況報告月報から算出（各年9月末日現在）

■中核市の高齢化率（令和4年4月1日現在）

	中核市名	人口 (人)	高齢化率 (%)		中核市名	人口 (人)	高齢化率 (%)
1	函館市	246,256	36.6	32	松山市	505,521	28.6
2	下関市	252,413	36.2	33	松本市	236,345	28.4
3	呉市	211,359	36.1	34	八尾市	262,875	28.4
4	旭川市	326,057	34.7	35	高松市	421,959	28.4
5	長崎市	403,628	33.6	36	東大阪市	481,320	28.3
6	佐世保市	240,871	32.5	37	鹿児島市	598,509	28.1
7	横須賀市	389,993	32.3	38	大分市	476,386	28.0
8	青森市	272,752	32.2	39	倉敷市	478,651	27.8
9	秋田市	301,573	32.0	40	久留米市	302,122	27.8
10	奈良市	352,264	31.7	41	尼崎市	459,261	27.6
11	八戸市	222,173	31.6	42	八王子市	561,457	27.5
12	いわき市	312,779	31.6	43	郡山市	318,526	27.3
13	和歌山市	361,337	30.8	44	金沢市	447,209	27.3
14	福島市	271,798	30.7	45	一宮市	381,366	27.2
15	長野市	369,652	30.4	46	大津市	343,817	27.2
16	高知市	320,578	30.4	47	姫路市	529,450	27.2
17	山形市	240,990	30.3	48	川越市	352,896	27.0
18	鳥取市	183,645	30.2	49	水戸市	270,461	26.9
19	松江市	198,330	30.2	50	豊橋市	370,829	26.2
20	富山市	410,214	30.1	51	明石市	304,838	26.2
21	寝屋川市	228,517	30.0	52	柏市	431,203	26.0
22	前橋市	332,063	29.9	53	宇都宮市	517,346	25.9
23	盛岡市	284,044	29.8	54	豊中市	407,867	25.8
24	甲府市	185,751	29.8	55	越谷市	344,674	25.5
25	福井市	258,198	29.6	56	西宮市	482,204	24.4
26	高槻市	349,109	29.4	57	那覇市	317,191	24.2
27	岐阜市	402,965	29.1	58	船橋市	645,972	24.0
28	福山市	461,664	29.1	59	岡崎市	384,996	24.0
	中核市平均	364,422	28.9	60	豊田市	418,284	24.0
29	枚方市	396,215	28.8	61	吹田市	378,781	23.8
30	宮崎市	399,876	28.7	62	川口市	605,067	23.0
31	高崎市	369,688	28.6				

※資料：中核市市長会HPから引用

2 計画期間における人口推計

計画期間における人口を推計すると、計画の最終年度である令和8年には高齢者数が112,927人、高齢化率が31.5%となり、その後も高齢化が一層進んでいくことが見込まれます。

前期・後期別にみると、引き続き前期高齢者がさらに減少する一方で、後期高齢者は増加し続けると推計されています。いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には、前期高齢者が再び増加するとともに、後期高齢者も増加し、高齢化率が4割近くになると推計されています。

推計方法

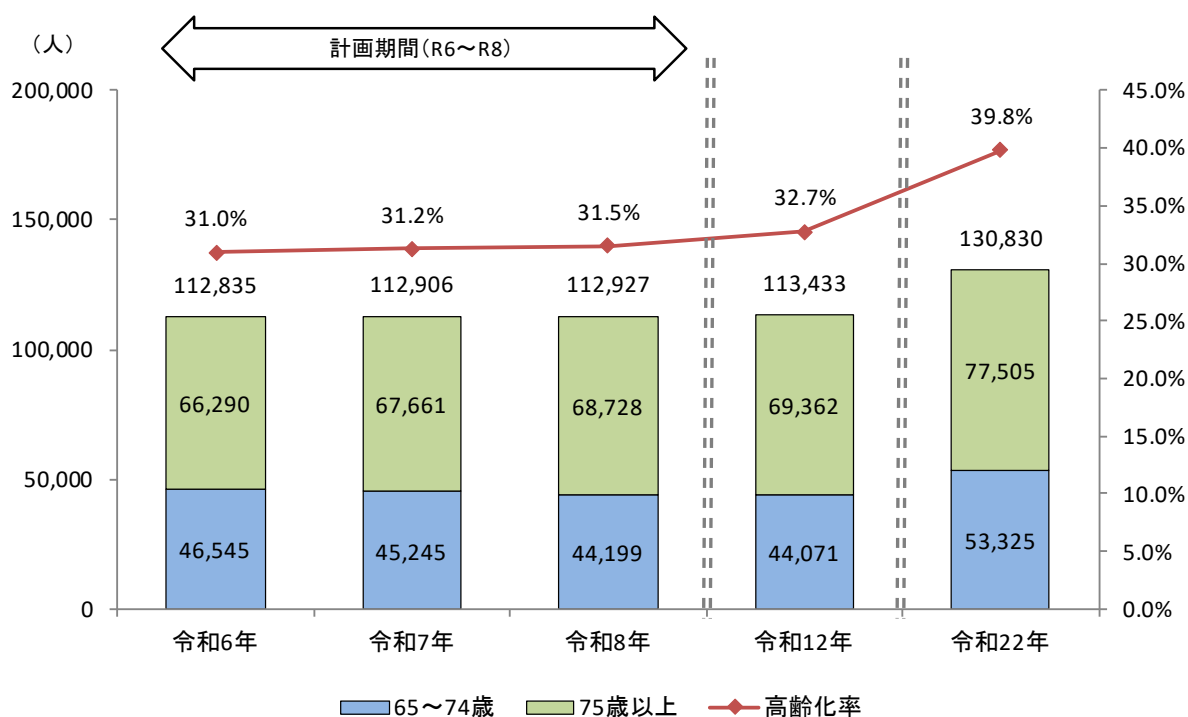
- ① 令和5年から令和12年までは、住民基本台帳人口を基にしたコーホート変化率法（性別・1歳ごと）により推計しています。
- ② 令和22年については、国立社会保障・人口問題研究所が平成27年国勢調査を基に推計（平成30年3月推計）した結果を示しています。

単位：人

	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
総人口	364,351	361,626	358,806	346,626	328,937
0～14歳	41,656	40,591	39,560	35,974	30,045
15～64歳	209,860	208,129	206,319	197,219	163,780
40～64歳(第2号被保険者)	124,427	123,817	122,949	117,911	96,209
65歳以上(第1号被保険者)	112,835	112,906	112,927	113,433	130,830
65～74歳	46,545	45,245	44,199	44,071	53,325
75歳以上	66,290	67,661	68,728	69,362	77,505
高齢化率	31.0%	31.2%	31.5%	32.7%	39.8%

※各年10月1日現在

■計画期間中の高齢者数（高齢化率）の推計



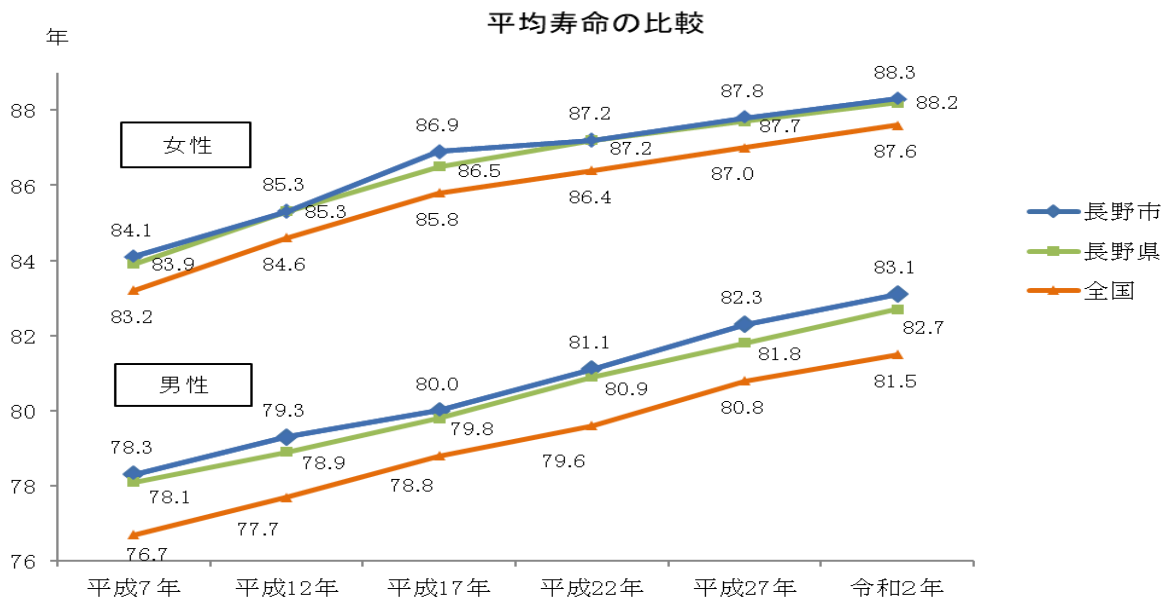
第2節 健康寿命の状況

本市では、人生100年時代を見据え、いきいきと健康で自立した生活を送り続けるために、一人ひとりが生活習慣の改善などの意識を高め、生涯を通じて健康づくりに取り組むことによって、全国でも高い水準にある平均寿命・健康寿命を延伸していくことを目指しています。

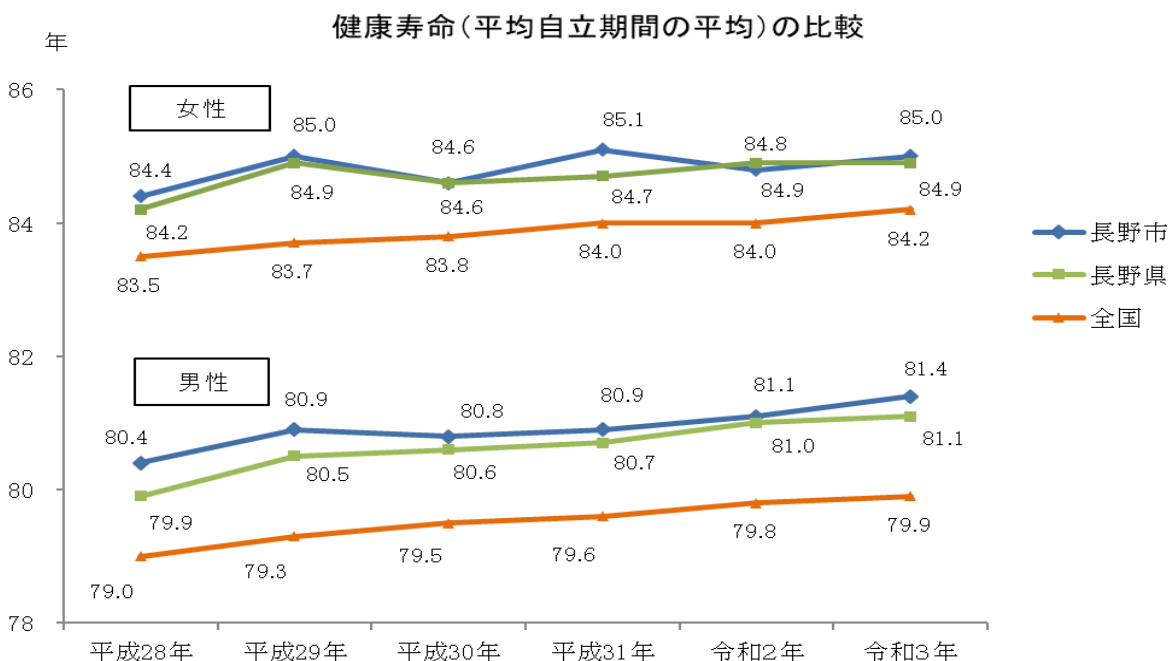
本計画で指標としている健康寿命は、国民健康保険中央会が公表している「介護保険の要介護認定者数等を用いて算定した日常生活動作が自立している期間の平均」で、男性は増加、女性は横ばいで、いずれも全国を上回っています。

※平均寿命とは、0歳における平均余命です。

※健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間です。



(資料) 厚生労働省「市町村別生命表」から引用
※国勢調査に基づき5年ごとに算出



(資料) 国民健康保険中央会 HP から引用

第3節 高齢者世帯の状況

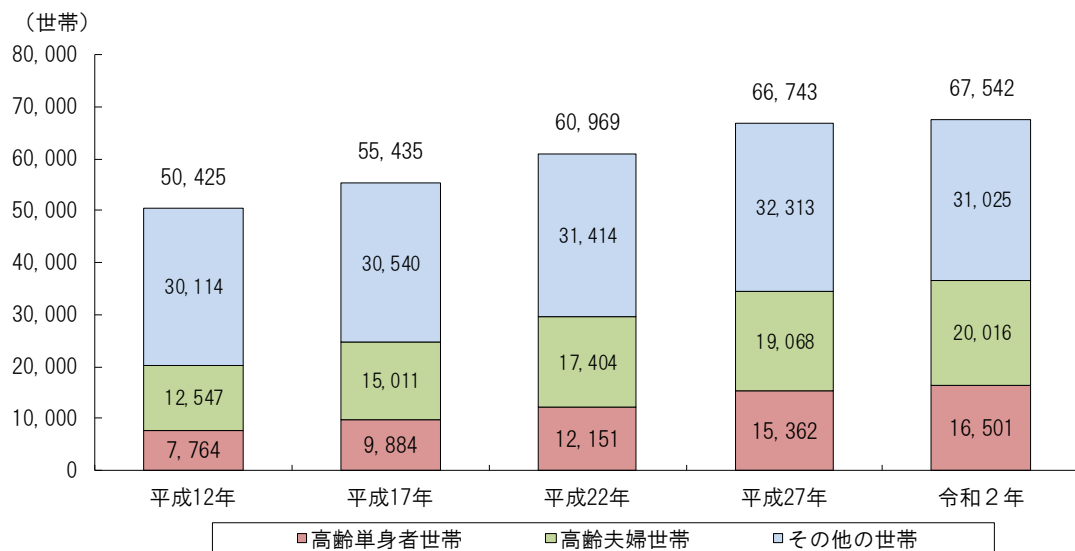
高齢者の増加に伴い、高齢者のいる世帯は増加し続けており、令和2年で67,542世帯、一般世帯全体に占める割合は43.1%となっています。平成27年から令和2年にかけての増加幅はこれまでより小さくなっており、5年間で799世帯(1.2%)にとどまっています。

高齢者の単身世帯及び高齢夫婦世帯の増加も鈍化していますが、全体と比べて増加幅は大きく、平成27年から5年間で、高齢単身世帯で1,139世帯(7.4%)、高齢夫婦世帯で948世帯(5.0%)増加し、その他の世帯は減少しています。

■一般世帯数及び世帯構成別高齢者世帯数と割合の推移

単位：人、%

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	139,073	143,858	146,221	150,098	156,645
高齢者のいる世帯	50,425	55,435	60,969	66,743	67,542
割合 %	36.3	38.5	41.7	44.5	43.1
高齢単身世帯	7,764	9,884	12,151	15,362	16,501
割合 %	5.6	6.9	8.3	10.2	10.5
高齢夫婦世帯	12,547	15,011	17,404	19,068	20,016
割合 %	9.0	10.4	11.9	12.7	12.8
その他の世帯	30,114	30,540	31,414	32,313	31,025
割合 %	21.7	21.2	21.5	21.5	19.8



※ 高齢夫婦世帯：夫 65 歳以上妻 60 歳以上の夫婦一組のみの一般世帯

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在） 平成 17 年以前は、合併前町村分を加えた数値

第4節 要支援・要介護認定者の状況及び推計

1 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は令和2年以降、減少もしくは横ばいで推移しています。令和4年9月末日時点の認定者数は20,974人となっており、平成30年から4年間で423人(2.0%)減少しています。第1号被保険者における要支援・要介護認定者数の割合(認定率)は減少傾向にあり、令和4年には18.5%と、平成30年から0.7ポイント減少しています。

要介護度別にみると、要介護1が最も多く、全体の25.1%を占めています。平成30年から令和4年にかけて、要介護3・4が増加し、要支援1・2が減少しています。

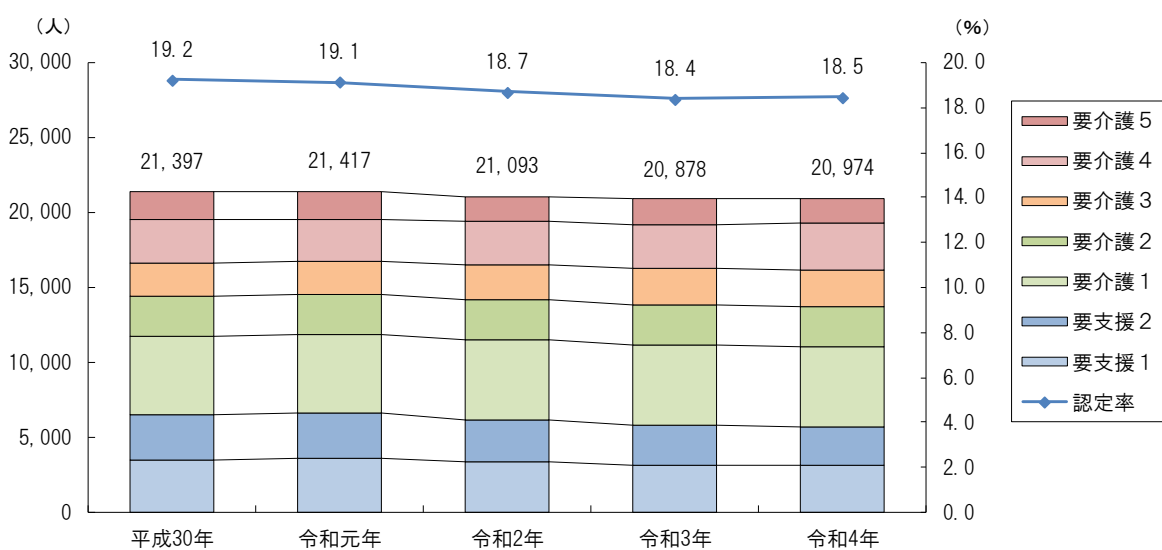
全国、県と比べると、平成30年を1とした場合の令和4年の認定者数は、全国、県が増加している中、本市の認定者数は減少しています。

■要支援・要介護認定者数の推移

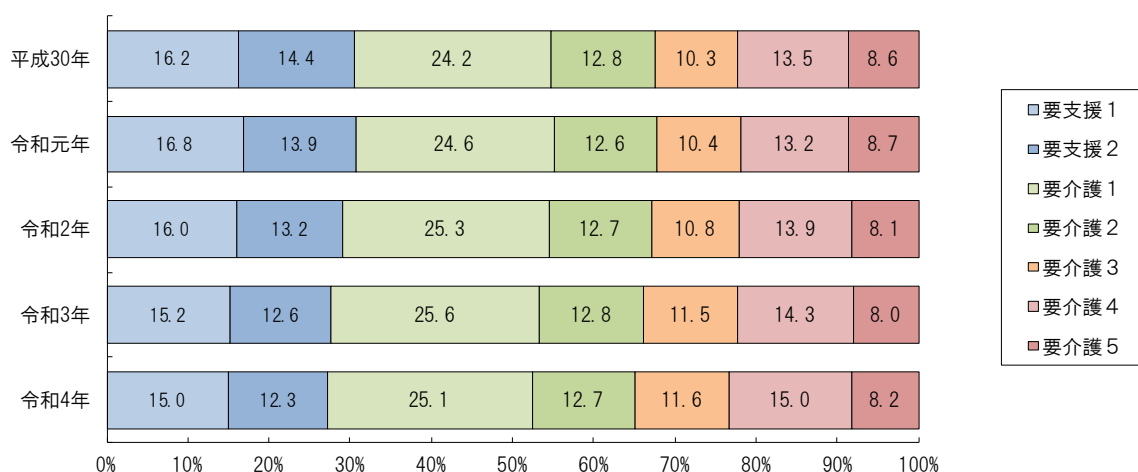
	第八次・第七期			第九次・第八期			増減率
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
要支援・要介護認定者数	21,397	21,417	21,093	20,878	20,974	0	-2.0%
割合(認定率)	19.2%	19.1%	18.7%	18.4%	18.5%		
要支援1	3,464	3,593	3,368	3,168	3,137		-9.4%
要支援2	3,079	2,971	2,779	2,624	2,590		-15.9%
要介護1	5,175	5,259	5,347	5,355	5,268		1.8%
要介護2	2,740	2,699	2,669	2,682	2,671		-2.5%
要介護3	2,198	2,221	2,288	2,396	2,434		10.7%
要介護4	2,893	2,818	2,923	2,984	3,145		8.7%
要介護5	1,848	1,856	1,719	1,669	1,729		-6.4%

単位：人

*認定率は第2号被保険者の認定者数を除いたもの (各年9月末日現在)



■要介護度別構成比の推移



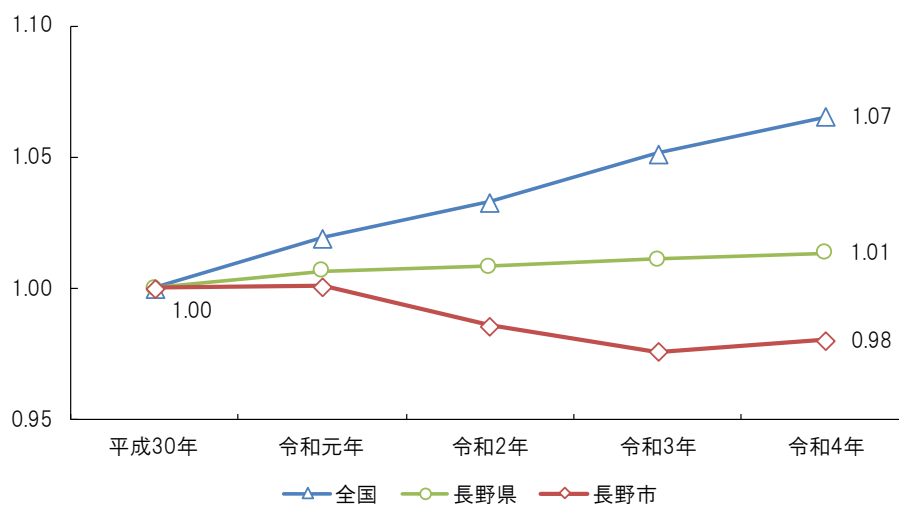
■全国・長野県・長野市の要支援・要介護認定者数の推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	増加率
全国	6,544,738	6,669,919	6,759,856	6,880,125	6,972,055	6.5%
長野県	113,193	113,943	114,116	114,459	114,725	1.4%
長野市	21,397	21,417	21,093	20,878	20,974	-2.0%

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末日現在）

■要支援・要介護認定者数の推移（平成30年=1として計算）



2 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数を年齢別、性別にみると、年齢が高くなるほど認定率が高くなり、90歳代では女性で約8割、男性で6割が認定を受けています。

認定者数における性別の構成比をみると、70歳未満では男性の割合が高く、年齢が高くなるにつれ、女性の割合が高くなっています。

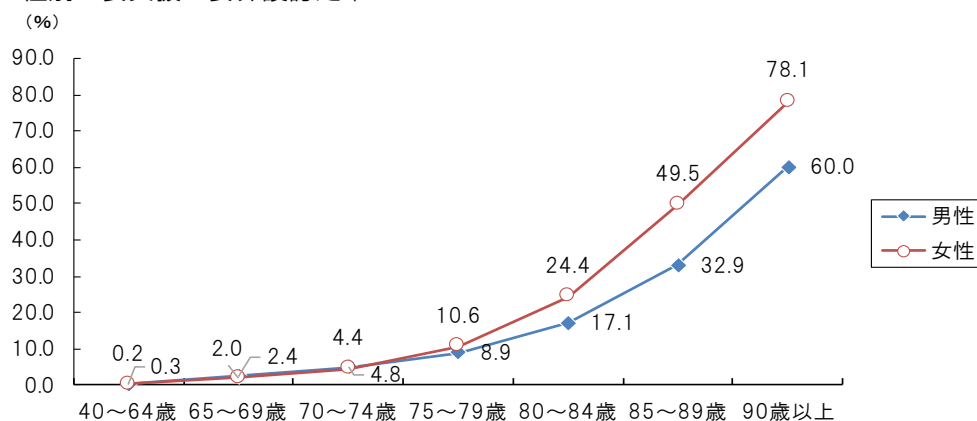
■年齢別・性別 要支援・要介護認定者数

単位：人

	総数	男性	女性	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合計	20,974	6,502	14,472	3,137	2,590	5,268	2,671	2,434	3,145	1,729
40～64歳	326	185	141	46	39	74	41	33	40	53
65～69歳	497	265	232	81	85	115	63	67	50	36
70～74歳	1,268	625	643	180	165	321	162	142	179	119
75～79歳	2,106	869	1,237	395	300	536	265	226	240	144
80～84歳	3,739	1,258	2,481	723	480	1,021	439	387	429	260
85～89歳	5,537	1,581	3,956	950	776	1,396	698	573	761	383
90歳以上	7,501	1,719	5,782	762	745	1,805	1,003	1,006	1,446	734

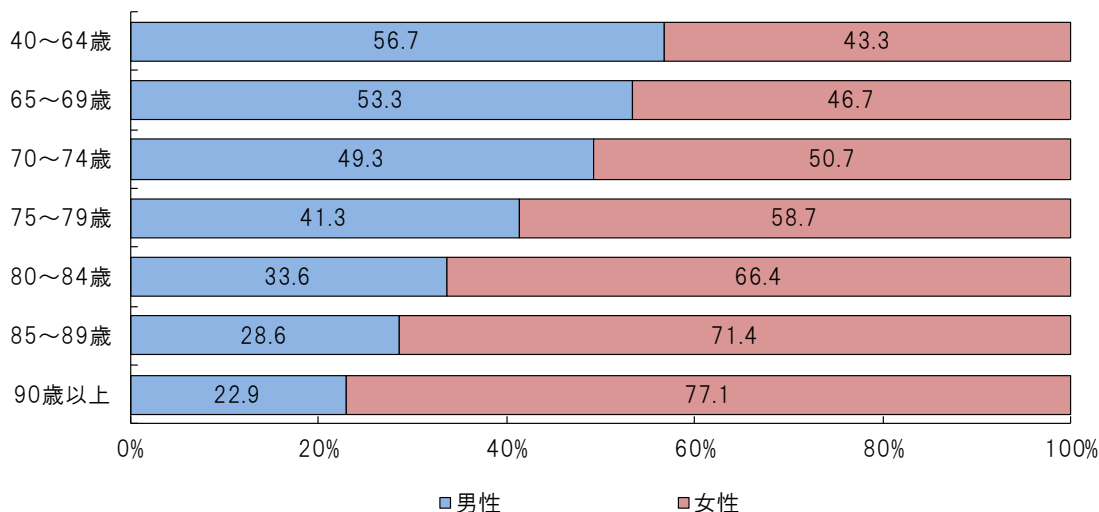
資料：介護保険事業状況報告月報（令和4年9月末日現在）

■年齢別・性別 要支援・要介護認定率



資料：介護保険事業状況報告月報（令和4年9月末日現在）

■年齢別・性別 要支援・要介護認定者の割合



資料：介護保険事業状況報告月報（令和4年9月末日現在）

■中核市の調整済み要介護認定率※

単位：％

順位	中核市名	要介護認定率	順位	中核市名	要介護認定率
1	東大阪市	24.7	32	高知市	19.5
2	八尾市	23.9	33	郡山市	19.4
3	尼崎市	23.2	34	金沢市	19.4
4	和歌山市	23.2	35	那覇市	19.3
5	豊中市	22.9	36	富山市	19.2
6	姫路市	22.9	37	西宮市	19.2
7	倉敷市	21.9	38	高槻市	19.1
8	旭川市	21.6	39	水戸市	18.9
9	函館市	21.5	40	川越市	18.9
10	松山市	21.4	41	横須賀市	18.6
11	いわき市	21.1	42	川口市	18.5
12	寝屋川市	20.8	43	鳥取市	18.5
13	福山市	20.8	44	佐世保市	18.5
14	長崎市	20.8	45	宇都宮市	18.4
15	高松市	20.7	46	松江市	18.2
16	岐阜市	20.4	47	越谷市	18.1
17	鹿児島市	20.4	48	柏市	18.0
18	大分市	20.3	49	一宮市	17.9
19	盛岡市	20.2	50	甲府市	17.8
20	枚方市	20.2	51	豊田市	17.8
21	明石市	20.2	52	福井市	17.5
22	大津市	20.1	53	岡崎市	17.5
23	奈良市	20.1	54	前橋市	17.4
24	八王子市	20.0	55	高崎市	17.1
25	下関市	20.0	56	長野市	16.8
26	青森市	19.9	57	松本市	16.8
27	秋田市	19.9	58	呉市	16.7
28	吹田市	19.9	59	宮崎市	16.5
29	船橋市	19.8	60	八戸市	16.4
30	久留米市	19.8	61	山形市	15.4
31	福島市	19.7			

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム(令和3年度)

※調整済み要介護認定率：認定率の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率のこと。

※豊橋市は広域連合にて運営しているため、単独での認定率が公表されていない。

3 要支援・要介護認定者数の推計

年齢別・男女別の認定率の推移を勘案し、計画期間における要支援・要介護認定者数を推計しました。

認定率の高い後期高齢者数の増加に伴って要支援・要介護認定者数及び認定率は増加し、令和8年で21,646人、令和12年で22,788人となり、令和22年には3万人を超える認定者数になると推計されます。

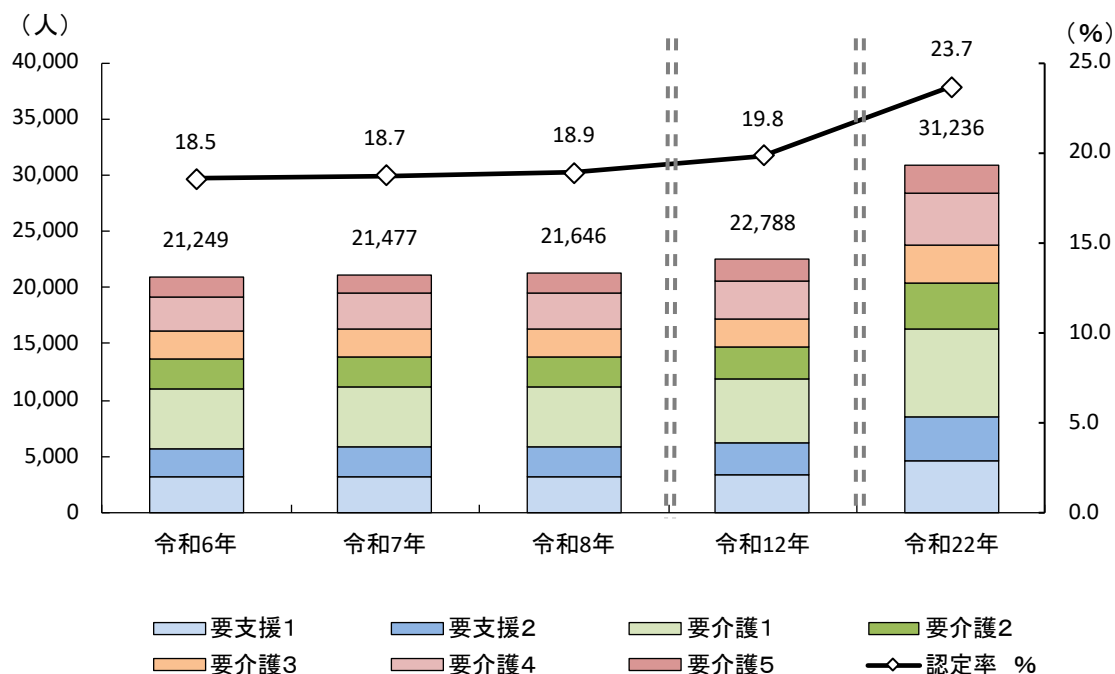
■要支援・要介護認定者数の推計

単位：人

		令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
要支援・要介護認定者数		21,249	21,477	21,646	22,788	31,236
認定率 %		18.5	18.7	18.9	19.8	23.7
第1号被保険者	要支援1	3,138	3,173	3,190	3,379	4,588
	要支援2	2,583	2,609	2,629	2,763	3,887
	要介護1	5,266	5,324	5,363	5,669	7,839
	要介護2	2,663	2,695	2,719	2,866	4,025
	要介護3	2,435	2,461	2,485	2,614	3,473
	要介護4	3,142	3,176	3,208	3,374	4,524
	要介護5	1,696	1,713	1,729	1,814	2,644
第2号被保険者	326	326	323	309	256	

※各年10月1日現在

※認定率は、第1号被保険者における認定率



第5節 高齢者の疾病等の状況

1 疾病構造

(1) 後期高齢者の健診有所見率

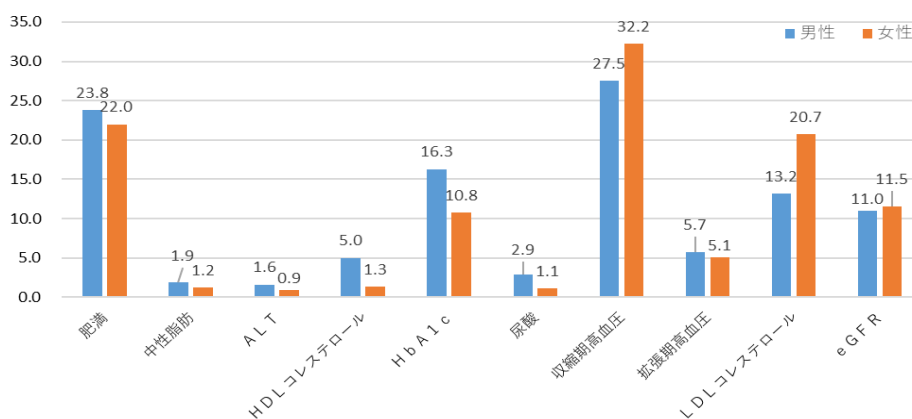
後期高齢者の有所見率をみると、収縮期高血圧、肥満が最も高いほか、HbA1c、LDLコレステロール高値、eGFRが10%を超えています。

男女別にみると、収縮期高血圧、LDLコレステロール、eGFRの有所見率は女性の方が高く、それ以外は男性の方が高くなっています。

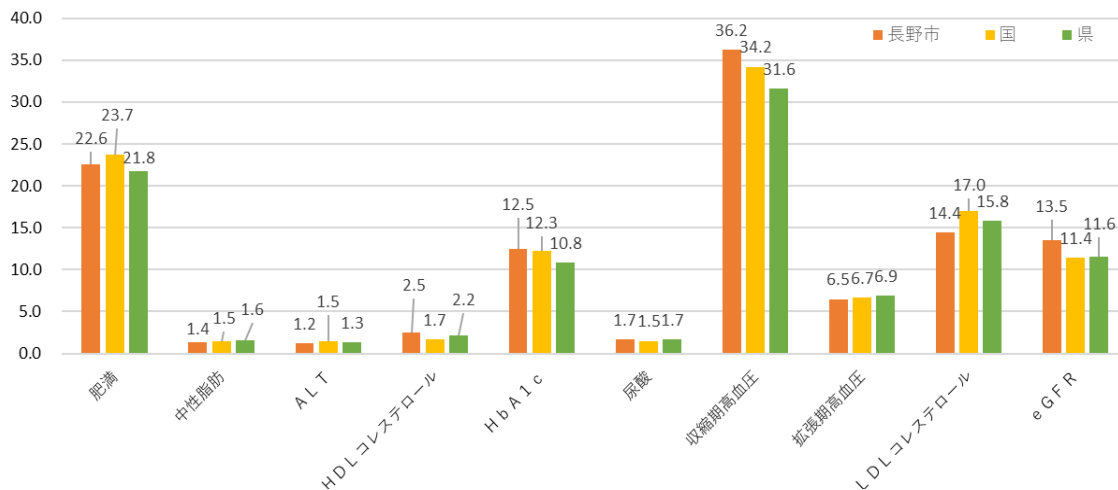
国・県と比較すると、収縮期高血圧の値が高くなっています。また、被保険者1,000人当たりの高血圧外来レセプト件数は136,488件で、国(137,293件)、県(142,931件)に比べて少なく、脳出血のレセプト件数は1,157で、国(1,051)、県(0,951)より多いことと合わせてみると、治療が必要な状態の方が医療機関に受診していない可能性があります。

健診の結果、受診勧奨判定値となった者への受診勧奨をさらに強化する必要があります。

■後期高齢者の健診有所見率（令和4年度男女別）



■後期高齢者の健診有所見率（令和4年度国・県との比較）



肥満：BMI 25以上 中性脂肪：300mg/dl以上 ALT：51U/L以上 HDLコレステロール：34mg/dl以下
 HbA1c：6.5%以上 尿酸：8.0mg/dl以上 収縮期高血圧：140mmHg以上 拡張期高血圧：90mmHg以上
 LDLコレステロール：140mg/dl以上 eGFR：45ml/min/1.73m²未満

(出典) KDBシステム（後期高齢者）

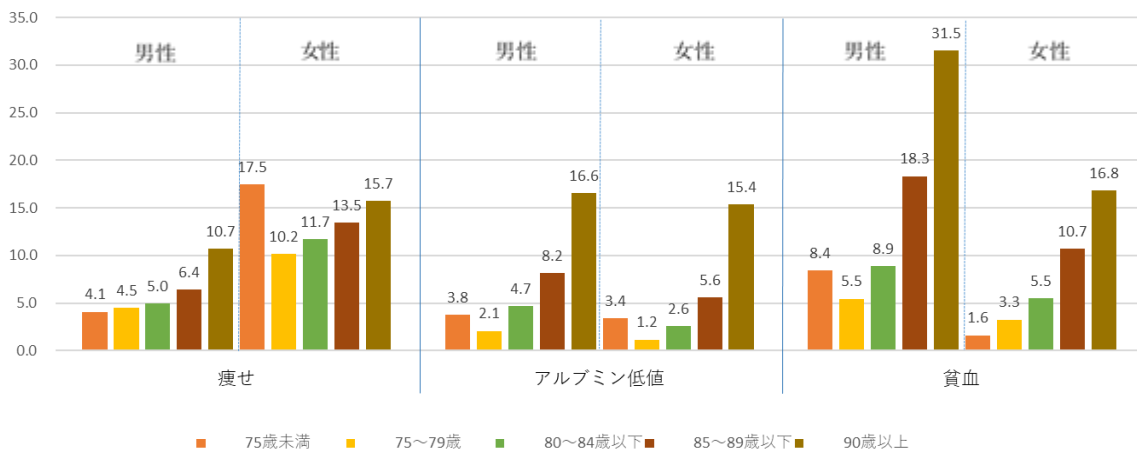
(2) 低栄養リスクの状況

身長・体重から算出するBMIで「痩せ」と判断される者は、75歳から89歳では女性が男性の約2倍となっていますが、血液検査により判断するアルブミン低値及び貧血の有所見率は男性の方が高くなっています。痩せはフレイルのリスクとされますが、BMI 18.5未満の健診受診者では、85歳から89歳で要支援認定率が市の認定率を上回り、75歳以上の総計でも市の認定率を上回っています。

アルブミン低値、貧血は男女とも75歳から89歳までの年齢区分が上がるごとに倍に増加しています。

これらは低栄養状態を疑わせる所見ではありますが、疾患により低下することもあるため、個別に判断する必要があります。

■後期高齢者の健診結果からみる年代別低栄養リスク（令和4年度）



痩せ：BMI 18.5未満の者 アルブミン低値：3.5 g/dl 以下の者
 貧血：ヘモグロビン値 男性 12 g/dl 以下 女性 11 g/dl 以下

（資料）令和4年度長野市後期高齢者健診結果集計

■参考 健診時BMI 18.5未満だった者の要介護認定状況（令和4年度）

年齢	要支援		要介護		長野市 要支援認定率（%）	長野市 要介護認定率（%）
	実数（人）	割合（%）	実数（人）	割合（%）		
75～79歳	22	2.5	38	4.3	3.2	6.6
80～84歳	57	6.9	88	10.7	7.1	14.3
85～89歳	93	15.0	125	20.2	13.5	29.8
90歳以上	65	13.9	190	40.7	14.4	58.5
総計	237	8.5	441	15.8	8.3	22.4

（資料）後期KDBシステム活用支援ツール（低栄養）
 長野市認定率は75歳以上被保険者のみの集計

2 自宅における看取りの状況

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域における医療・介護関係機関が連携して、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進が求められています。

人生の最期を住み慣れた自宅や老人ホームなどで迎えたいと望む人の割合は、56.2%となっており、病院で最期を迎えたい人の割合16.5%を大きく上回っています。(令和4年度 長野市高齢者等実態調査)

人口動態統計による死亡した場所のうち自宅・老人ホームの割合の推移をみると、本市、長野県、全国ともに、いずれもゆるやかな増加傾向にあり、特に令和2年以降で大きく増加しています。

本市では、令和3年に自宅死が13.3%、老人ホーム死が14.1%となっています。自宅死の割合は全国平均や長野県平均より低く、老人ホーム死の割合は全国平均より高く、長野県平均と同程度の水準で推移しています。

人生の最終段階においては、高齢者本人の状態を踏まえつつ、最期を迎えたい場所などの希望に応えることができる体制づくりが必要です。

■死亡場所別死亡率の推移

(%)

	長野市		長野県		全国	
	自宅死	老人ホーム死	自宅死	老人ホーム死	自宅死	老人ホーム死
平成30年	10.9	11.7	12.3	12.2	13.7	8.0
令和元年	10.4	11.9	12.2	12.8	13.6	8.6
令和2年	11.0	13.0	13.8	13.3	15.7	9.2
令和3年	13.3	14.1	15.3	14.0	17.2	10.0
令和4年	厚生労働省において集計中					

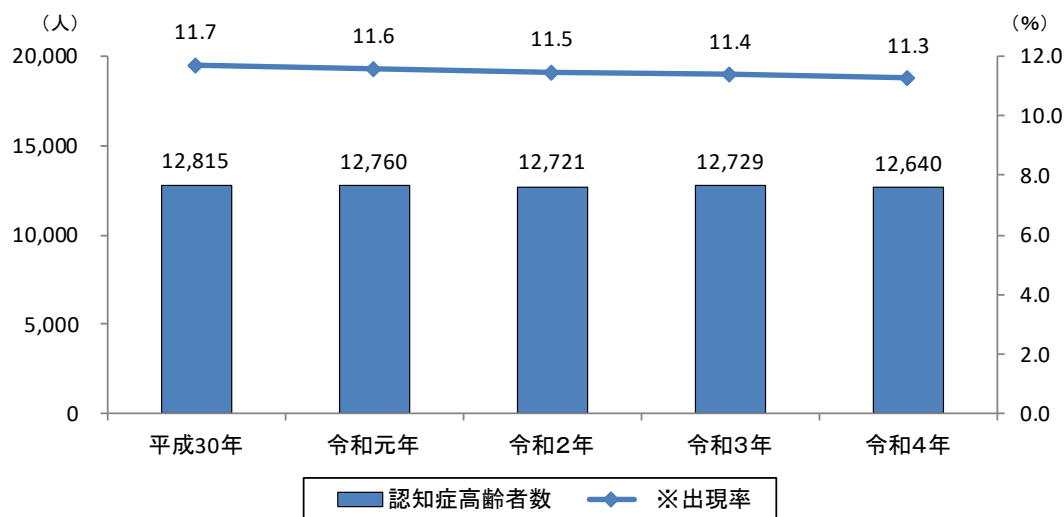
*ここでいう「自宅」は、人口動態統計によるもので、自宅、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅をいう。「老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。

(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

第6節 認知症高齢者の状況

本市の認知症高齢者数は、平成30年以降、ほぼ横ばいで推移しており、令和4年6月末日現在で12,640人となっています。高齢者全体に占める認知症高齢者の割合（出現率）は低下してきており、平成30年の11.7%から令和4年には11.3%となっています。

■認知症高齢者数・出現率の推移

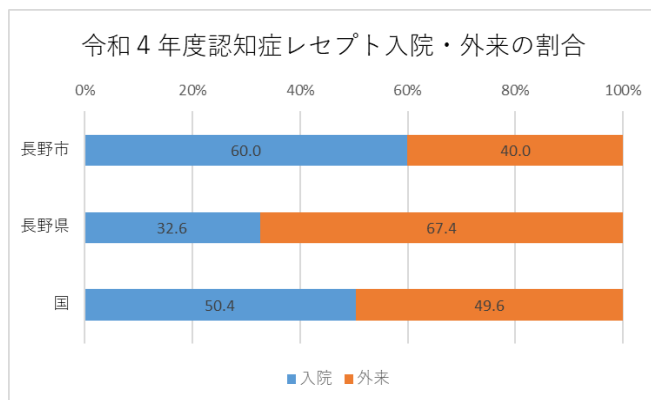
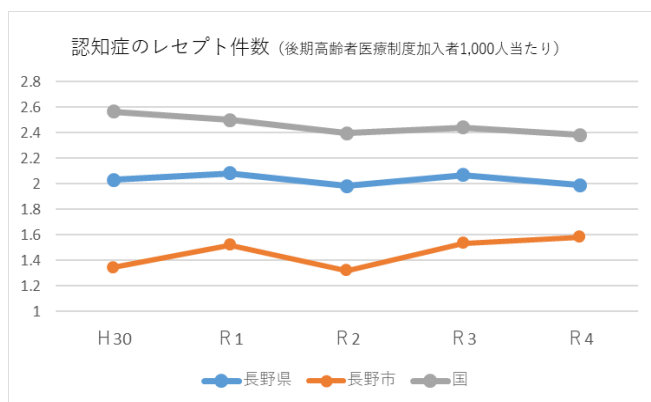


※各年6月末日現在

※要介護認定時に日常生活自立度Ⅱ以上と判定された人数

※出現率は、65歳以上人口（各年4月1日時点）に対する割合

被保険者1,000人当たりの認知症のレセプト件数は、国・県と比較して少ないですが、増加傾向となっています。入院・外来別では入院レセプトが60.0%を占め、長野県の約1.8倍、国の約1.2倍となっています。外来レセプト件数は被保険者1,000人当たり0.633件で、国（1.181件）・県（1.340件）の約半分であることから、入院を要しない段階からの受診の重要性を啓発していく必要があると考えられます。



(出典) KDBシステム（後期高齢者）

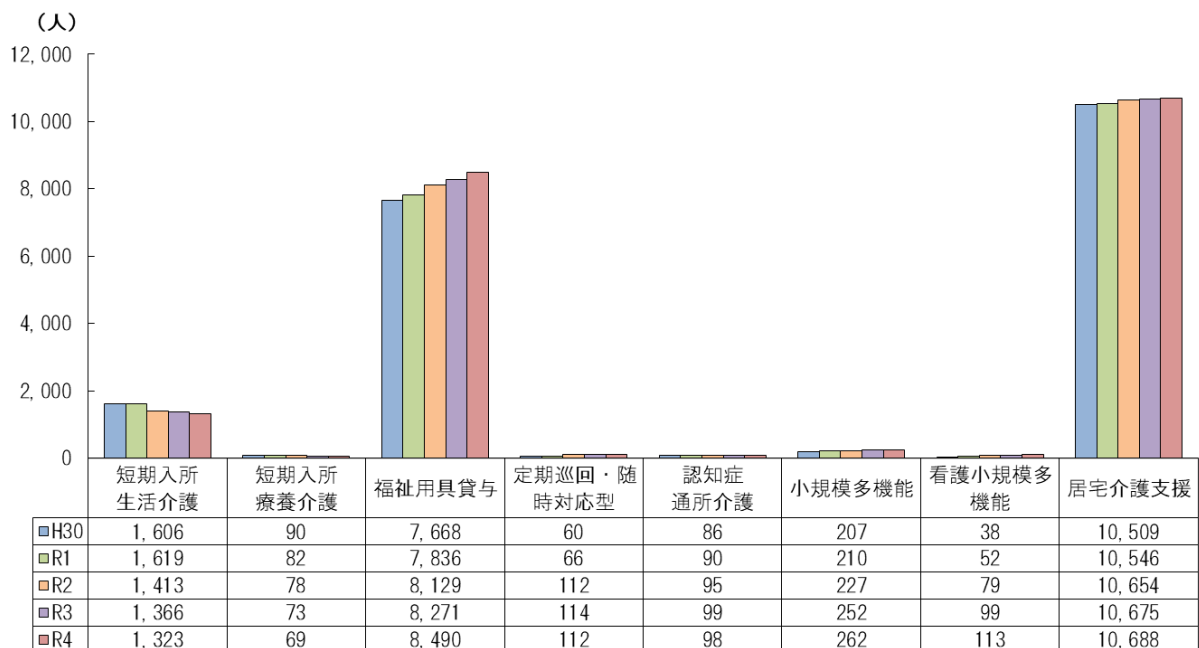
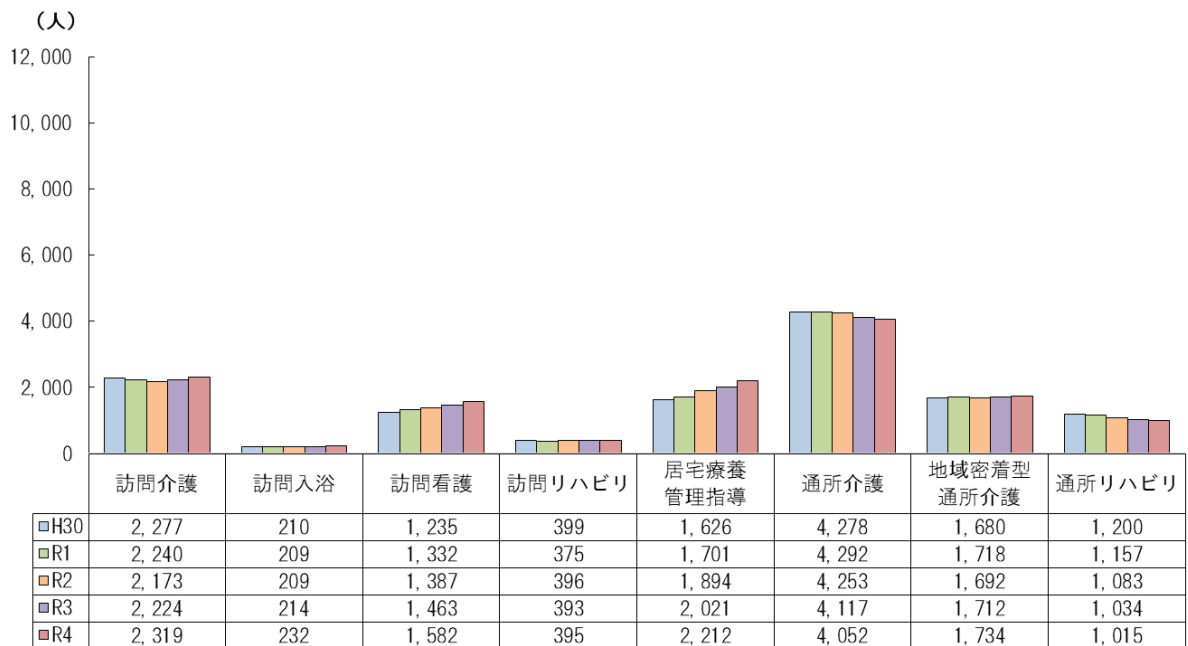
第7節 介護保険サービスの給付状況

1 利用者数の推移

(1) 在宅サービス

「訪問看護」、「居宅療養管理指導」、「福祉用具貸与」では増加傾向となっているほか、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」では、人数は少ないものの増加してきており、基盤整備が進んできている状況がうかがえます。

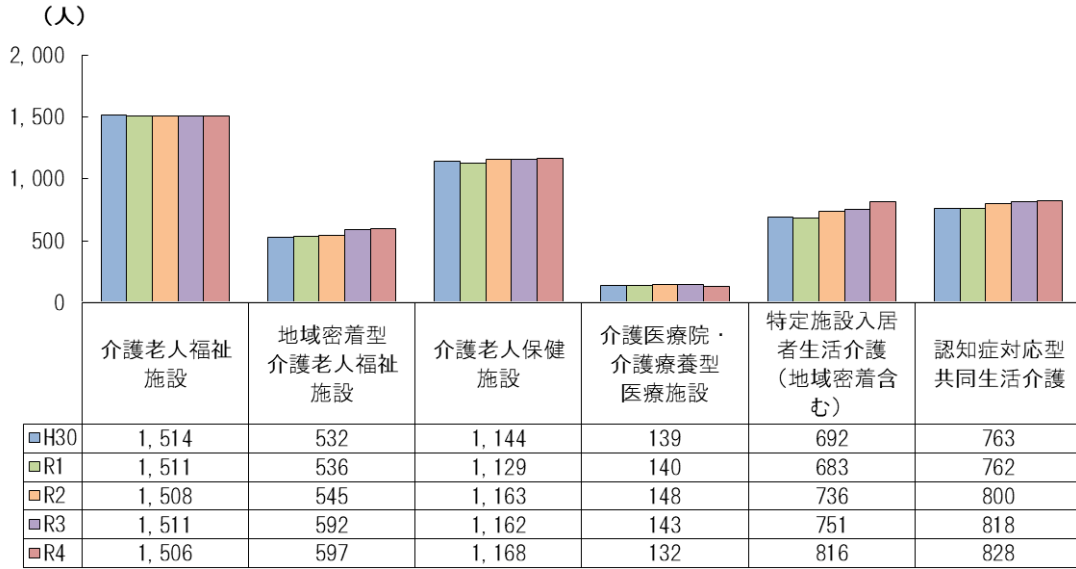
一方、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護」では減少傾向がみられます。



(出典) 地域包括ケア「見える化」システムから算出

(2) 施設・居住系サービス

施設・居住系サービスでは、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」は概ね横ばい、「地域密着型介護老人福祉施設」、「特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）」、「認知症対応型共同生活介護」では増加傾向がみられます。



(出典) 地域包括ケア「見える化」システムから算出

2 給付費の状況

(1) 総給付費の状況

施設サービス、居住系サービス、在宅サービスを合わせた「総給付費」の対計画比は、令和3年度で97.2%、令和4年度で96.1%となっています。

サービス系統別にみると、すべての系統で計画値を下回る実績となっています。

給付費		計画値		実績値		対計画比	
		令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
総給付費	千円	30,960,368	31,636,779	30,084,482	30,414,267	97.2%	96.1%
在宅サービス	千円	14,578,789	14,778,720	14,410,488	14,525,040	98.8%	98.3%
居住系サービス	千円	4,457,515	4,763,059	4,237,514	4,416,543	95.1%	92.7%
施設サービス	千円	11,924,064	12,095,000	11,436,480	11,472,684	95.9%	94.9%
第1号被保険者1人あたり給付費	円	277,341	283,319	269,121	271,823	97.0%	95.9%

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

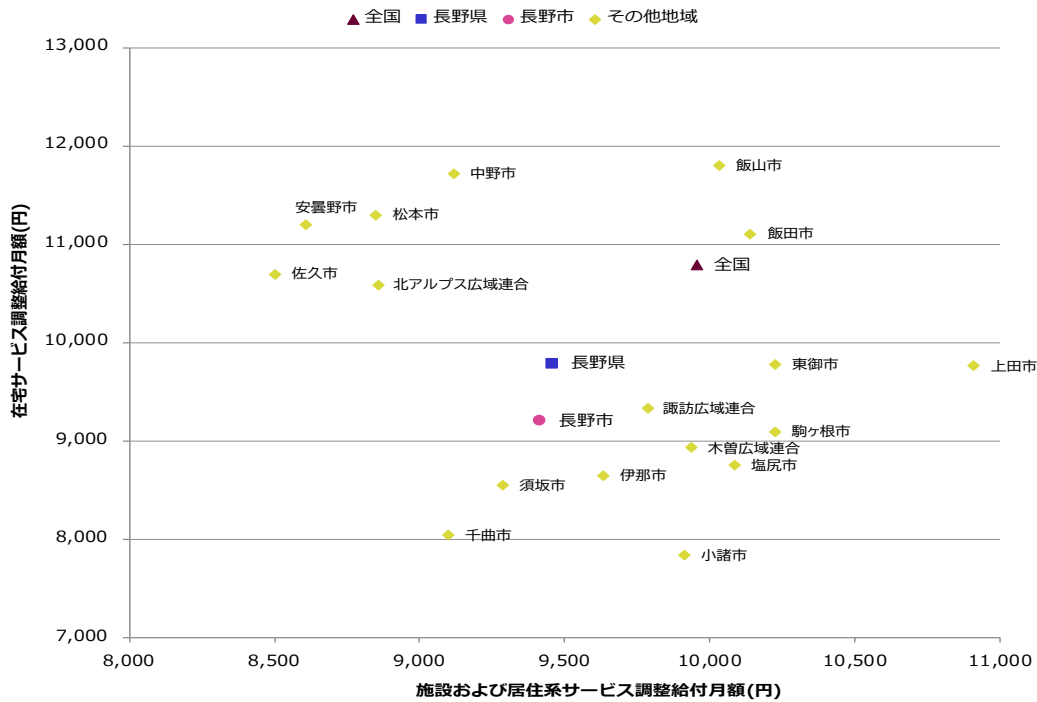
(2) 被保険者一人あたり給付費の比較

被保険者一人あたりサービス給付費（性・年齢調整後）を長野県、県内市及び広域連合と比較すると、長野市は、在宅サービス、施設・居住系サービスともに比較的バランスの取れた給付費となっています。

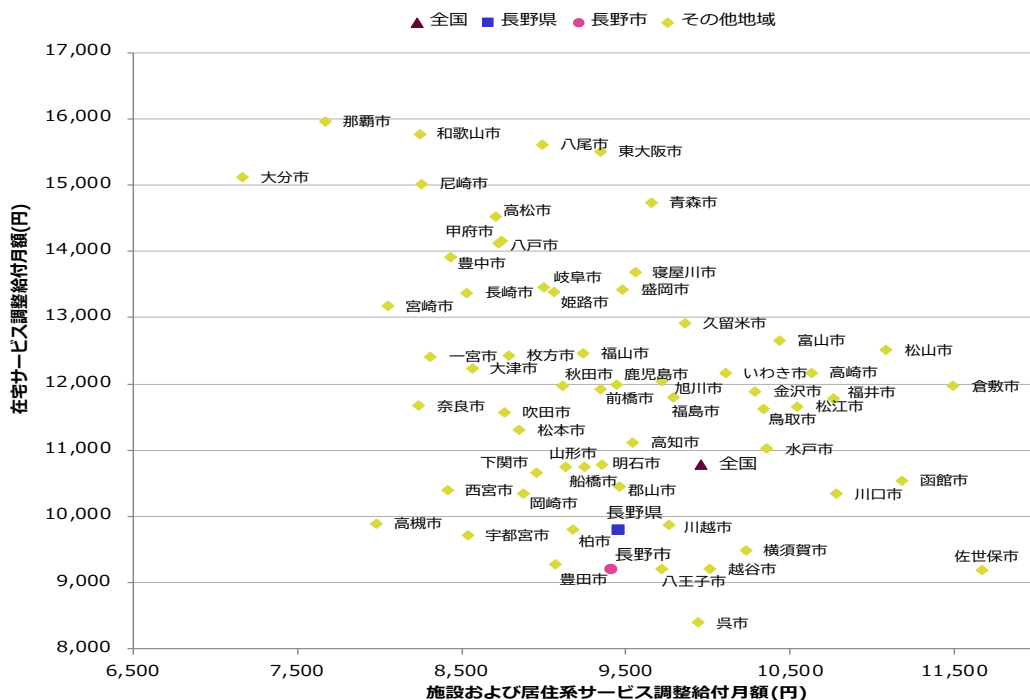
他の中核市と比較すると、在宅サービスの給付費が低く、施設・居住系サービスの給付費は平均的な値となっています。

全国と比べると在宅サービス、施設・居住系サービスともに低くなっています。

■ 県内市・広域連合との比較



■ 中核市との比較

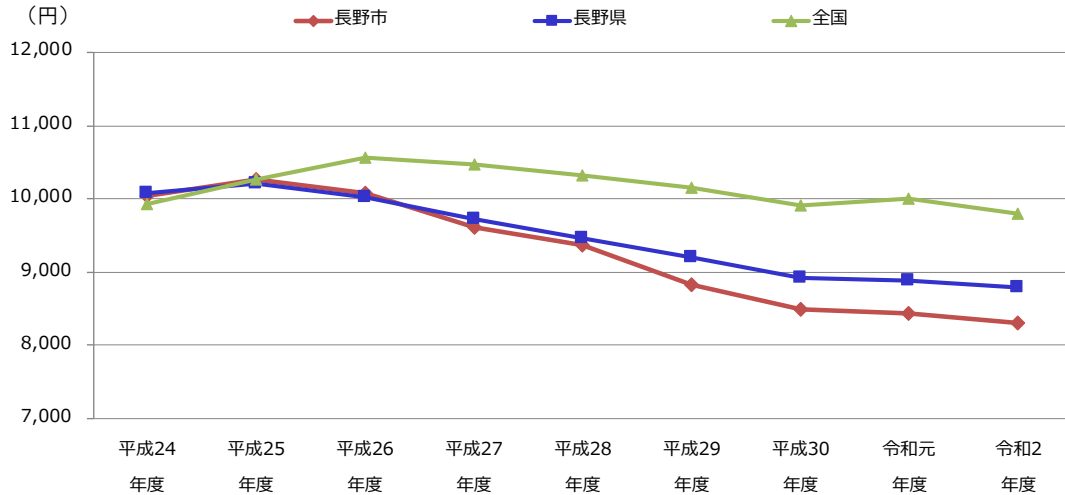


（３）被保険者一人あたり給付費の推移

被保険者一人あたり給付費（性・年齢調整後）の推移をみると、在宅サービスでは、平成25年度までは全国、県と同程度の水準で増加し、その後、全国、県と同様に減少に転じていますが、減少幅は全国、県と比べて大きくなっています。

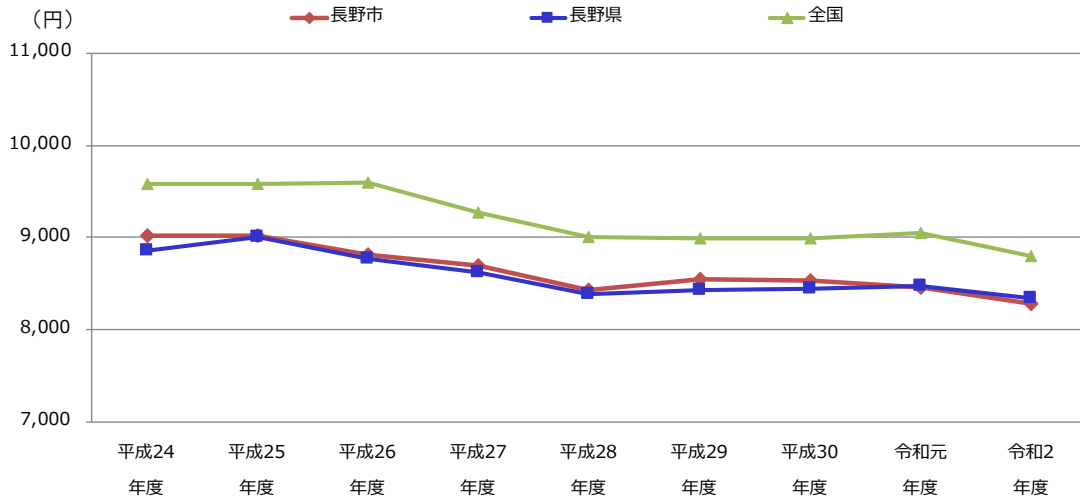
施設・居住系サービスでは、県と同程度、全国と比べて低い水準で推移しています。

■在宅サービス



(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

■施設・居住系サービス



(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

第8節 各種アンケート調査の結果概要

1 各種アンケート調査の実施概要

ア 長野市シニア一般調査			
調査対象	令和4年10月1日現在で要支援・要介護等の認定を受けていない60歳以上の市民から無作為抽出		
調査期間	令和5年1月11日～令和5年1月27日		
調査方法	郵送配布・郵送回収		
回収結果	配付数	回収数	回収率
	3,000票	2,120票	70.7%
イ 長野市高齢者等実態調査（元気高齢者等実態調査）			
調査対象	令和4年10月1日現在で要支援・要介護等の認定を受けていない65歳以上の市民から抽出		
調査期間	令和4年12月21日～令和5年1月5日		
調査方法	郵送配布・郵送回収		
回収結果	配付数	回収数	回収率
	1,036票	649票	62.6%
ウ 長野市高齢者等実態調査（居宅要介護・要支援認定者等実態調査）			
調査対象	令和4年10月1日現在の要支援・要介護認定を受けている（施設等入所者を除く）市民から抽出		
調査期間	令和4年12月21日～令和5年1月5日		
調査方法	郵送配布・郵送回収		
回収結果	配付数	回収数	回収率
	5,077票	2,715票	53.5%
エ 施設・居住系サービス利用者実態調査			
調査対象	令和4年6月の給付実績における介護保険施設・居住系サービス利用者の中から抽出した者の家族		
調査期間	令和4年12月23日～令和5年1月31日		
調査方法	郵送配布・郵送回収（前回調査時は介護あんしん相談員の対面による聞き取りで実施したが、コロナ禍の影響により調査方法を変更したもの）		
回収結果	配付数	回収数	回収率
	468票	310票	66.2%
オ 在宅生活改善調査			
調査対象	居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護施設、看護小規模多機能型居宅介護施設（ケアマネジャー）		
調査期間	令和5年1月16日～令和5年2月28日		
調査方法	電子メール		
回収結果	配付数	回収数	回収率
	120か所	89か所	74.2%

カ 居所変更実態調査			
調査対象	住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、グループホーム、特定施設、地域密着型特定施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム		
調査期間	令和5年2月6日～令和5年2月22日		
調査方法	電子メール		
回収結果	配付数	回収数	回収率
	213 か所	184 か所	86.4%
キ 介護サービス事業所調査			
調査対象	全介護サービス事業所（居宅介護支援事業所・居宅療養管理指導・短期入所療養介護を除く）		
調査期間	令和5年5月16日～令和5年6月9日		
調査方法	電子申請サービス		
回収結果	配付数	回収数	回収率
	589 か所	357 か所	60.6%
ク 介護人材実態調査			
調査対象	令和5年1月時点の全介護サービス事業所（居宅介護支援事業所・訪問看護・訪問リハビリテーション・短期入所療養介護・福祉用具貸与・販売を除く。サ高住・住宅型有料を含む）		
調査期間	令和5年2月28日～令和5年3月22日		
調査方法	電子メール		
回収結果	配付数	回収数	回収率
	549 か所	347 か所	63.2%
ケ 地域包括支援センター調査			
調査対象	地域包括支援センター		
調査期間	令和5年3月1日～令和5年3月31日		
調査方法	電子メール		
回収結果	配付数	回収数	回収率
	20 か所	20 か所	100%

2 健康・介護予防について

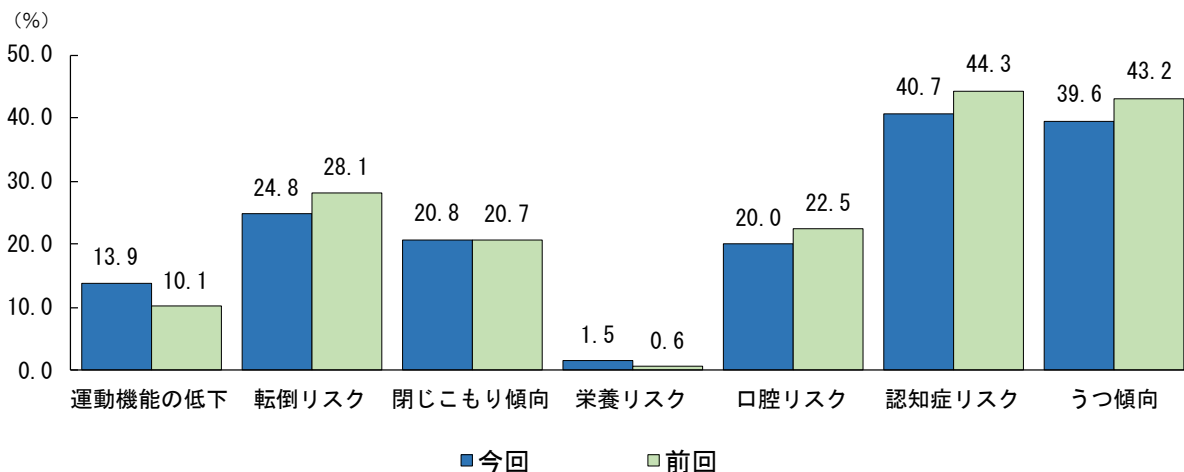
(1) 要介護等のリスクについて

元気高齢者等実態調査における回答結果から、生活機能の各種リスク判定を行ったところ、認知症リスク及びうつ傾向で4割強、転倒リスクで約3割、閉じこもり傾向及び口腔リスクで約2割、運動機能の低下で約1割の高齢者が該当しています。

年齢別にみると、80歳以上で認知症リスク、85歳以上で運動機能の低下及び転倒リスク、90歳以上で閉じこもり傾向のリスク該当者の割合が増加しています。うつ傾向は年齢による差はみられません。

リスクの種類	設 問	該当する選択肢	条件
運動器の機能低下	・階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。	3 できない	3問以上該当
	・椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。	3 できない	
	・15分位続けて歩いていますか。	3 できない	
	・過去1年間に転んだ経験がありますか。	1 何度もある 2 1度ある	
	・転倒に対する不安は大きいですか。	1 とても不安である 2 やや不安である	
転倒リスク	・過去1年間に転んだ経験がありますか。	1 何度もある 2 1度ある	いずれかに該当
閉じこもり傾向	・週に1回以上は外出していますか。	1 ほとんど外出しない 2 週1回	いずれかに該当
	・昨年と比べて外出の回数が減っていますか。	1 とても減っている 2 減っている	いずれかに該当
栄養リスク	・あなたの身長と体重を記入してください。	肥満度（BMI）が18.5未満	両方に該当
	・6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか。	1 はい	
口腔リスク	・半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。	1 はい	2問以上該当
	・お茶や汁物などでむせることがありますか。	1 はい	
	・口の渇きが気になりますか。	1 はい	
認知症リスク	・物忘れが多いと感じますか。	1 はい	1問以上該当
	・自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか。	2 いいえ	
	・今日が何月何日かわからないときがありますか。	1 はい	
うつ傾向	・この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。	1 はい	1問以上該当
	・この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか。	1 はい	

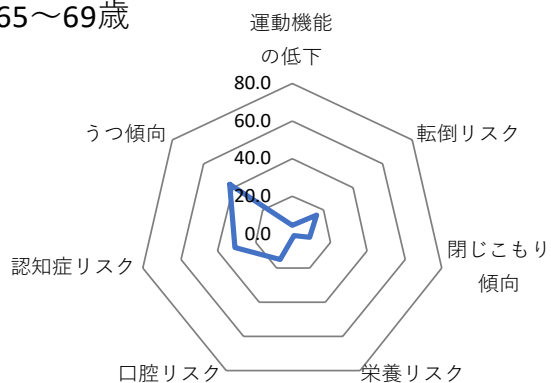
■各種リスク該当者の割合（元気高齢者等実態調査）



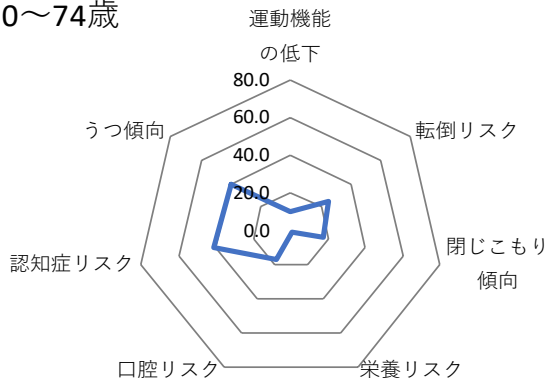
■年齢別_各種リスク該当者の割合（元気高齢者等実態調査）

単位：%

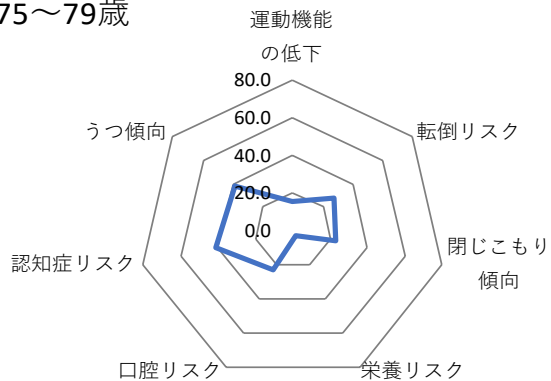
65～69歳



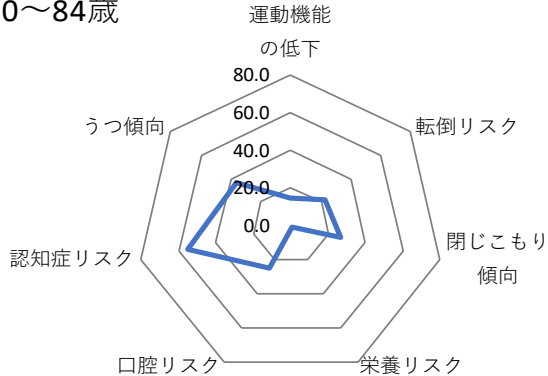
70～74歳



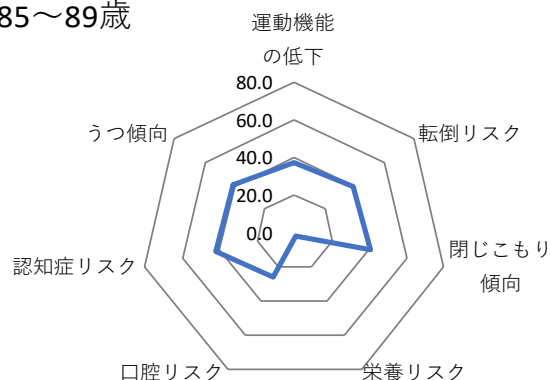
75～79歳



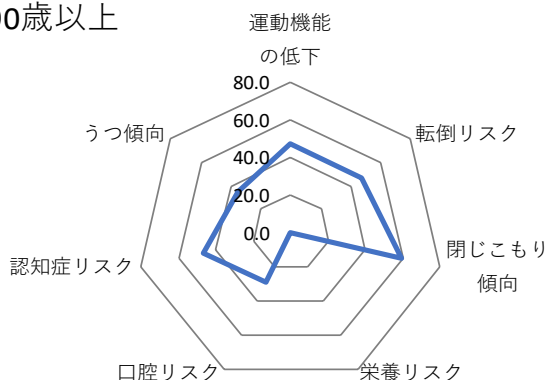
80～84歳



85～89歳



90歳以上



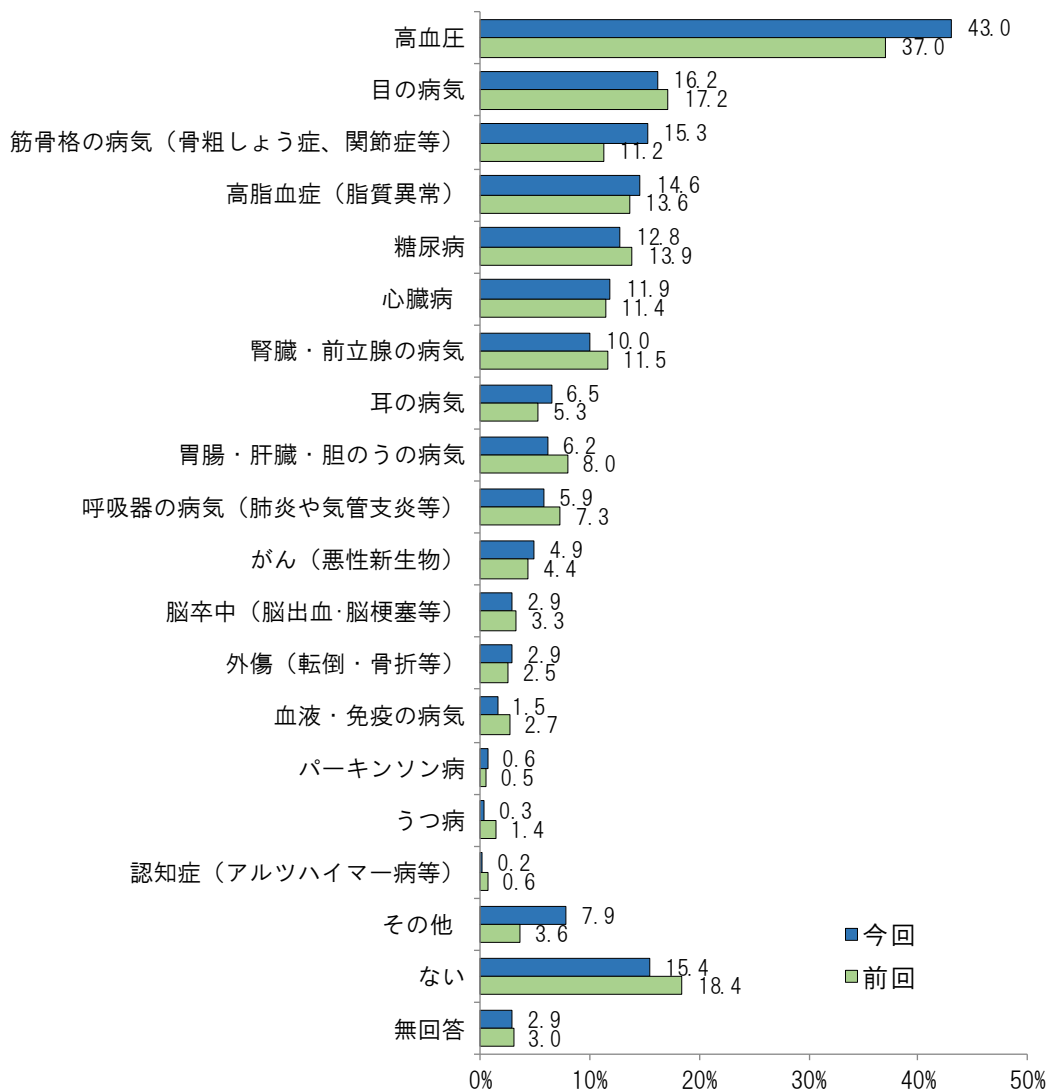
(2) 疾病の状況について

元気高齢者が現在治療中、または後遺症のある病気の罹患状況について、「高血圧」が43.0%で最も高く、令和2年度に実施した調査（以下、「前回調査」という）と比べても6.0ポイント増加しています。

次いで「目の病気」、「筋骨格の病気」、「高脂血症（脂質異常）」の順に高くなっています。前回調査と比べて「筋骨格の病気」の割合が増加しています。

「ない」と回答した人は15.4%で、前回調査と比べて減少しています。

■現在治療中、または後遺症のある病気（元気高齢者等実態調査）

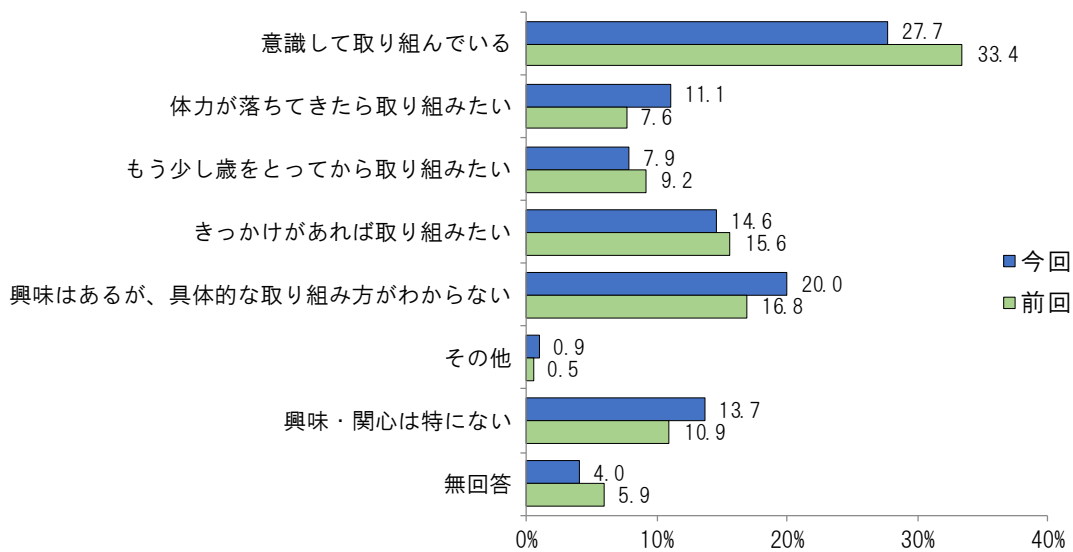


(3) 介護予防への取り組み

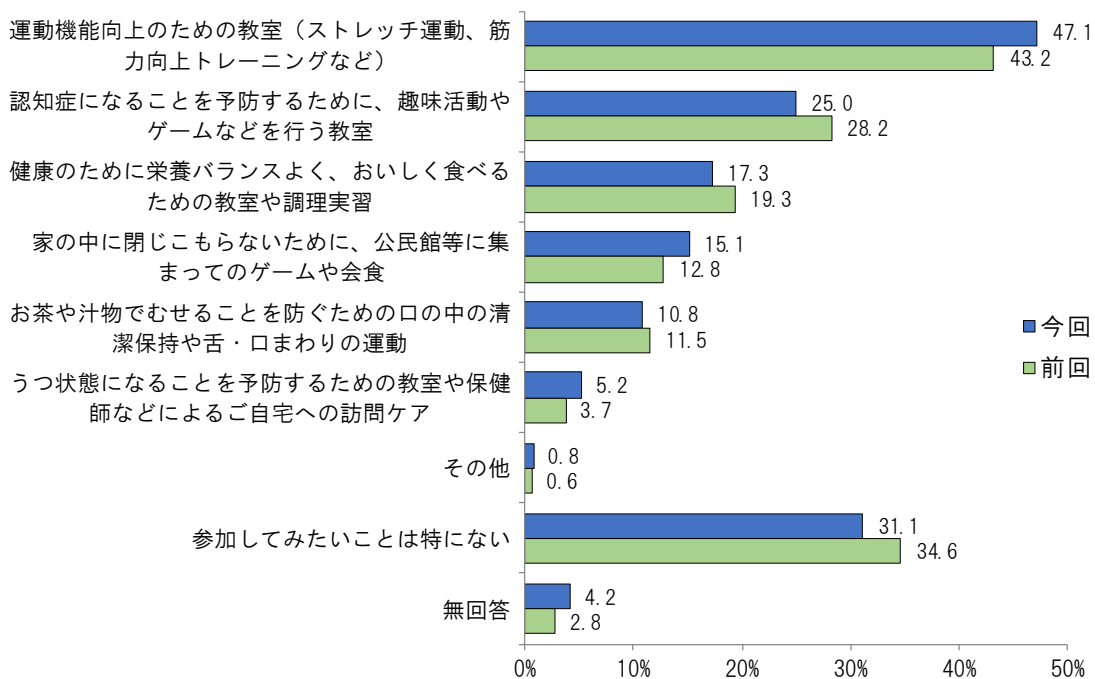
元気高齢者に介護予防への取組状況についてうかがったところ、「意識して取り組んでいる」の割合が27.7%で、前回調査と比べて5.7ポイント減少しています。一方、「体力が落ちてきたら取り組みたい」、「興味はあるが具体的な取り組み方がわからない」の割合は増加しています。

今後、参加してみたい介護予防の取り組みについて、「運動機能向上のための教室」が最も高く、次いで「認知症になることを予防するために、趣味活動やゲームなどを行う教室」、「健康のために栄養バランスよく、おいしく食べるための教室や調理実習」が続いています。

■介護予防への取組について（元気高齢者等実態般調査）



■今後、参加してみたい介護予防（元気高齢者等実態般調査）



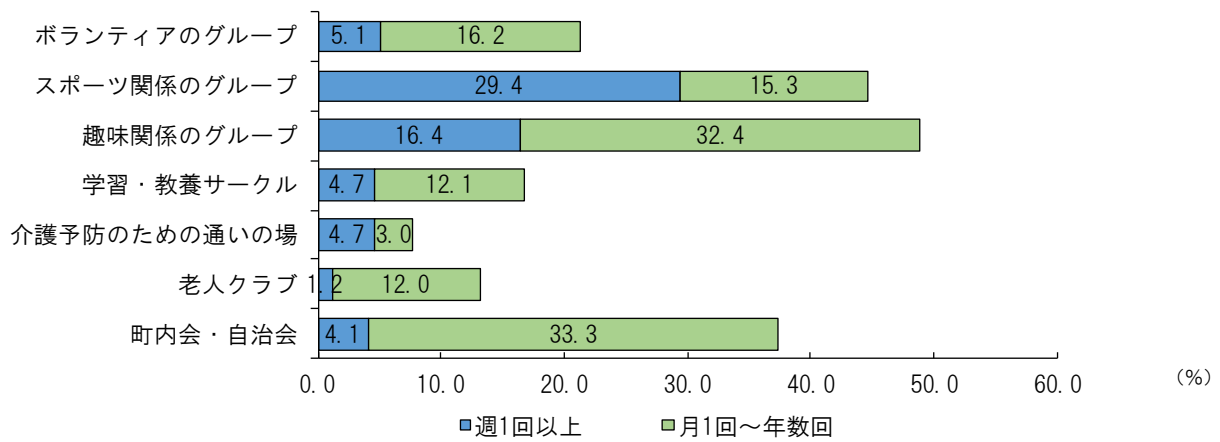
3 社会参加・地域活動について

(1) 社会活動等への参加状況

何らかの地域の会やグループへの参加状況について、週1回以上参加している人の割合が高いグループは「スポーツ関係のグループ」で、29.4%の人が週1回以上参加しています。年数回以上参加している人の割合が高いグループは「趣味関係のグループ」、「町内会・自治会」となっています。

社会活動等への参加状況について、「収入ある仕事」を週1回以上している人が29.2%と高く、「地域の生活環境改善」に年数回以上参加している人の割合も15.0%と高くなっています。

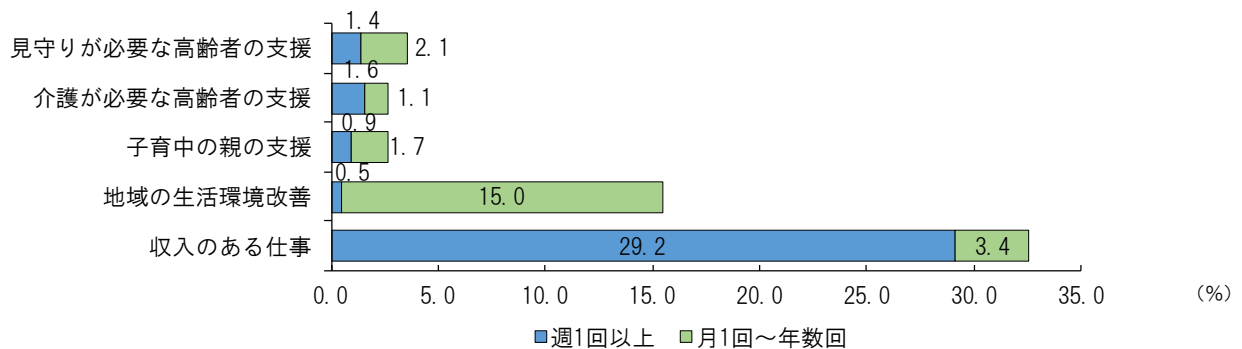
■地域の会やグループへの参加状況（シニア一般調査）



(前回調査からの増減)

	ボランティアのグループ	スポーツ関係のグループ	趣味関係のグループ	学習・教養サークル	介護予防のための通いの場	老人クラブ	町内会・自治会
週1回以上	0.9	1.2	0.7	0.4	0.1	0.1	0.1
月1回～年数回	-1.0	1.3	-1.5	0.4	-2.3	-2.3	-1.2

■社会活動等への参加状況（シニア一般調査）



(前回調査からの増減)

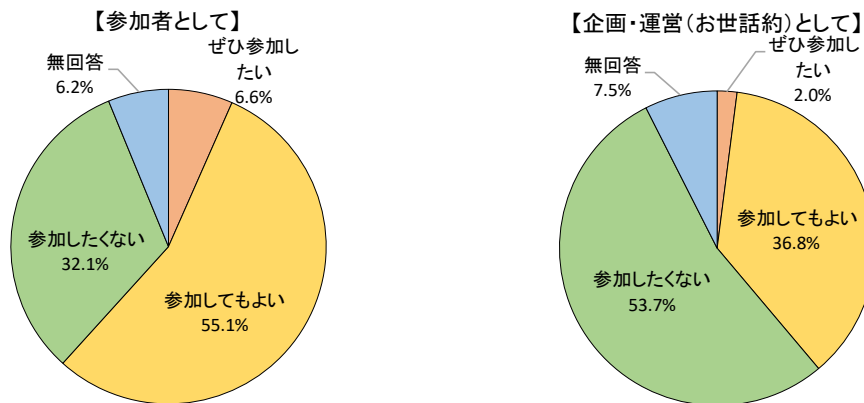
	見守りが必要な高齢者の支援	介護が必要な高齢者の支援	子育て中の親の支援	地域の生活環境改善	収入のある仕事
週1回以上	-0.2	0.1	-0.8	-0.7	-0.6
月1回～年数回	-1.4	-1.2	-0.7	-3.0	-0.3

(2) 住民有志による活動への参加意向

一般高齢者に、地域住民による健康づくり活動や趣味などのグループ活動への参加意向をうかがったところ、「参加者として」では、「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」を合わせると、61.7%の人が参加意向を示しています。また、「企画・運営（お世話役）として」でも、38.8%の人が「参加してもよい」と回答しています。

前回調査の結果と比べると、「参加者として」、「企画・運営（お世話役）として」いずれも「参加したくない」の割合がやや増加しています。

■地域住民の有志による活動への参加意向（シニア一般調査）



(前回調査との比較)

カテゴリー名	今回			前回			増減 (%)
	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	
ぜひ参加したい	6.6	6.6	9.0	-2.4			
参加してもよい	55.1	55.1	58.9	-3.8			
参加したくない	32.1	32.1	27.9	4.2			
無回答	6.2	6.2	4.1	2.1			

カテゴリー名	今回			前回			増減 (%)
	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	
ぜひ参加したい	2.0	2.0	3.3	-1.3			
参加してもよい	36.8	36.8	43.0	-6.2			
参加したくない	53.7	53.7	49.6	4.1			
無回答	7.5	7.5	4.1	3.4			

4 地域での支え合いについて

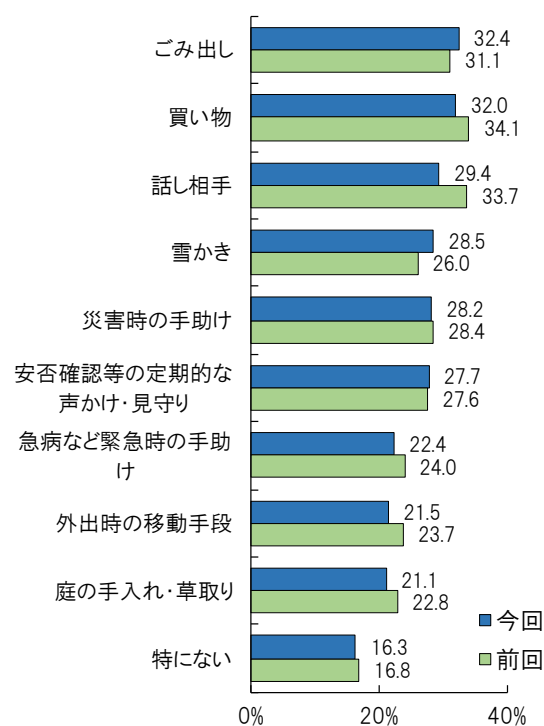
一般高齢者に、隣近所に高齢や病気・障害などで困っている家庭があった場合、どのような支援ができるかがあったところ、「ごみ出し」、「買い物」、「話し相手」、「雪かき」、「災害時の手助け」、「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」等が上位に来ています。

一方、要支援・要介護認定者に、日常生活上支援が必要になったときに、地域の人に支援してほしいことをうかがったところ、「雪かき」、「災害時の手助け」、「急病など緊急時の手助け」、「外出の際の移動手段」、「買い物」、「ごみ出し」等が上位に来ています。

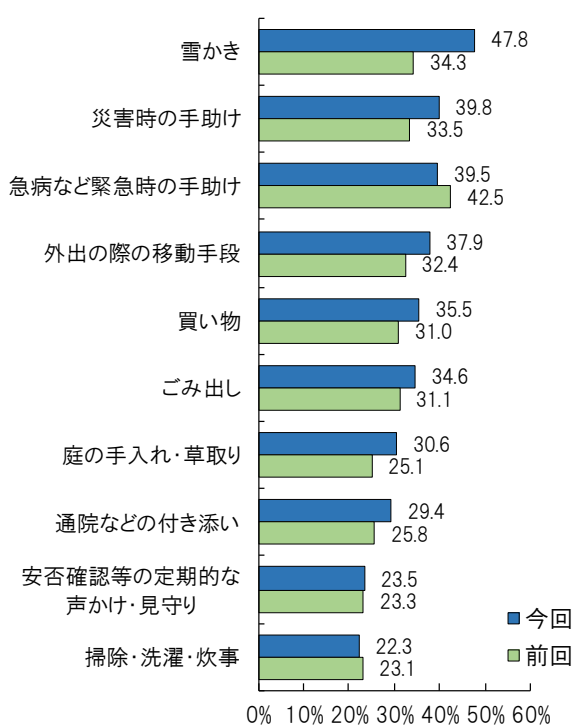
前回調査の結果と比べると、支援してほしいこととして「雪かき」の割合が増加しています。

■地域で支援できること、支援してほしいこと (シニア一般調査、居宅要介護・要支援認定者等実態調査)

【支援できること】



【支援してほしいこと】



5 認知症について

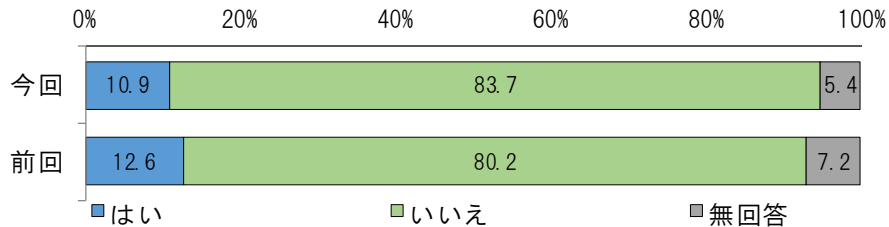
認知症に関する相談窓口を知っているかどうかについて、元気高齢者の83.7%、要介護・要支援認定者の71.1%の人が「いいえ」と回答しています。

元気高齢者に、認知症サポーター養成講座への参加意向をうかがったところ、62.2%の人が参加したい、もしくは既に参加したことがあると回答しています。

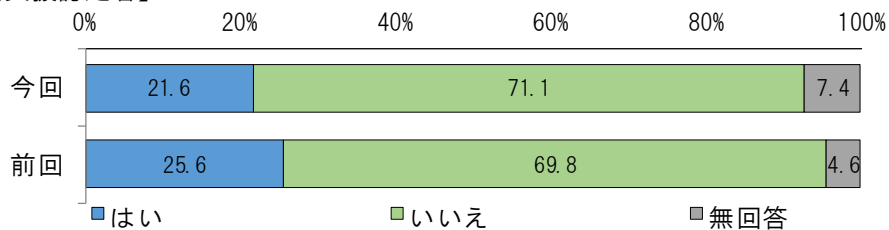
要介護・要支援認定者に、どのようなことが充実すれば、認知症になっても安心して暮らしていくことができるかがあったところ、「認知症の受診・治療ができる病院・診療所」が55.2%で最も高く、次いで「入所できる施設」、「専門相談窓口」と続いています。前回調査と比べると、「認知症の受診・治療ができる病院・診療所」、「専門相談窓口」の割合が増加しています。

■ 認知症に関する相談窓口の認知度 (元気高齢者等実態調査、居宅要介護・要支援認定者等実態調査)

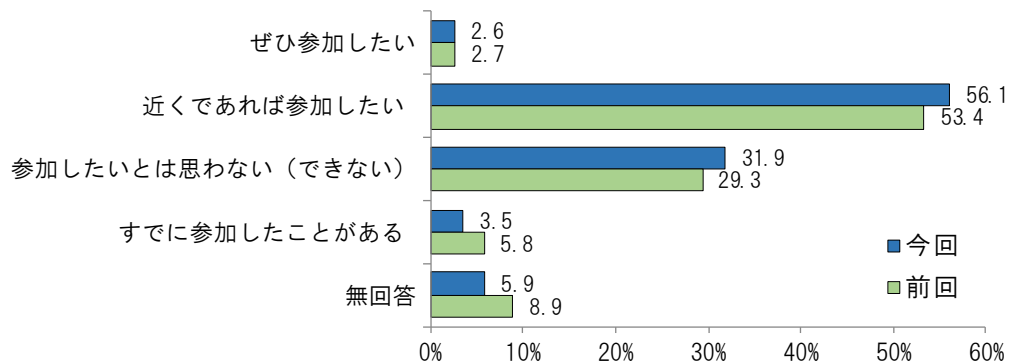
【元気高齢者】



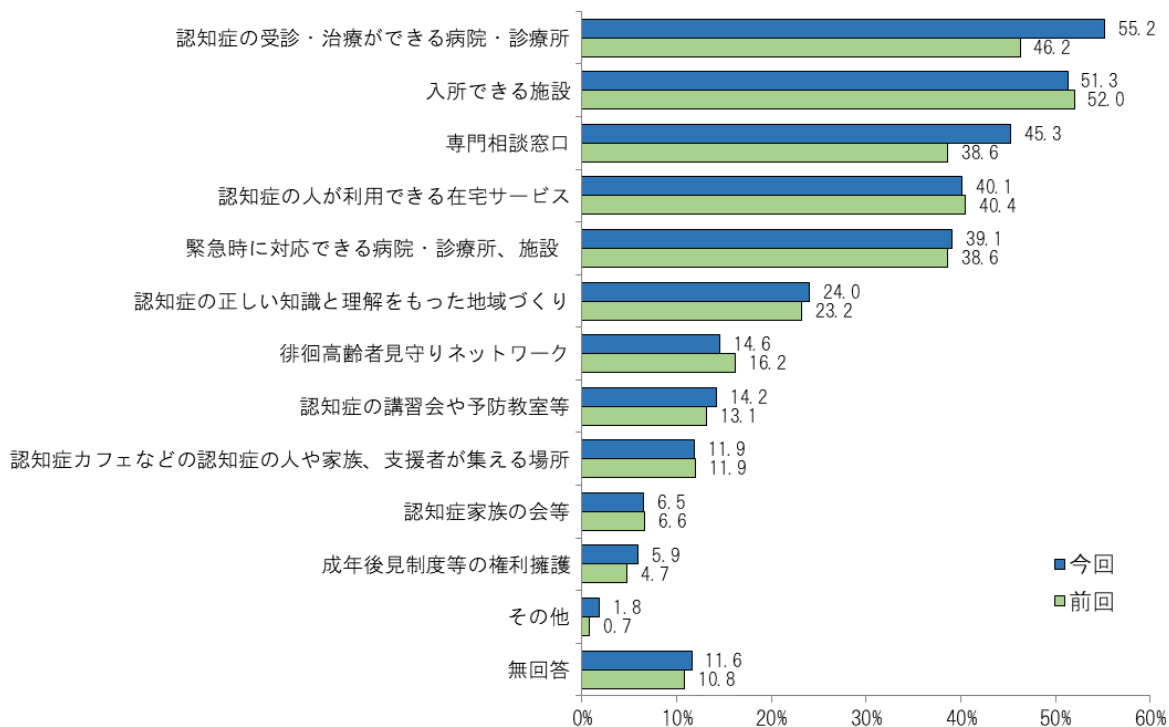
【要介護・要支援認定者】



■ 認知症サポーター養成講座への参加意向 (元気高齢者等実態調査)



■認知症になっても安心して暮らせるために充実すべきこと
 (居宅要介護・要支援認定者等実態調査)



6 在宅介護について

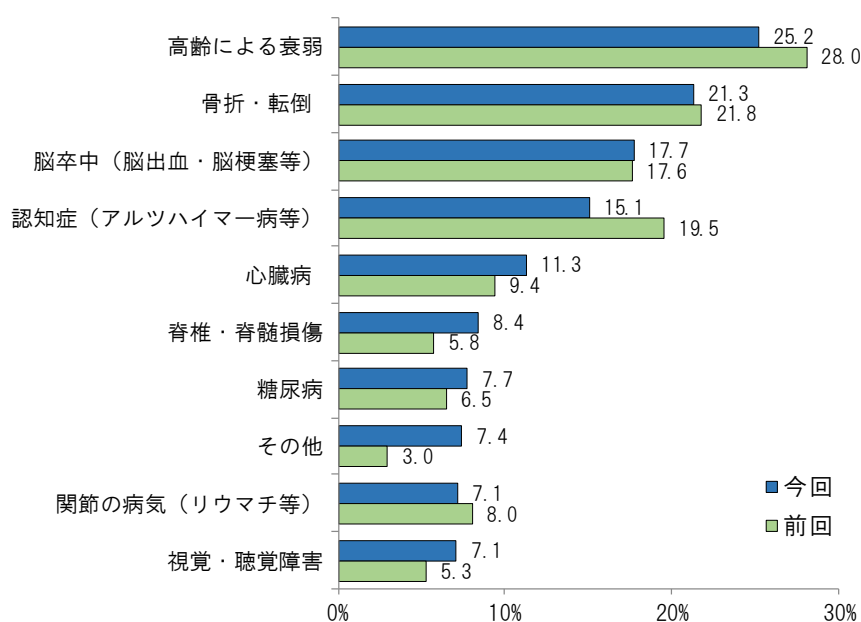
(1) 要介護になった主な原因

要介護・要支援認定者の介護・介助が必要になった主な原因について、「高齢による衰弱」が25.2%で最も高く、次いで「骨折・転倒」、「脳卒中」と続いています。前回調査と比べると、「高齢による衰弱」、「認知症」の割合が減少しています。

性別にみると、男性は女性に比べ「脳卒中」、「心臓病」、「糖尿病」等の割合が高く、女性は男性に比べ、「転倒・骨折」、「高齢による衰弱」「関節の病気」の割合が高くなっています。また、年齢別にみると、80歳未満では「脳卒中」が最も高くなっています。

■介護・介助が必要になった主な原因【上位10項目】

(居宅要介護・要支援認定者等実態調査)



	合計	高齢による衰弱	骨折・転倒	脳卒中	認知症	心臓病	脊椎・脊髄損傷	糖尿病	その他	関節の病気	視覚・聴覚障害
全体	2157	25.2	21.3	17.7	15.1	11.3	8.4	7.7	7.4	7.1	7.1
男性	985	20.6	15.5	26.2	14.2	13.7	8.3	11.7	8.0	4.3	7.7
女性	1172	29.0	26.1	10.6	15.8	9.3	8.4	4.4	6.9	9.6	6.6
40～64歳	38	0.0	2.6	55.3	2.6	2.6	0.0	0.0	13.2	0.0	0.0
65～69歳	70	5.7	20.0	31.4	4.3	7.1	12.9	4.3	12.9	12.9	7.1
70～74歳	179	5.6	13.4	32.4	9.5	7.3	11.7	10.1	17.9	3.9	2.8
75～79歳	282	9.6	14.9	24.5	13.1	7.4	7.8	10.6	6.7	7.8	5.7
80～84歳	469	19.0	19.2	19.0	17.9	11.5	8.7	9.8	8.5	8.3	5.8
85～89歳	599	28.5	25.0	14.2	17.0	13.0	9.8	7.7	5.5	8.3	8.0
90歳以上	518	46.7	26.6	7.3	15.6	13.9	5.6	4.6	4.2	5.2	10.0

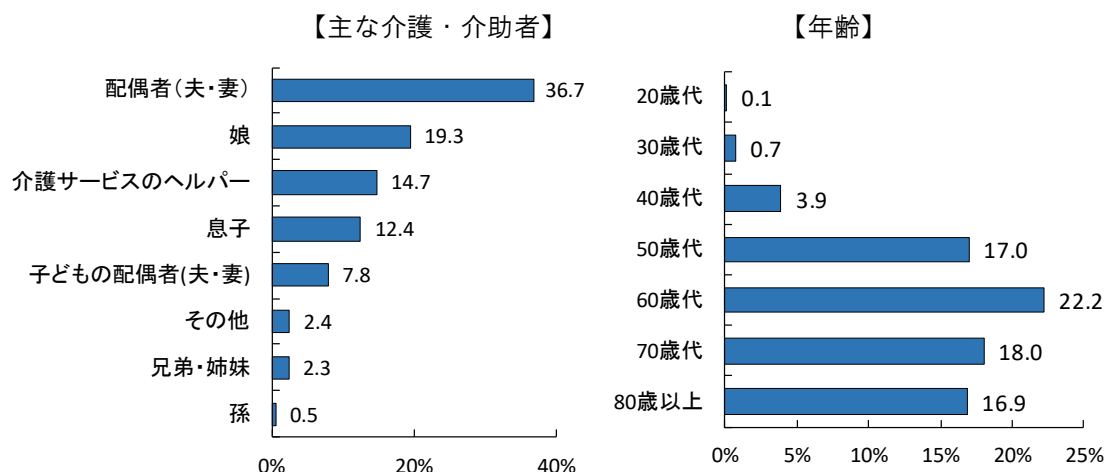
(2) 介護者の状況

要支援・要介護認定者の主な介護・介助者は、「配偶者（夫・妻）」が 36.7%で最も多く、次いで「娘」、「介護サービスのヘルパー」と続いています。

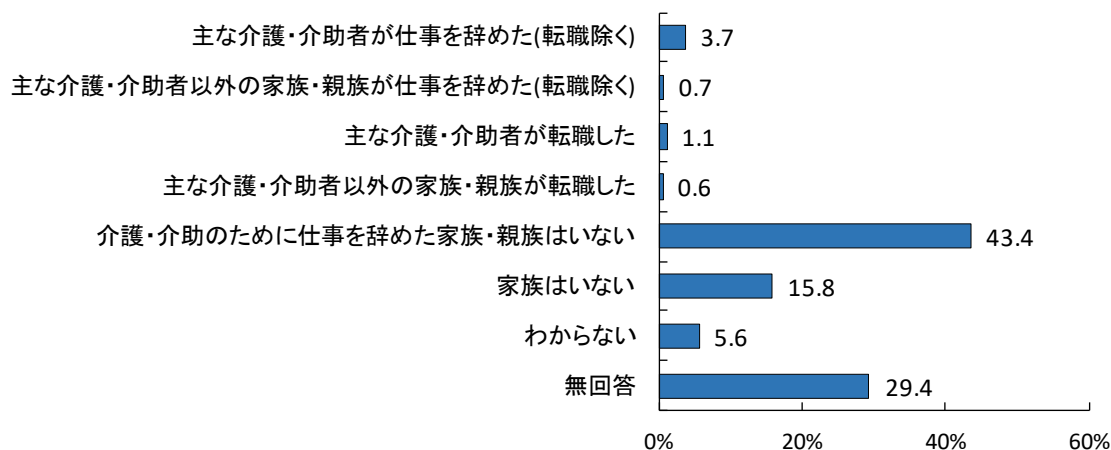
主な介護・介助者（家族のみ）の年齢は、「60 歳代」が 22.2%で最も多くなっています。また、「70 歳代」、「80 歳代」が合わせて 34.9%となっています。

過去 1 年間に介護を理由に主な介護者等が仕事を辞めたり、転職したと回答した人は、合わせて 6.1%となっています。

■主な介護・介助者及び年齢（居宅要介護・要支援認定者等実態調査）

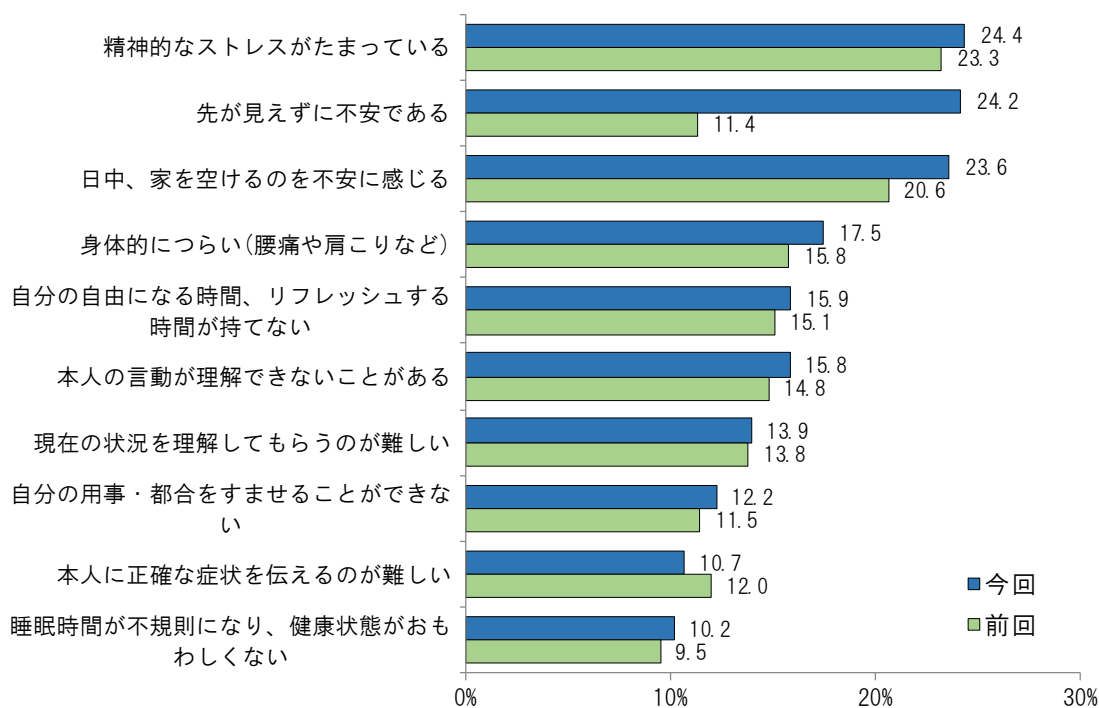


■過去 1 年間に仕事を辞めたり転職したこと（居宅要介護・要支援認定者等実態調査）



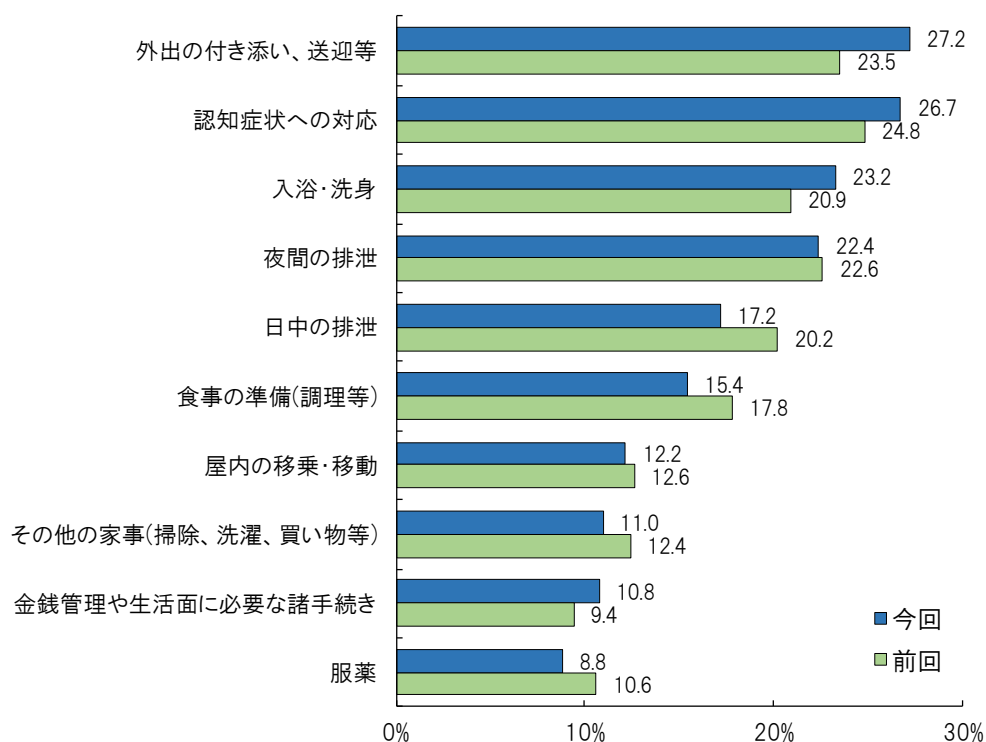
主な介護・介助者に、介護・介助する上で困っていることについてうかがったところ、「精神的なストレスがたまっている」が 24.4%で最も高く、次いで「先が見えずに不安である」、「日中、家を空けるのを不安に感じる」と続いています。前回調査と比べると、「先が見えずに不安である」が大きく増加しているほか、「日中、家を空けるのを不安に感じる」の割合が増加しています。

■介護・介助する上で困っていること【上位10項目】
 (要介護・要支援認定者等実態調査)



現在の生活を継続するにあたって不安に感じる介護等についてうかがったところ、「外出の付き添い、送迎等」が27.2%で最も高く、次いで「認知症状への対応」、「入浴・洗身」と続いており、前回と比べて割合が増加しています。

■現在の生活を継続していくにあたって不安に感じる介護等【上位10項目】
 (要介護・要支援認定者等実態調査)



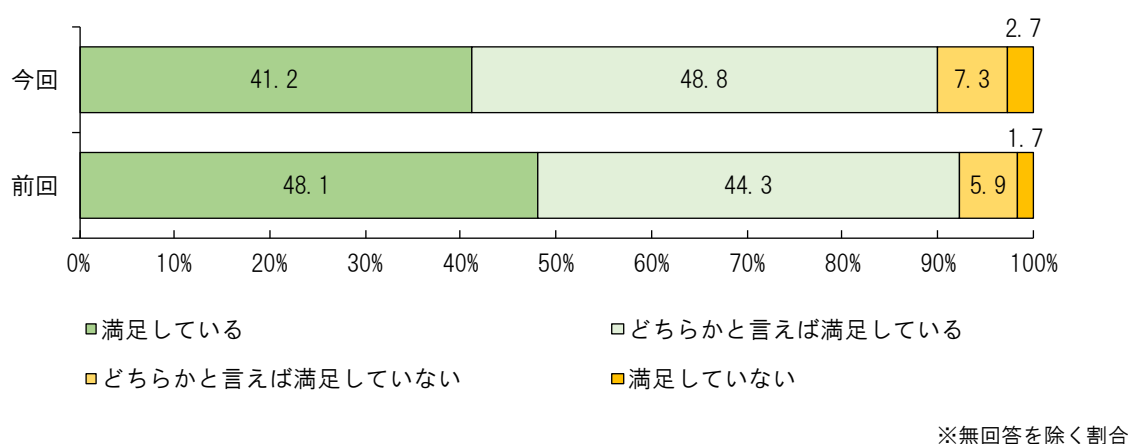
7 在宅サービスについて

(1) サービスの満足度

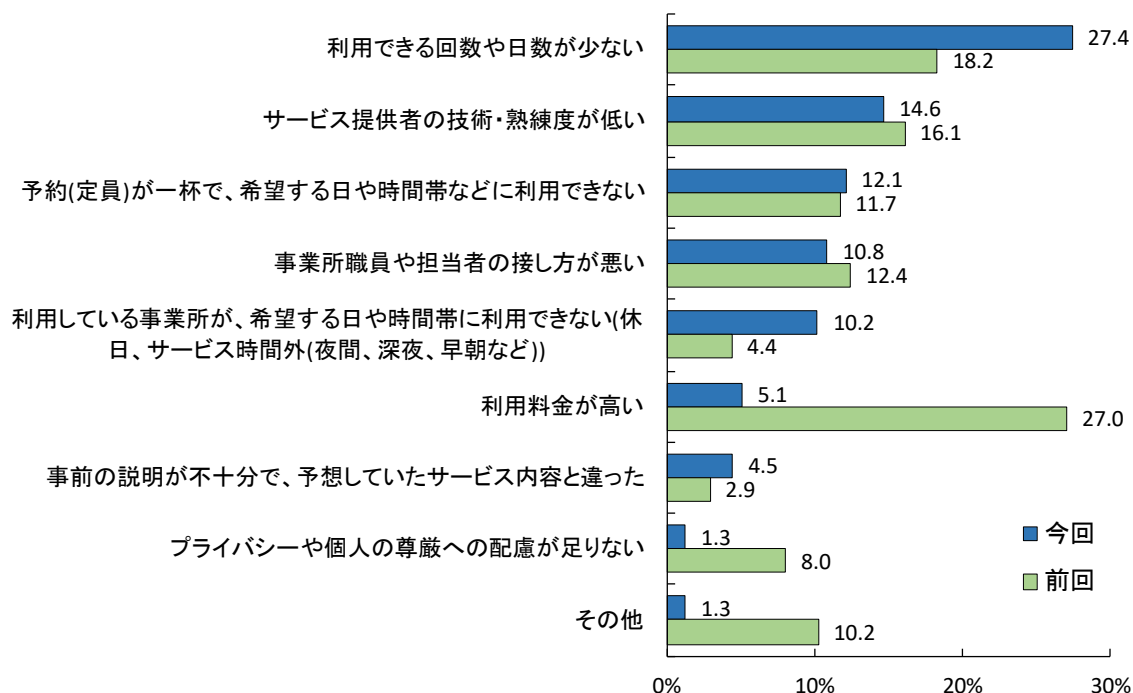
在宅で介護保険サービスを利用している人に、サービスの満足度をうかがったところ、「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせると90%の人が『満足』と回答しています。前回調査と比べると、「満足している」の割合が減少しています。

満足していない理由について、「利用できる回数や日数が少ない」が27.4%で最も高く、次いで「サービス提供者の技術・熟練度が低い」、「予約(定員)が一杯で、希望する日や時間帯などに利用できない」と続いています。前回調査と比べると、「利用料金が高い」の割合が大きく減少しているほか、「プライバシーや個人の尊厳への配慮が足りない」の割合が減少している一方、「利用できる回数や日数が少ない」の割合が増加しています。

■介護保険サービスの満足度（居宅要介護・要支援認定者等実態調査）



■満足していない理由（居宅要介護・要支援認定者等実態調査）

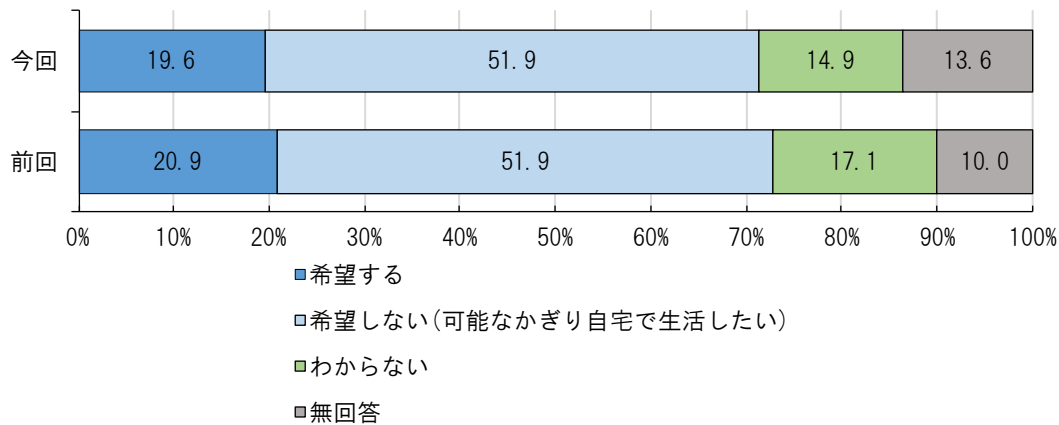


(2) 在宅生活の継続について

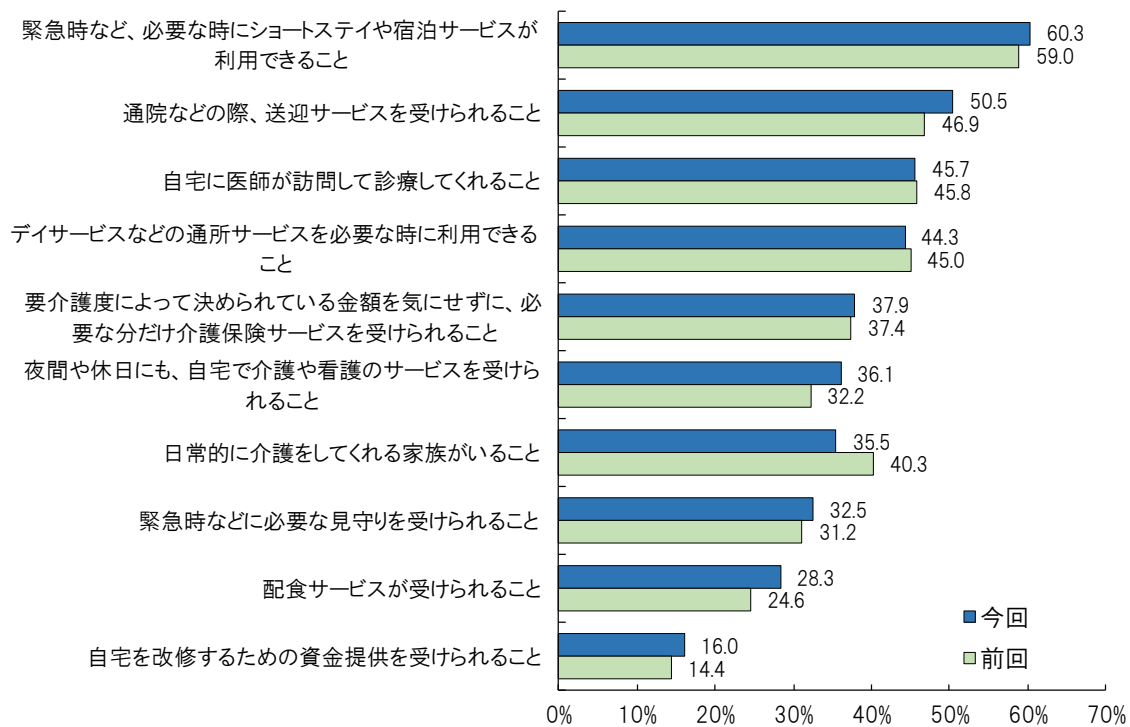
在宅で暮らす要支援・要介護認定者に、施設や高齢者向け住宅への入所希望をうかがったところ、「希望しない（可能な限り自宅で生活したい）」が51.9%、「希望する」が19.6%となっています。

自宅で暮らし続けるために必要な支援について、「緊急時など、必要なときにショートステイや宿泊サービスが利用できること」が60.3%で最も高く、次いで「通院などの際、送迎サービスを受けられること」、「自宅に医師が訪問して診療してくれること」と続いています。

■施設や高齢者向け住宅への入所希望（居宅要介護・要支援認定者等実態調査）



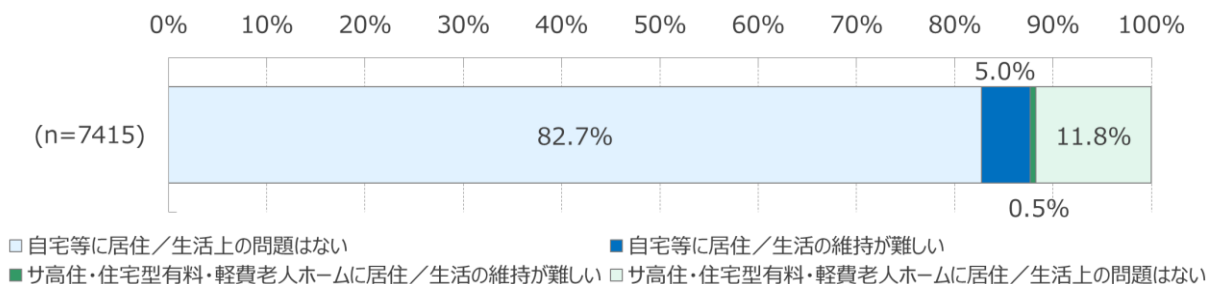
■自宅で暮らし続けるために必要な支援【上位10項目】（居宅要介護・要支援認定者等実態調査）



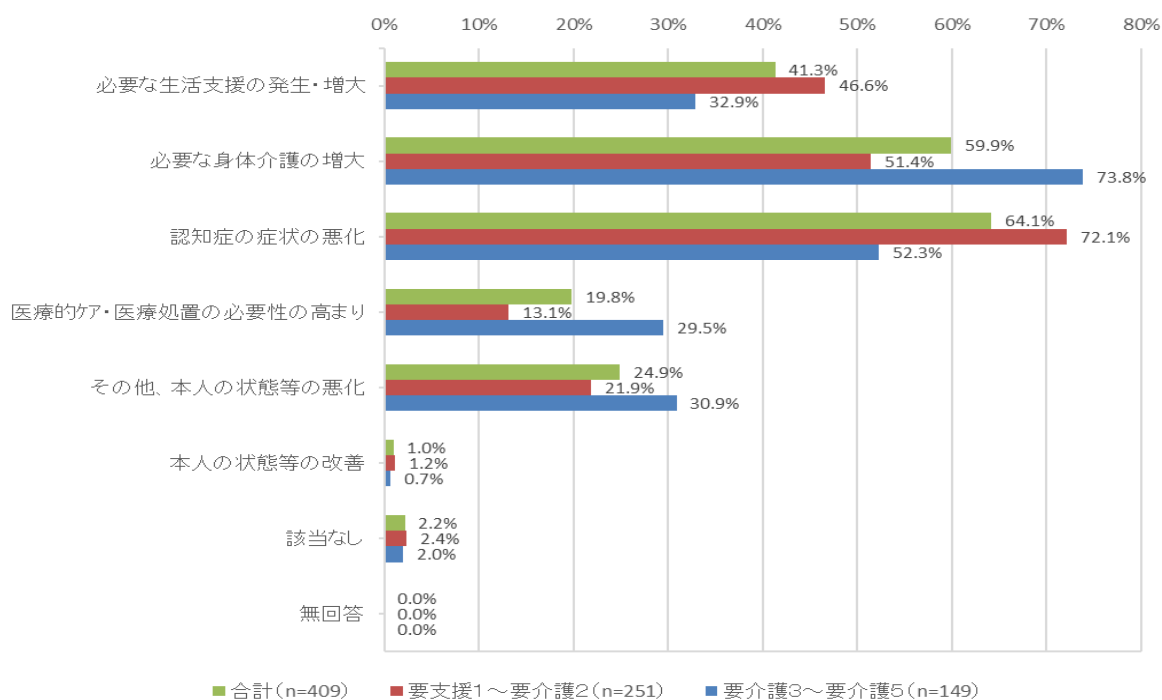
ケアマネジャーに対し、利用者のうち在宅での生活が難しくなっている利用者についてうかがったところ、全体の5.5%の利用者が在宅生活が困難な状況であると回答しています。

在宅生活の維持が難しくなっている理由について、本人の状態に属するものとしては「認知症の症状の悪化」、「必要な身体介護の増大」、「必要な生活支援の発生・増大」の割合が高く、家族等介護者の意向・負担に属するものとして、「介護者の介護に係る不安・負担感の増大」の割合が高くなっています。

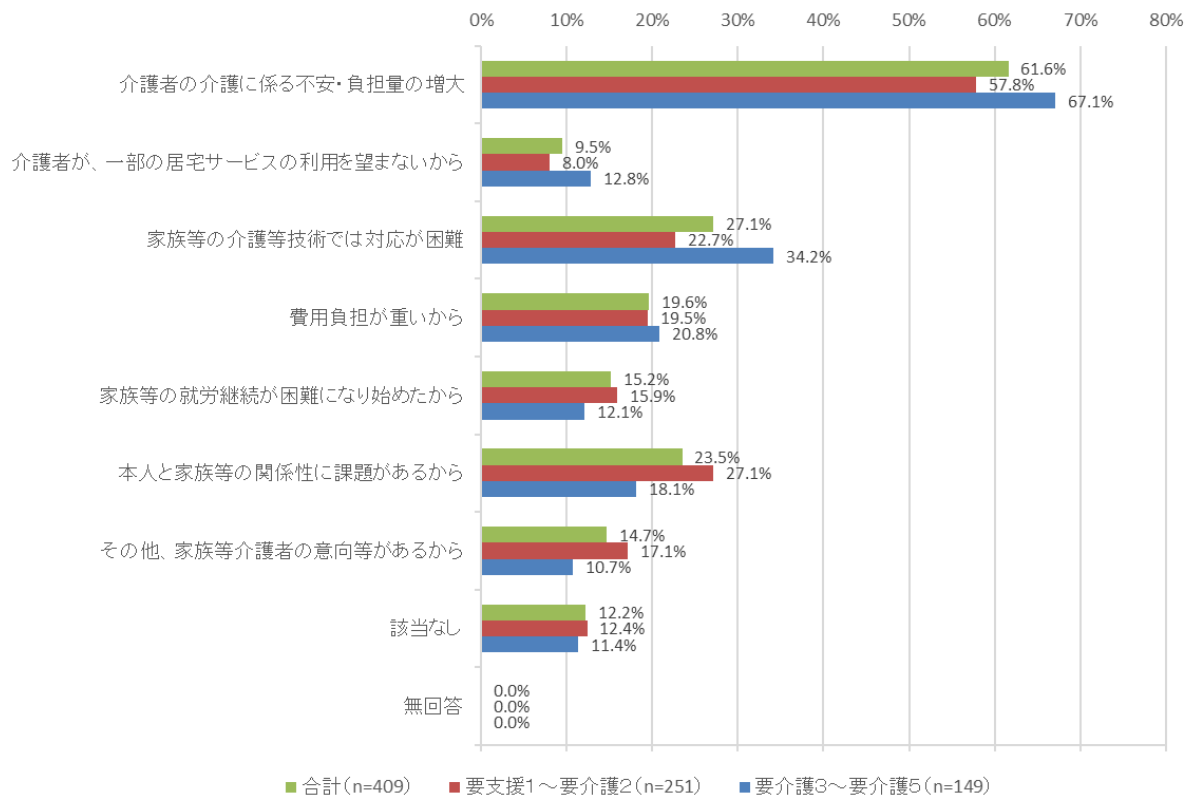
■在宅での生活が難しくなっている利用者の割合（在宅生活改善調査）



■生活の維持が難しくなっている理由【本人の状態に属する理由】（在宅生活改善調査）



■生活の維持が難しくなっている理由【家族等介護者の意向・負担に属する理由】（在宅生活改善調査）



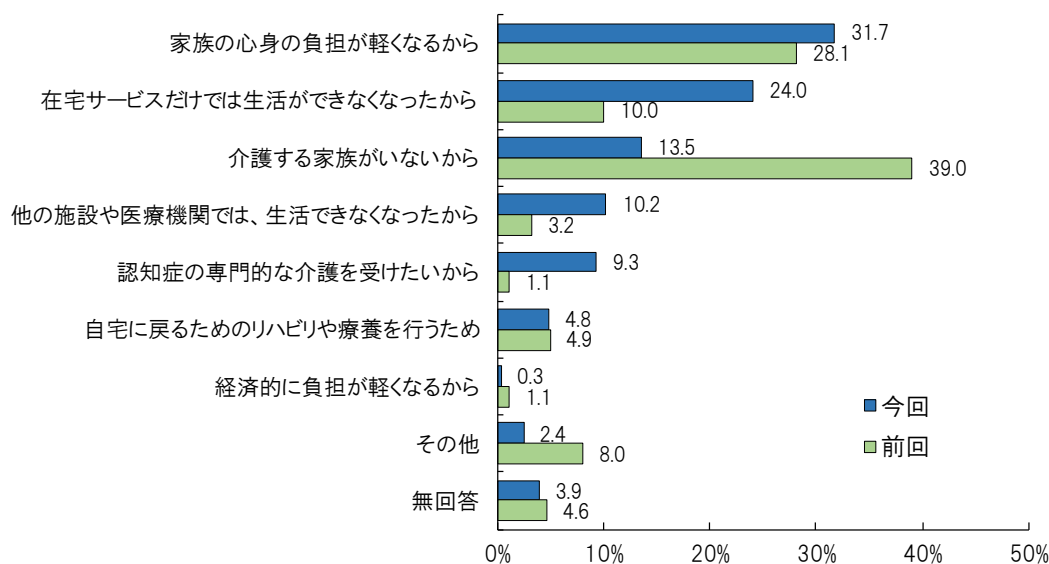
8 施設・居住系サービスについて

(1) サービスの利用について

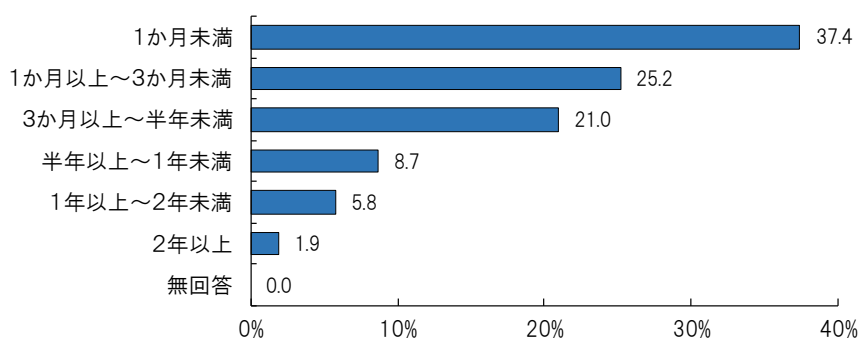
施設・居住系サービス利用者の家族に、利用している理由をうかがったところ、「家族の心身の負担が軽くなるから」が31.7%で最も高く、次いで「在宅サービスだけでは生活ができなくなったから」、「介護する家族がないから」と続いています。前回調査と比べると「介護する家族がないから」の割合が大きく減少し、「在宅サービスだけでは生活ができなくなったから」の割合が大きく増加しています。（※前回調査はサービス利用者本人に回答していただいた結果です。）

入所申込から入所までの期間について、「1か月未満」が37.4%で最も多く、3か月未満を合わせると62.6%となっています。

■施設を利用している理由（施設・居住系サービス利用者実態調査）



■入所申込から入所までの期間（施設・居住系サービス利用者実態調査）



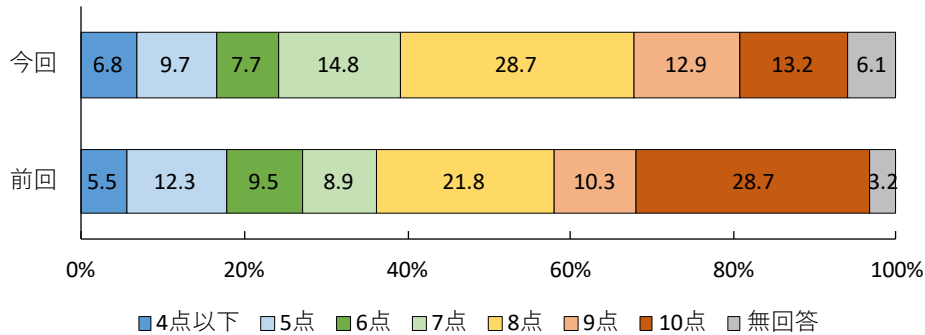
(2) サービスの満足度について

現在の施設の満足度について、「8点」が28.7%で最も高く、次いで「7点」、「10点」と続いています。前回調査と比べると「10点」の割合が大きく減少しています。

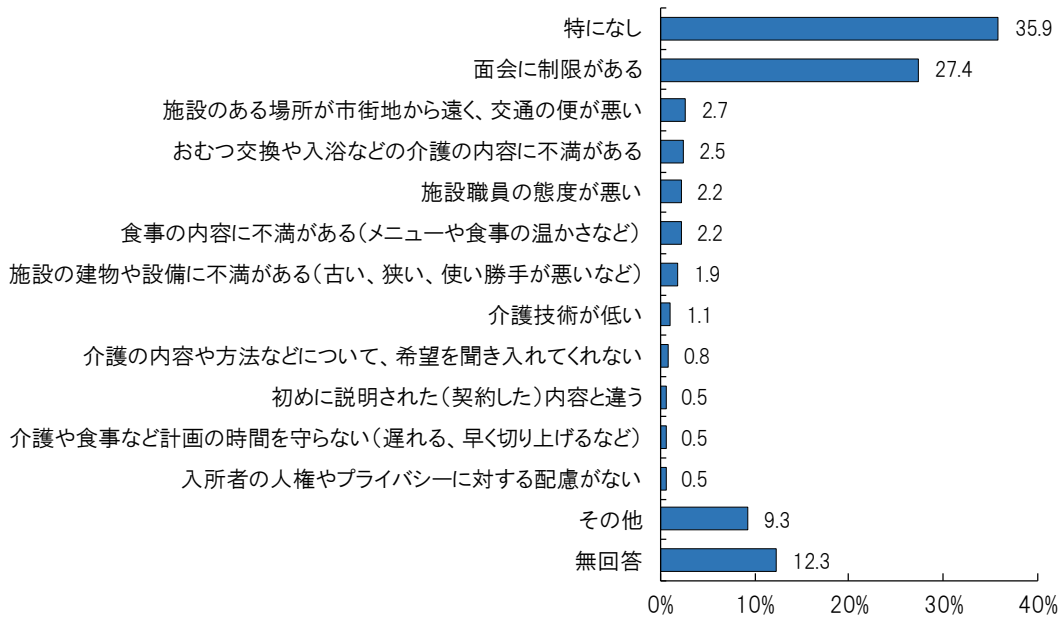
施設での生活の不満点について、「特になし」が35.9%、「面会に制限がある」が27.4%と高くなっています。

施設で不満があるときの相談相手は、「施設の職員」が34.8%で最も高くなっています。「特に相談しない」は14.0%となっています。

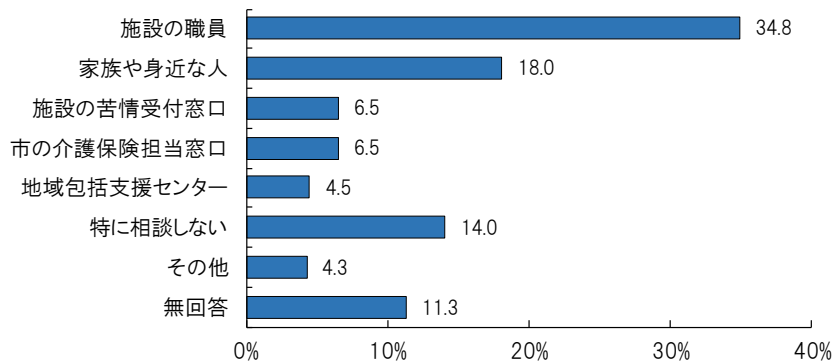
■現在の施設の満足度（施設・居住系サービス利用者実態調査）



■施設での生活の不満（施設・居住系サービス利用者実態調査）



■施設で不満があるときの相談相手（施設・居住系サービス利用者実態調査）



(3) 居所変更について

市では、「高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、保健・介護予防、生活支援が一体的に提供される体制」を目指しています。

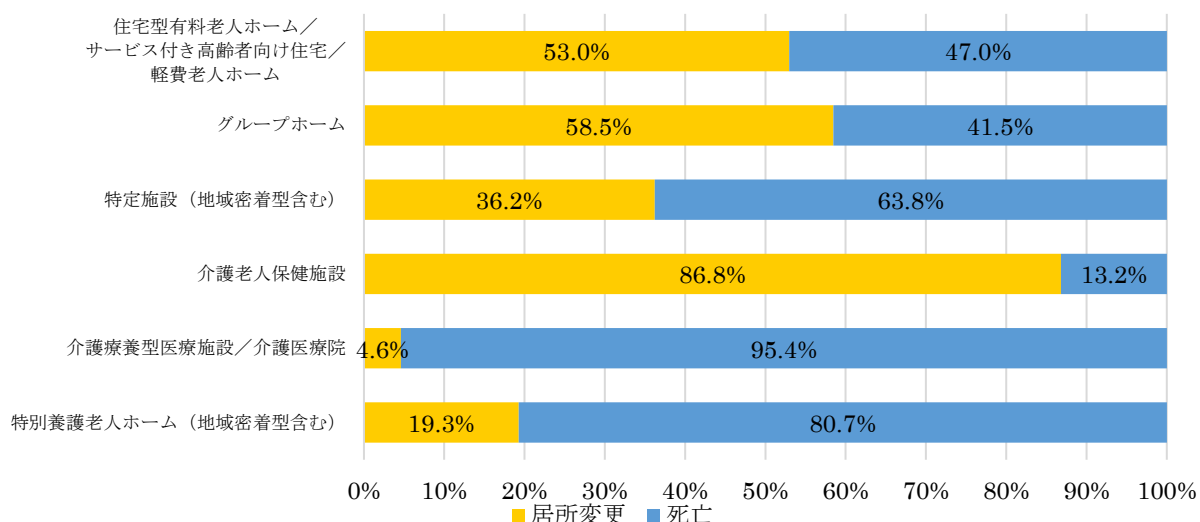
施設・居住系サービスの管理者に過去1年間で居所変更した利用者数や理由等を調査し、機能が異なる施設・居住系サービスごとに、どの程度最後までその施設等で暮らし続けているのか状況を把握しました。

医療的ケアと介護的ケアを必要とする方が入所する「介護療養型医療施設・介護医療院」では、施設で看取られる方の割合が高く、また、要介護度の高い方が入所する「特別養護老人ホーム」も同様となっています。

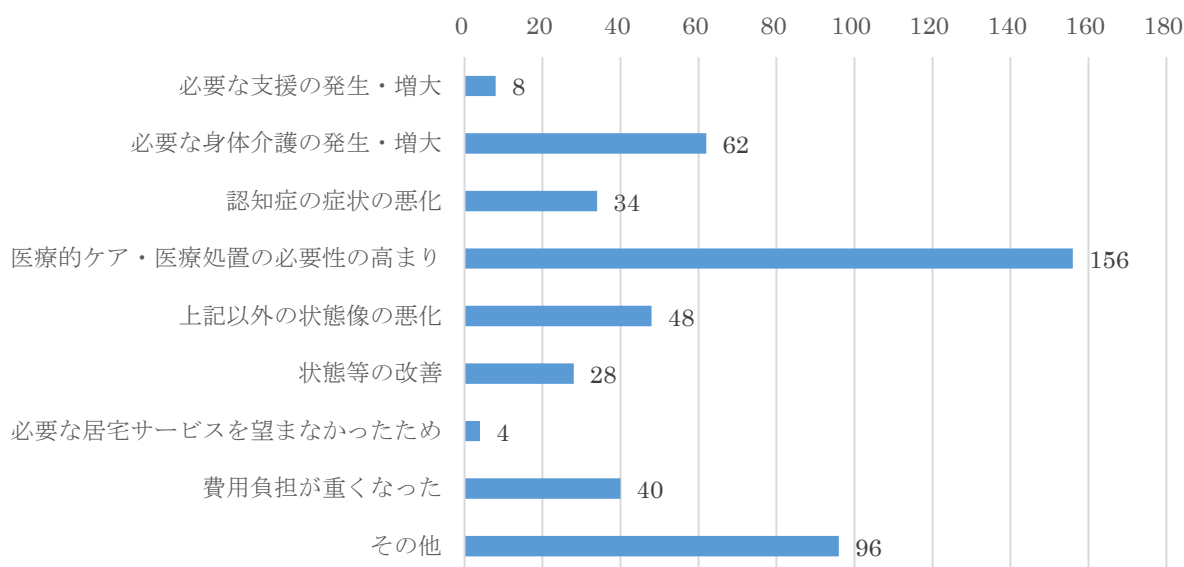
一方、在宅復帰を目指す「介護老人保健施設」では、居所変更の割合が高くなっています。また、要介護認定に関係なく入所できる「住宅型有料老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅」では、身体状況の変化等により居所変更する割合が高くなっています。

居所を変更した理由としては「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」、「必要な身体介護の発生・増大」などの割合が高くなっています。

■過去1年間の退居・退所者に占める居所変更・死亡の割合（居所変更実態調査）



■主な施設の居所変更理由（居所変更実態調査）



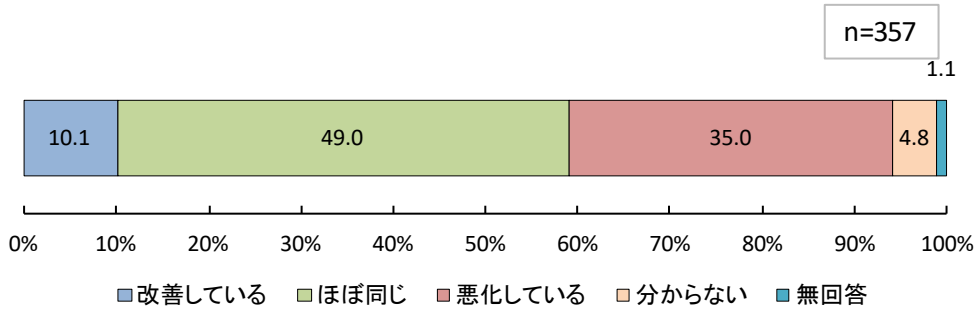
9 介護サービス事業所について

(1) 事業運営について

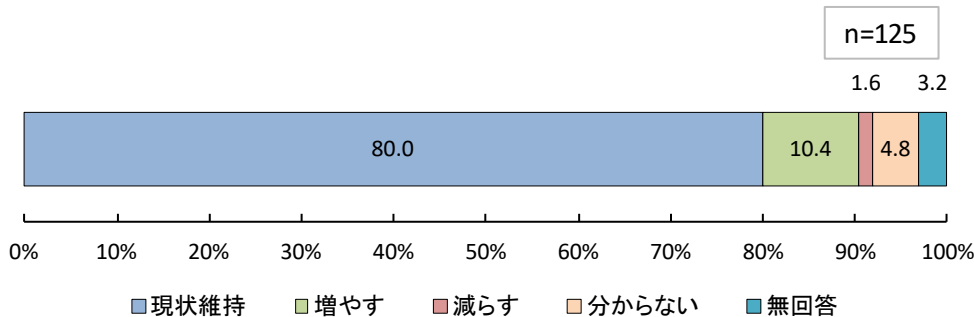
令和3年度の経営状況について、令和2年度と比べて、「ほぼ同じ」が49.0%、「悪化している」が35.0%、「改善している」が10.1%となっています。

「通所介護」「短期入所生活介護」「地域密着型通所介護」「認知症対応型通所介護」の事業所に今後の事業展開（定員・利用者数）の予定をうかがったところ、8割の事業所が「現状維持」と回答し、「増やす」は約1割となっています。

■令和3年度の経営状況（介護サービス事業所調査）



■今後の事業展開（定員・利用者数）の予定（介護サービス事業所調査）



(2) 人材確保について

令和4年度中の介護職員の採用者数と離職者数をみると、訪問系、通所系、施設・居住系のいずれの事業所においても、正規職員、非正規職員ともに採用者数が離職者数を上回っており、昨年度より職員数が増加しています。

■介護職員数の変化（介護人材実態調査）

サービス系統 (該当事業所数)	職員総数 (R5.1.1現在)			採用者数 (R4年中)			離職者数 (R4年中)			昨年比		
	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計
全サービス系統(n=347)	2768人	1960人	4728人	409人	434人	843人	334人	325人	659人	102.8%	105.9%	104.0%
訪問系(n=55)	358人	386人	744人	62人	90人	152人	45人	54人	99人	105.0%	110.3%	107.7%
通所系(n=122)	474人	552人	1026人	52人	103人	155人	46人	78人	124人	101.3%	104.7%	103.1%
施設・居住系(n=170)	1936人	1022人	2958人	295人	241人	536人	243人	193人	436人	102.8%	104.9%	103.5%

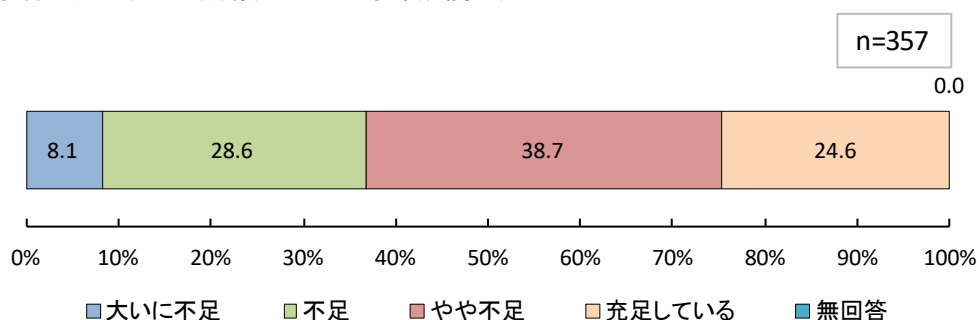
従業員の充足状況について、「やや不足」が38.7%で最も高く、「大いに不足」(8.1%)、「不足」(28.6%)を併せると75.4%の事業所が『不足』と回答しています。

不足している職種は、「介護職員」が75.1%で最も高く、次いで「看護職員」(30.9%)、「訪問介護員」(17.1%)と続いています。

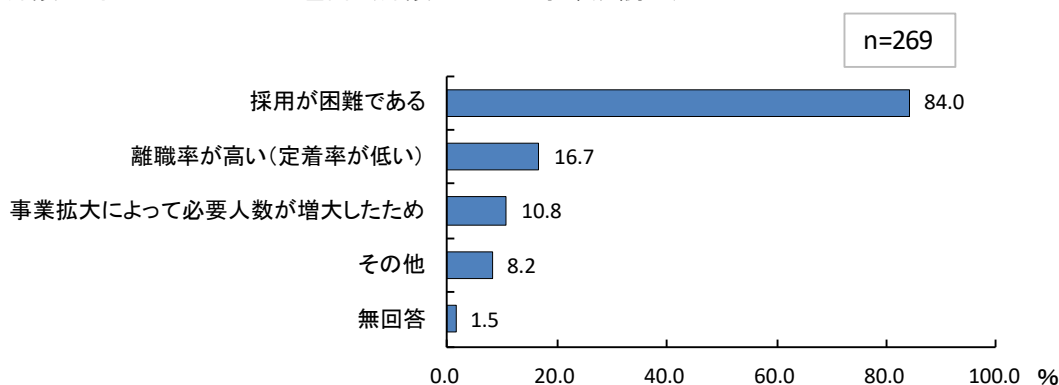
『不足』と回答した事業所に不足している理由をうかがったところ、「採用が困難である」が84.0%で最も高く、8割以上の事業所が回答しています。

採用が困難である原因について、「介護の仕事を目指す人が少ない」が73.5%で最も高く、次いで「賃金が低いと思われる」(72.1%)「身体的・精神的負担が大きい(きつい)と思われる」(62.8%)と続いています。

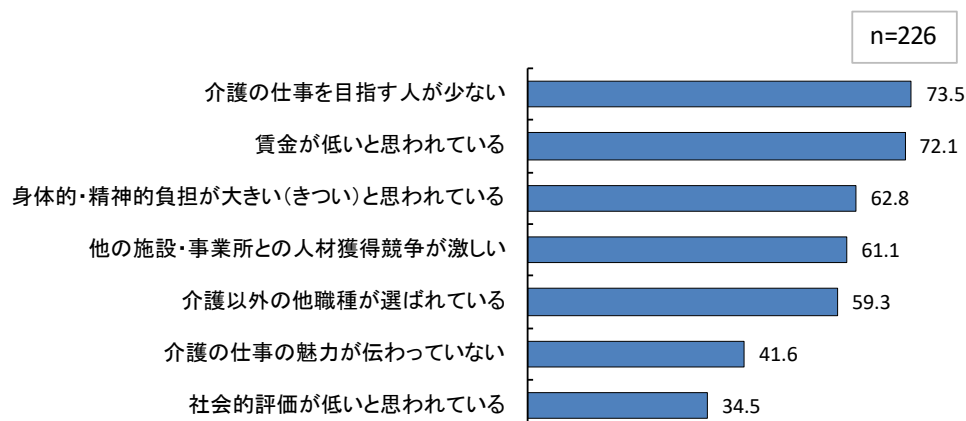
■介護従事者の充足状況（介護サービス事業所調査）



■介護人材が不足している理由（介護サービス事業所調査）



■介護人材が不足している理由【上位7項目】（介護サービス事業所調査）

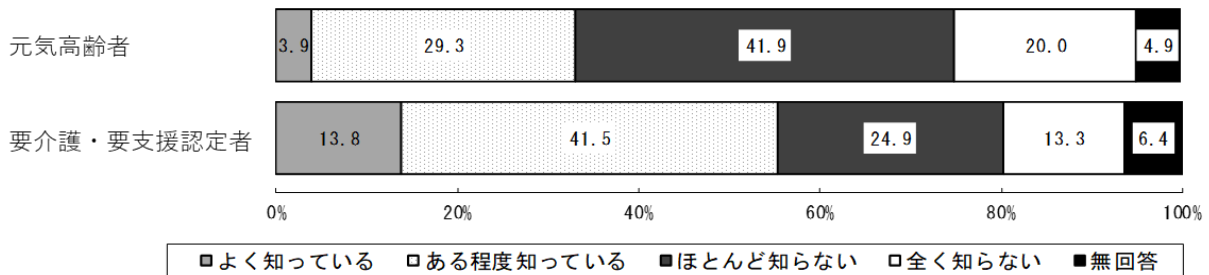


10 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターの認知度について、元気高齢者の約6割、要介護・要支援認定者の約4割の人が、「ほとんど知らない」もしくは「全く知らない」と回答しています。前回の調査結果と比べると、元気高齢者のうち「全く知らない」が減少しておりますが、他の項目はほぼ横ばいの傾向です。

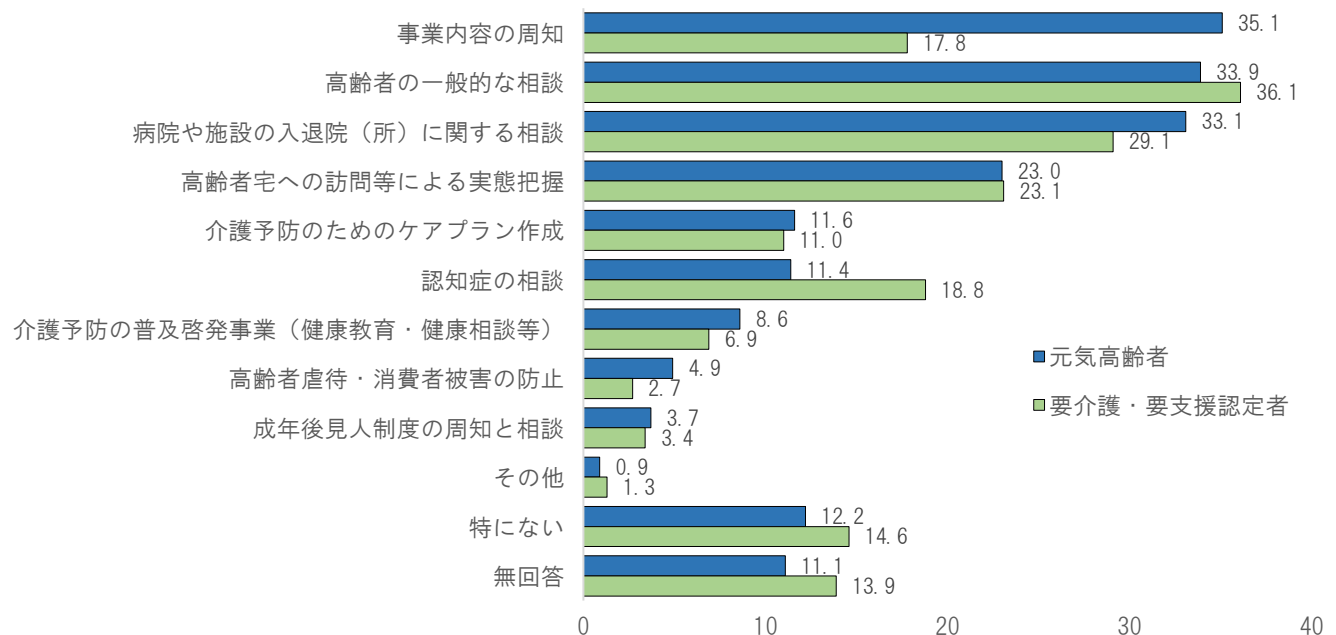
地域包括支援センターに力を入れてほしい事業をうかがったところ、元気高齢者で「事業内容の周知」の割合が高いほか、元気高齢者、要介護・要支援認定者ともに「高齢者の一般的な相談」、「病院や施設の入退院（所）に関する相談」の割合が高くなっています。

■地域包括支援センターの認知度（元気高齢者等実態調査、居宅要介護・要支援認定者等実態調査）



	元気高齢者			要介護・要支援認定者		
	今回 (R4)	前回 (R2)	増減	今回 (R4)	前回 (R2)	増減
よく知っている	3.9	6.1	▲ 2.2	13.8	13.7	0.1
ある程度知っている	29.3	29.0	0.3	41.5	42.2	▲ 0.7
ほとんど知らない	41.9	36.3	5.6	24.9	26.7	▲ 1.8
全く知らない	20.0	25.4	▲ 5.4	13.3	12.4	0.9
無回答	4.9	3.1	1.8	6.4	5.0	1.4

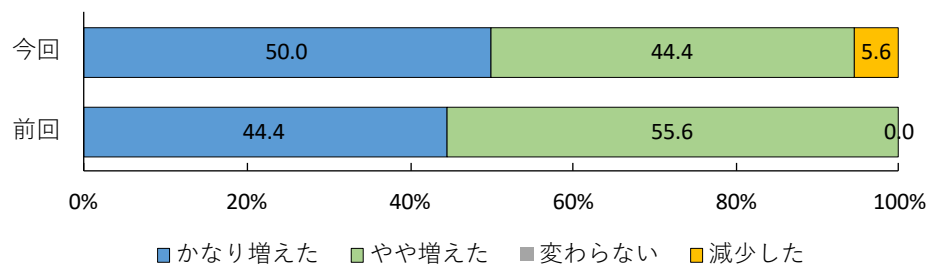
■地域包括支援センターに力を入れてほしい事業 （元気高齢者等実態調査、居宅要介護・要支援認定者等実態調査）



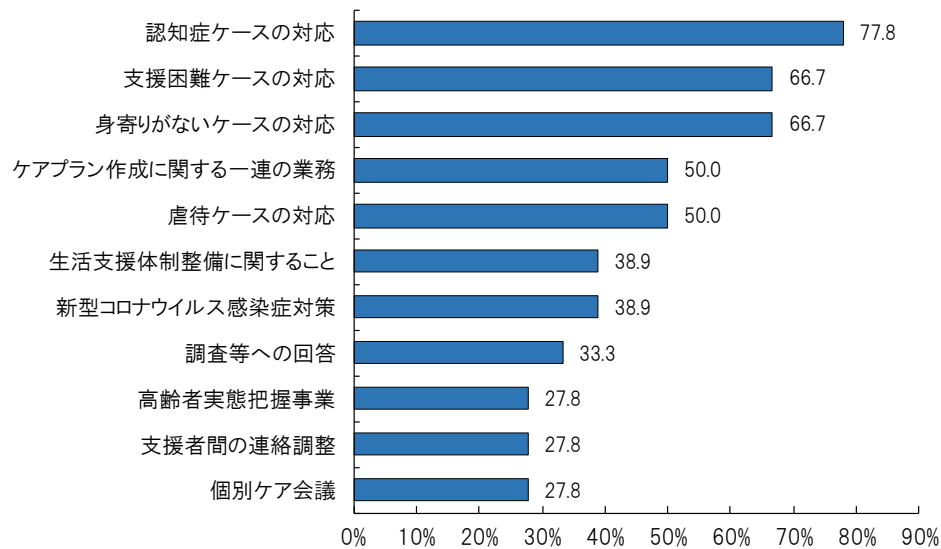
市内 20 か所（サブセンター含む）の地域包括支援センターのうち、令和 2 年度に開設していた 18 センターに対し、令和 2 年度と現在の業務量の変化についてうかがったところ、17 センターで「かなり増えた」もしくは「やや増えた」と回答しています。1 センターは、令和 4 年度に担当地区の一部を新規開設センターに移管したことにより、「減少した」と回答しています。

増加している業務については、「認知症ケースの対応」「支援困難ケースの対応」「身寄りがないケースの対応」など総合相談業務で高い割合となっています。

■地域包括支援センターの業務量の変化（地域包括支援センター調査）



■地域包括支援センターで増加している業務【上位 11 項目】（地域包括支援センター調査）



第9節 日常生活圏域の状況

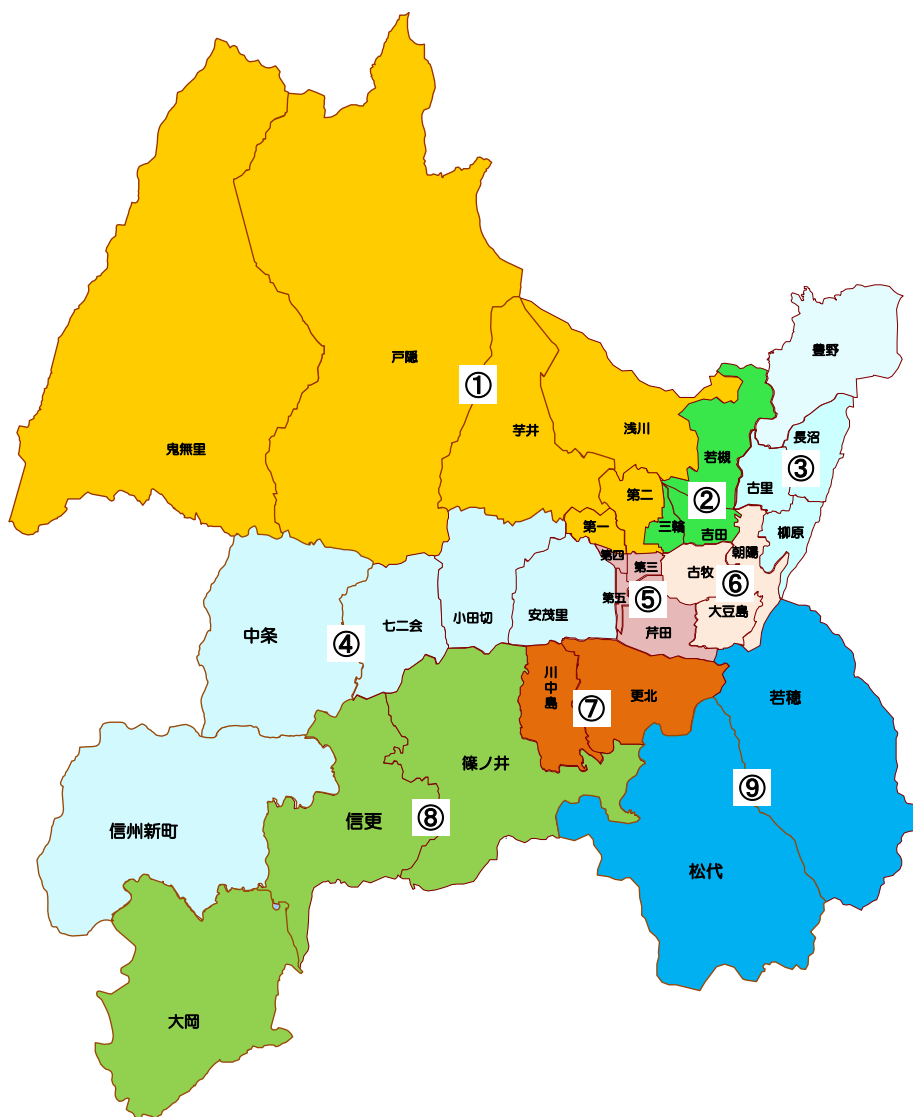
1 日常生活圏域の設定

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等を踏まえ、身近な地域ごとに必要なサービス提供基盤の整備を進めていくため、市内をいくつかに分けた「日常生活圏域」を定めます。

市内全地区に住民自治協議会が設置されていることから、前計画に引き続き本計画においても、住み慣れた地域である住民自治協議会設置の32地区を「日常生活圏域」とします。

なお、施設整備等については、効率的な配置を考慮する必要があるため、32地区単位よりも大きな「くくり」で捉え、9つのブロック（基盤整備ブロック）の枠組みも考慮します。

基盤整備ブロック	地区
①	第一
	第二
	浅川
	芋井
②	戸無
	鬼無里
	三輪
③	古里
	柳原
	長沼
	豊野
④	安茂里
	小田切
	七二会
	信州新町
⑤	第三
	第四
	第五
	芋田
	古牧
⑥	大豆島
	朝陽
	川中島
⑦	更北
	篠ノ井
⑧	信大
	松代
⑨	若穂
	大岡



2 日常生活圏域ごとの高齢者の状況

日常生活圏域の中で、最も高齢者数が多い地区は「篠ノ井地区」の12,262人、最も少ない地区は「小田切地区」の453人で、地区によって人口に大きな差が見られます。

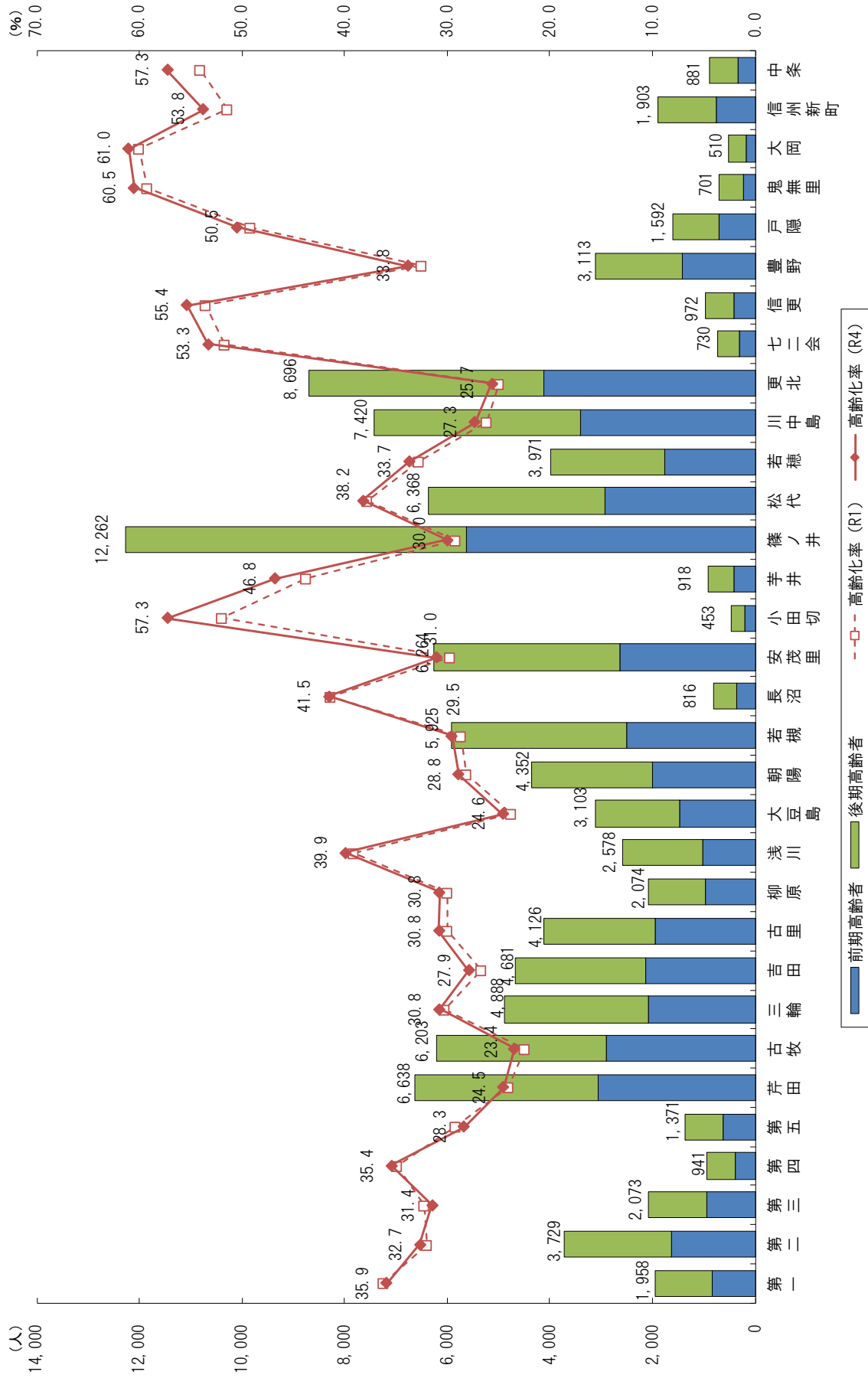
高齢化率をみると、「大岡地区」が61.0%で最も高いほか、「鬼無里地区」、「中条地区」、「小田切地区」、「信更地区」、「信州新町地区」、「七二会地区」、「戸隠」で5割を超えています。

要支援・要介護認定率をみると、「七二会」が26.4%で最も高く、「古里」が14.8%で最も低くなっており、その差が10ポイント以上となっています。前回策定時と比較すると、ほとんどの地区で認定率が低下しており、特に「第三」、「長沼」、「信更」で大きく低下しています。

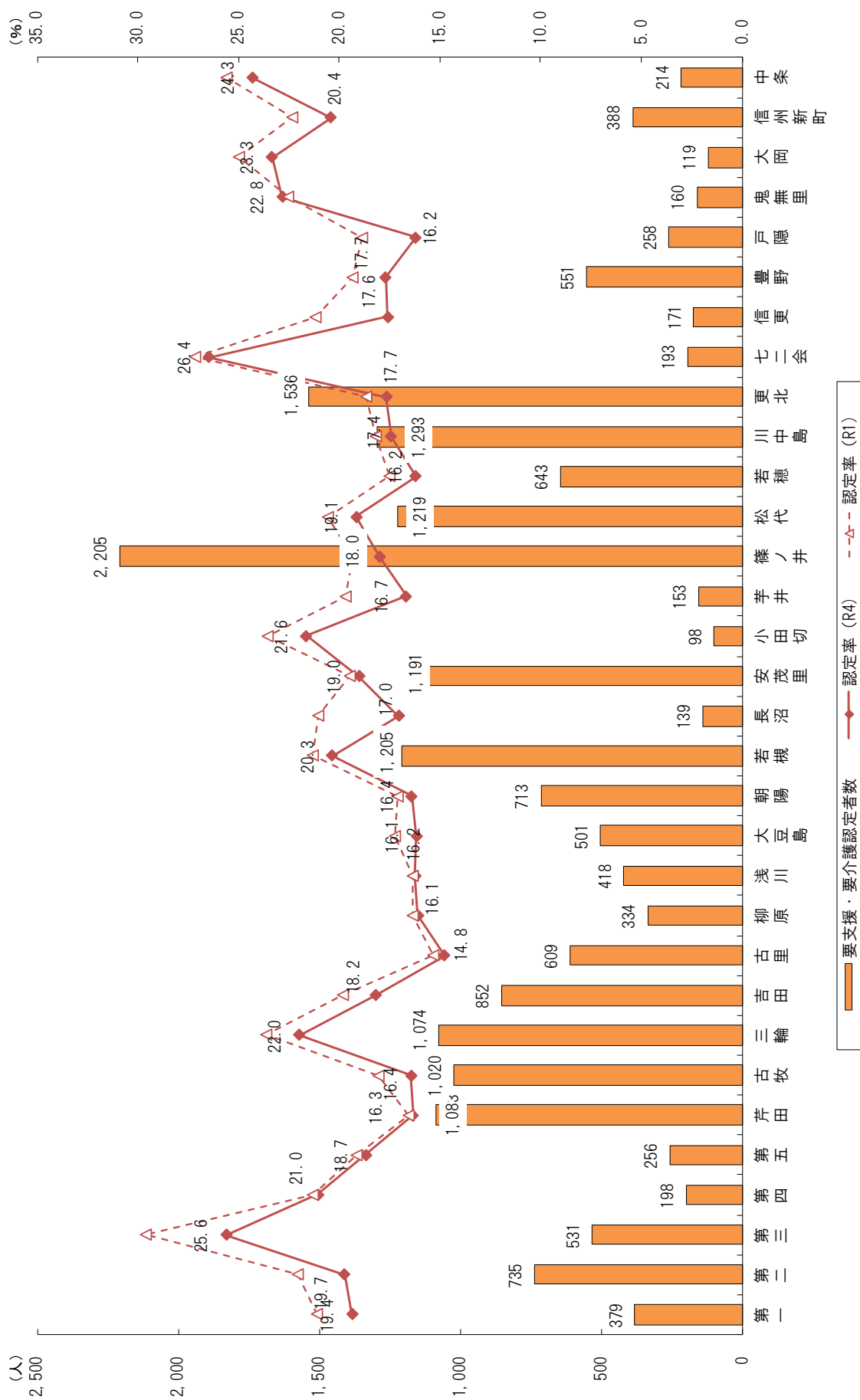
なお、高齢者施設がある地域は、高齢化率、認定率に影響が出ています。

	高齢者数		高齢化率		要介護等認定者数		認定率	
1	篠ノ井	12,262人	大岡	61.0%	篠ノ井	2,205人	七二会	26.4%
2	更北	8,696人	鬼無里	60.5%	更北	1,536人	第三	25.6%
3	川中島	7,420人	中条	57.3%	川中島	1,293人	中条	24.3%
4	芹田	6,638人	小田切	57.3%	松代	1,219人	大岡	23.3%
5	松代	6,368人	信更	55.4%	若槻	1,205人	鬼無里	22.8%
6	安茂里	6,264人	信州新町	53.8%	安茂里	1,191人	三輪	22.0%
7	古牧	6,203人	七二会	53.3%	芹田	1,083人	小田切	21.6%
8	若槻	5,925人	戸隠	50.5%	三輪	1,074人	第四	21.0%
9	三輪	4,888人	芋井	46.8%	古牧	1,020人	信州新町	20.4%
10	吉田	4,681人	長沼	41.5%	吉田	852人	若槻	20.3%
11	朝陽	4,352人	浅川	39.9%	第二	735人	第二	19.7%
12	古里	4,126人	松代	38.2%	朝陽	713人	第一	19.4%
13	若穂	3,971人	第一	35.9%	若穂	643人	松代	19.1%
14	第二	3,729人	第四	35.4%	古里	609人	安茂里	19.0%
15	豊野	3,113人	豊野	33.8%	豊野	551人	第五	18.7%
16	大豆島	3,103人	若穂	33.7%	第三	531人	吉田	18.2%
17	浅川	2,578人	第二	32.7%	大豆島	501人	篠ノ井	18.0%
18	柳原	2,074人	第三	31.4%	浅川	418人	豊野	17.7%
19	第三	2,073人	安茂里	31.0%	信州新町	388人	更北	17.7%
20	第一	1,958人	古里	30.8%	第一	379人	信更	17.6%
21	信州新町	1,903人	三輪	30.8%	柳原	334人	川中島	17.4%
22	戸隠	1,592人	柳原	30.8%	戸隠	258人	長沼	17.0%
23	第五	1,371人	篠ノ井	30.0%	第五	256人	芋井	16.7%
24	信更	972人	若槻	29.5%	第四	198人	古牧	16.4%
25	第四	941人	朝陽	28.8%	七二会	193人	朝陽	16.4%
26	芋井	918人	第五	28.3%	信更	171人	芹田	16.3%
27	中条	881人	吉田	27.9%	鬼無里	160人	浅川	16.2%
28	長沼	816人	川中島	27.3%	芋井	153人	戸隠	16.2%
29	七二会	730人	更北	25.7%	長沼	139人	若穂	16.2%
30	鬼無里	701人	大豆島	24.6%	大岡	119人	大豆島	16.1%
31	大岡	510人	芹田	24.5%	小田切	98人	柳原	16.1%
32	小田切	453人	古牧	23.4%	中条	214人	古里	14.8%

■日常生活圏域別 高齢者数、高齢化率（令和4年9月末現在）



■日常生活圏域別 要支援・要介護認定者数、認定率（令和4年9月末日現在）



第10節 高齢者施策推進における課題の整理

第1節から第9節までの現状等を踏まえ、長野市における高齢者施策推進にかかる課題を以下のとおり整理します。

(1) 要介護状態になるリスクや疾病構造に応じた介護予防・健康づくりの推進

高齢者等実態調査の回答からリスク判定した結果をみると、多くの項目で前回策定時に比べてリスクのある人の割合が減少していますが、運動機能低下のある人の割合が増加しています。要介護状態になる前の早い段階からの取組の重要性を啓発しつつ、地域における介護予防と保健事業の一体的な取組を推進するなど、運動機能の維持・向上のための取組の一層の充実を図っていく必要があります。

また、KDBデータから後期高齢者の健診有所見率をみると、収縮期高血圧の割合が高く、全国・県と比べても高い値となっています。高齢者等実態調査でも、現在治療中もしくは後遺症のある病気として高血圧を挙げる人の割合が高く、前回調査から増加しています。さらに、介護・介助が必要になった主な原因として、80歳未満では脳卒中の割合が最も高くなっています。

こうした状況から、引き続き、若いころからの生活習慣の改善や適正な医療による血圧のコントロール等により、脳卒中对策を推進することが急務となっています。

(2) 高齢者の活躍の場や地域での支え合いの充実

人口減少、少子高齢化が進行し、長野市においても高齢化率が、令和5年度で30.6%、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度には約40%になると見込まれており、持続可能で活力ある地域社会に向けて、高齢者自身も支え手として活躍することが求められています。

しかしながら、シニア一般調査の結果をみると、社会活動等に参加している人の割合が減少しているほか、地域住民の有志による健康づくり活動や趣味のグループへの参加者として、あるいは企画・運営として、参加してもよいと回答した人の割合も減少しており、地域活動への意欲喚起や気軽に参加できる環境づくりに力を入れていく必要があります。

また、高齢者等実態調査の結果では、日常生活上の支援が必要になった場合、手助けしてほしいこととして、「雪かき」「災害時の手助け」及び「急病など緊急時の手助け」の割合が高く、約3割の人がそれらを手助けできると回答しています。こうした意向を踏まえ、支援できる人が安心して活動でき、支援してほしい人とマッチングできる仕組みを充実していくことが重要です。

(3) コロナ禍後のつながり・支援の再構築と孤独・孤立の防止

新型コロナウイルス感染症の感染拡大およびそれに伴う行動制限等により、人と人とのつながりを保ちにくい時期が続きました。高齢者等実態調査の結果をみると、約4割の人が外出を控え、その主な理由は新型コロナウイルス感染症の感染予防となっています。シニア一般調査の結果をみても、前回調査と比べて友人・知人と会う頻度が減少しています。

また、コロナ禍においては、要介護認定率が低下傾向にあり、通所系サービスなどで利用率が低下するなどの状況がみられました。さらに、様々な地域活動が中止に追い込まれ、地域での交流機会や支え合い機能が低下していました。

令和5年5月から5類に移行し、社会経済活動も戻りつつありますが、支援が必要な人が必要なサービスを受けることができるよう、感染対策を万全に行うなど環境の再整備を図るとともに、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯の高齢者等が社会的孤立に陥らないよう、停滞した地域活動の再開・活性化と、多様な主体による見守り活動等の充実を図っていく必要があります。

(4) 包括的支援に向けた体制の強化

核家族化や近隣関係の希薄化、社会経済情勢の複雑化等を背景に、本人及び世帯が抱える不安や悩み、課題が多様化、複合化してきており、一人ひとりに寄り添った包括的な支援と多職種連携による取組が求められています。一方で、それらを担う専門職等に期待される役割は大きく、業務量や負担感も増大しています。

地域包括支援センター調査の結果をみると、半数のセンターで業務量が「かなり増えた」と回答しているほか、ほとんどのセンターで業務量が増えていると回答しています。増加している業務の内容は、認知症ケースや支援困難ケース、虐待ケース、身寄りがいないケースなど様々なケースへの対応が挙げられています。

一方、高齢者等実態調査の結果をみると、元気高齢者の6割以上、要介護・要支援認定者の約4割の人が地域包括支援センターを「ほとんど知らない」あるいは「全く知らない」と回答しています。また、地域包括支援センターに力を入れてほしいこととして「高齢者の一般的な相談」や「病院や施設の入退院(所)に関する相談」、「事業内容の周知」等の割合が高くなっています。

地域共生社会の実現および地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括支援センターが重層的な支援体制により、関係機関と連携し、包括的な支援を実施していく必要があります。

(5) 認知症予防及び認知症になっても安心して暮らせる環境の整備

認知症日常生活自立度がⅡ以上と判定される要介護・要支援認定者数は、ここ数年横ばい傾向が続いていますが、後期高齢者医療被保険者1,000人当たりの認知症レセプト件数は増加傾向がみられます。今後、後期高齢者数は増加すると見込まれ、特に令和22年までに大きく増加すると推計されることから、個人の尊厳や権利を守り、家族等の負担軽減を図るための認知症施策の重要性はますます高まっています。

高齢者等実態調査の結果をみると、主な介護者が不安を感じる介護として「認知症状への対応」が上位に来ているほか、在宅生活改善調査では、生活の維持が難しくなっている理由として「認知症の症状の悪化」が高くなっており、介護家族への支援・サポートの充実や権利擁護の推進が必要です。

さらに地域で安心して暮らしていくためには、身近な人の理解・協力が不可欠です。高齢者等実態調査では6割以上の人が認知症サポーター養成講座への参加意向を示し、もしくは既に参加したことがあると回答しており、引き続き、養成講座等を通じて認知症に対する理解を促進するとともに、チームオレンジの充実など具体的な活躍の場や実践につなげる取組を推進していく必要があります。

(6) 在宅生活継続に向けた支援の充実と介護家族の負担軽減

高齢者等実態調査の結果をみると、居宅要介護・要支援認定者の5割以上の人が可能な限り自宅での生活の継続を希望し、約2割の人が施設等への入所を希望しています。在宅生活改善調査では、在宅サービス利用者の約5.5%が在宅での生活が困難になっているとしており、その理由として「認知症の症状の悪化」や「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」、「必要な身体介護の増大」の割合が高くなっています。

また、高齢者実態調査によると、主な介護者の6割弱は60歳代以上であり、介護者の高齢化、老々介護の実態がうかがえます。介護・介助する上で困っていることとして「精神的なストレスがたまっている」が最も高いほか、「先が見えずに不安」を感じている人の割合が高くなっています。自宅で暮らし続けるために必要な支援としては「緊急時など、必要な時にショートステイや宿泊サービスが利用できること」の割合が最も高くなっています。

長野市では、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護の整備が進んできており、利用者数も増加していますが、今後も一層の整備を進めていくとともに、介護す

る家族の不安を軽減するための取組に力を入れていく必要があります。

(7) 介護ニーズに対応した基盤整備と人材確保

長野市における要支援・要介護認定者数は、令和2年以降、減少もしくは横ばいで推移しています。コロナ禍の影響等も踏まえ、この傾向が続くかどうかを注視しつつ、今後、認定率の高い後期高齢者が増加すると推計されていることも勘案しながら、介護ニーズを見込んでいく必要があります。令和22年には後期高齢者数が大きく増加する一方で、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となり、現役世代が急速に減少することから、介護ニーズへの対応に向けた人材の確保が大きな課題といえます。

長野市のサービス系統別被保険者一人あたりサービス給付月額を他の中核市と比べると、認定率が低いこともあって在宅サービスの給付月額は低い一方で、施設・居住系サービスでは平均的な給付額となっており、サービス利用に偏りが見られます。できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護ニーズに応じた基盤の整備を進めていく必要があります。

また、介護サービス事業所調査の結果をみると、7割半ばの事業所で介護従事者が不足していると回答し、その理由として多くの事業所が「採用が困難である」と回答しています。介護人材実態調査の結果からは、職員数自体が増加している状況がみられており、介護ニーズの拡大に採用が追い付いていない状況がうかがえます。介護人材が不足している理由としては、「介護の仕事を目指す人が少ない」と回答した事業所が最も多くなっているほか、「賃金が低いと思われる」「身体的・精神的負担が大きい（きつい）と思われる」が上位に来ており、介護職に対するイメージの向上と働きがいのある働きやすい職場環境の整備を進めていく必要があります。

第3章 基本理念、重点項目及び基本的な政策目標

1 基本理念

本市では、最上位計画となる「第五次長野市総合計画」の保健福祉分野における目指すまちの将来像を『人にやさしく人がいきいき暮らすまち「ながの」』としています。また、高齢者関連の政策では、「生きがいのある豊かな高齢社会の形成」を目指し、「高齢者の社会参加と生きがいづくりの促進」、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図っていくとしています。

関連計画となる「ながの健やかプラン 21（第二次）」では、「全ての市民が健やかで心豊かに生活できるまち“ながの”の実現 ～「健幸増進都市」の推進に向けて～（仮）」としています。長野県の第9期高齢者プランでは「長寿の喜びを実感し、ともに支え合い、自分らしく安心して暮らしていける信州（仮）」を目指しています。

前計画では、「住み慣れた地域で支え合い 自分らしく 健やかで 生きがいを持って 安心して 生活できるまち“ながの”」を基本理念として、市民の皆さんと行政との二人三脚により生きがいのある豊かな高齢社会を形成し、長野市に暮らしてよかったと心から思える社会の構築を目指してきました。

本計画では、前計画期間中の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、利用が落ち込んだ介護サービスや地域の交流の場等の回復状況を見極め、これまでの理念の方向性を継承し「住み慣れた」、「支え合い」、「健やか」、「生きがい」、「安心」をキーワードとして捉え、基本理念を以下のとおり継続します。

**住み慣れた地域で支え合い
自分らしく 健やかで 生きがいを持って
安心して 生活できるまち“ながの”**

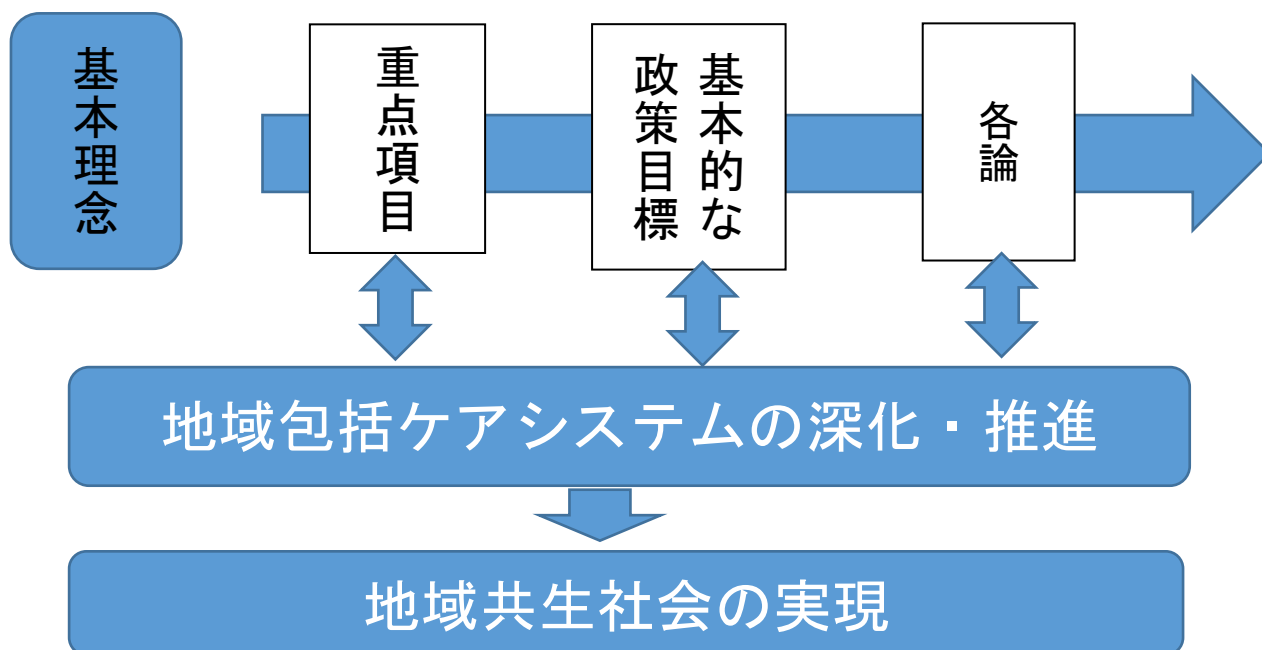
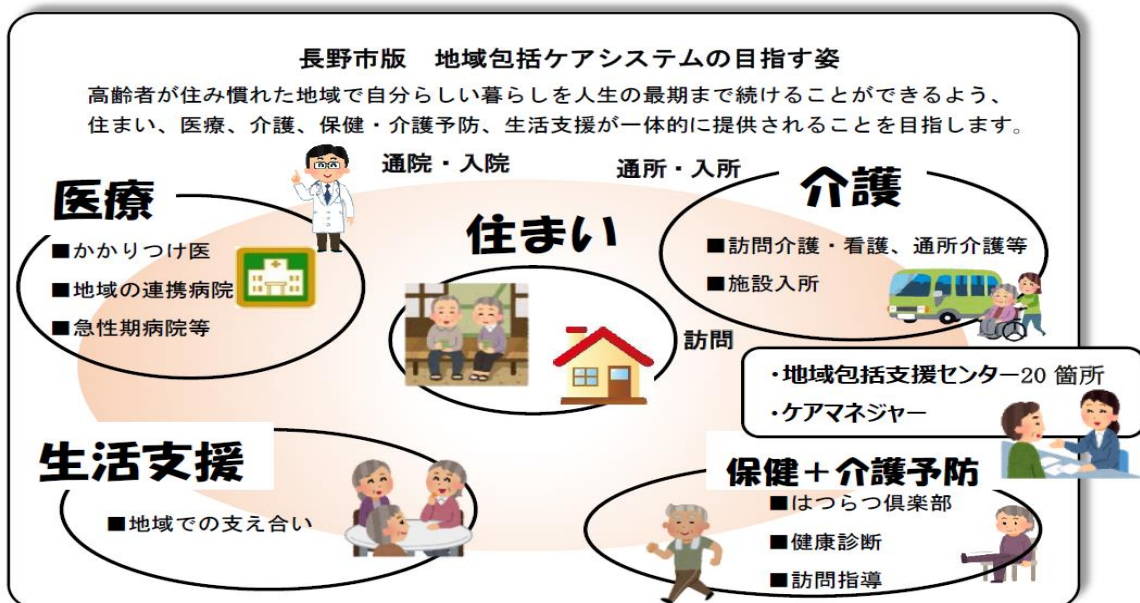
一方、高齢者を取り巻く課題の解決に向けては、「地域包括ケアシステム」の概念を抜きに考えることはできません。

長野市が目指す「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、保健・介護予防、生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。その推進に当たっては、多様化する地域の実情に沿ったまちづくりと連動し、行政はもとより住民や事業者をはじめとする様々な主体が、適切な役割分担の下で取り組む必要があります。

「基本理念」が計画全体を貫く縦軸とするなら、「地域包括ケアシステム」は横軸と捉えることができます。つまり本計画の全ての取組項目は「基本理念」が示す方向性に則り、「地域包括ケアシステム」の深化・推進につながっていることとなります。さらに、「地域包括ケアシステム」は、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」を実現するための仕組みであることから、地域包括ケアシステムの更なる深化と推

進を図り、「地域共生社会」の実現を目指します。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に資する各種施策の充実を図るためには、保険者機能強化推進交付金等を活用することが必要です。



2 重点項目

本市における高齢者施策にかかる課題を解決し、本計画の基本理念を実現するために、国の基本指針に基づき4つの重点項目を定め、取り組んでいきます。

I 介護予防・健康づくり施策の充実による健康寿命の延伸

介護保険法では、被保険者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮するものとされ、また、自ら介護予防のための健康の保持増進に努めるとともに、その有する能力の維持向上に努めるものとしています。

本市では、男女ともに平均寿命・健康寿命は全国トップクラスにあるものの、その年齢には差異があります。この差は、介護・介助が必要となり、日常生活に制限が生じる「不健康な期間」を意味し、これらの差を短縮することがすべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に寄与するものと考えます。

また、この「不健康な期間」が生じる主な原因をみると「高齢による衰弱」が一番多く、次いで「骨折・転倒」「脳卒中」と続いています。年齢別にみると80歳未満では、「脳卒中」が最も多くなっており、脳卒中を発症する割合が高いことが課題となっています。

これらのことから、急速に進む少子・高齢化による人口減少社会においては、働き盛り世代の頃から一人ひとりが主体的に介護予防・健康づくりに取り組むとともに、地域社会全体で介護予防・健康づくりを推進していくことが重要です。さらに、要介護状態になってからではなく、その前の段階の介護予防（フレイル予防）に着目した多様な取組を充実させるとともに、市民の健康づくりを支える保健事業と一体的にかつ戦略的に進めることにより、健康寿命の更なる延伸を目指します。

II 地域共生社会の実現に向けた他分野との連携促進

近年、8050問題*やダブルケアなど、個人や世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えて、これらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要とされています。

国では「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法において、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築のため、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行しました。

これを受け、本市では一人ひとりの“思い”をつなげ、様々な担い手が有機的に連携できる仕組みを整備するため、令和6年度から「重層的支援体制整備事業」を実施し、高齢者福祉と障害福祉や児童福祉などが連携して支援する体制づくりに取り組みます。

III 認知症施策の推進「共生」と「予防」

国は、認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる「共生社会」の実現を推進するため、令和5年6月16日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を公布しました。

認知症の人と家族をサポートする認知症サポーターの養成などを強化するとともに、集いの場である認知症カフェや本人と家族のニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組み「チームオレンジ」の充実を進めるなど、誰もが自分の得意なことやできることで活躍し、互いに力を合わせ支え合いながら、ともに暮らすことができる「共生」を推進します。

また、本人や家族などができるだけ早い段階で認知機能の低下に気づき、適切な保健医療サービス等を受けることができるよう取り組み、誰もがなりうる認知症の発症時期やその進行をできるだけ遅らせるための「予防」を推進します。

この「共生」と「予防」を車の両輪にたとえ、補完しあいながら相乗的な効果を生み出せるよう、地域の企業との連携も図りながら、認知症に備え、ともに生きる地域づくりを進めます。

IV 中長期的な視点による計画的で持続可能な基盤整備

介護保険制度の開始から23年が経過し、利用者数の増加に伴って給付費も増加を続けており、持続可能な制度として適正な運営を図っていく必要があります。こうした中、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向けて、介護ニーズが高くなるとされる85歳以上人口が、急速に増加することが見込まれます。

一方で、介護サービスの提供を担う人材の確保が課題となっています。

今後、要介護認定者数の増加も見込まれることから、施設・居住系サービスの適正化を図りながら、介護・福祉現場での人材確保及び介護現場の生産性向上に努めるなど、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、持続可能なサービス基盤、人材基盤の整備に取り組めます。

3 基本的な政策目標

本計画の基本理念を実現するために、高齢者福祉及び介護保険事業の各分野において様々な施策を実施する必要があります。各分野の施策を総合的に実施していくため、3つの基本的な政策目標を定めます。

1 生きがいづくりと健康づくりの推進

～積極的に社会活動に参加し、自分らしく生きがいをもって
健やかに暮らしていくことができるように～

2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

～住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように～

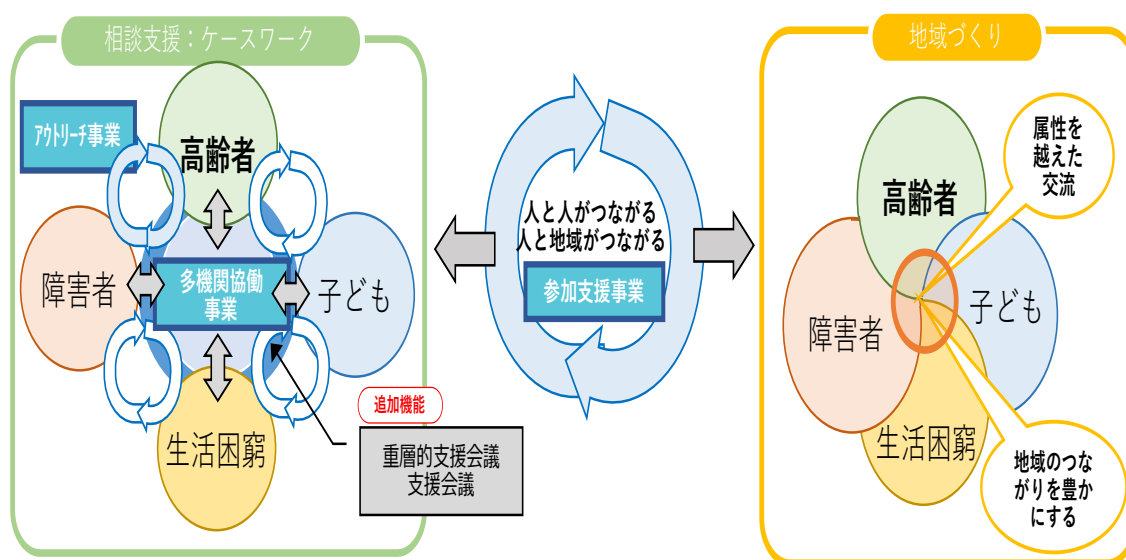
3 安心して介護サービス等が受けられる 持続可能な環境づくりの推進

～必要な介護サービス等を適切に受けられることができるように～

4 重層的支援体制整備事業の実施に向けて

本市では、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築のため、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を令和6年度から実施します。

「重層的支援体制整備事業」の実施にあたり、複雑化・複合化した事例等の調整役を担い、複数の支援機関の役割分担や支援の方向性を決める「多機関協働事業」、地域の社会資源を活用して多様な社会参加の実現を目指す「参加支援事業」、支援が必要な世帯に支援を届ける「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を実施し、高齢者福祉と障害福祉や児童福祉などが連携した支援を行います。



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」(2021) 一部加工

5 SDGsの達成に向けて

本市では、国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」の趣旨を理解し、SDGs達成に向けた取組を推進します。

SDGsの推進により、今の市民も未来の市民も住みよい持続可能なまちづくりを実現します。

第五次長野市総合計画においては、各施策をSDGsの定める17のゴールと関連付けており、本計画は第五次長野市総合計画と整合を図っていることから、本計画の目標を実現することで、17のゴールのうち、「貧困をなくそう」、「飢餓をゼロに」、「すべての人に健康と福祉を」、「質の高い教育をみんなに」、「生きがいも経済成長も」、「人や国の不平等をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」、「平和と公正をすべての人に」、「パートナーシップで目標を達成しよう」に寄与します。



※SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、平成28（2016）年～令和12（2030）年の15年間で達成を目指した国際目標です。経済、社会、環境の三側面の統合的な取組により、利益が相反する問題の緩和、行政の効率化・活性化など相乗効果があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標



6 施策体系

第10次長野市高齢者福祉計画・第9期長野市介護保険事業計画 (令和6年度-令和8年度) 施策体系		各 種			
基本理念	重点項目	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
<p>住み慣れた地域を持って 安心して生活できるまち”ながの” 住み慣れた地域で支え合い 自分らしく 健やかで</p>	<p>● I 介護予防・健康づくり施策の充実による健康寿命の延伸</p> <p>● II 地域共生社会の実現に向けた他分野との連携促進</p> <p>● III 認知症施策の推進 「共生」と「予防」</p> <p>● IV 中長期的な視点による計画的で持続可能な基盤整備</p>	<p>1 生きがいづくりと健康づくりの推進</p>	<p>第1節 生きがいづくりと社会参加</p>	1-1-1 生きがいづくりの促進	●
				1-1-2 活躍の場の拡充	●
		1-1-3 高齢者の就労支援		●	●
		<p>2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援</p>	<p>第2節 健康づくりの推進</p>	1-2-1 疾病予防と重症化予防	●
				1-2-2 保健事業と介護予防の一体的実施	●
		<p>3 安心して介護サービス等が受けられる持続可能な環境づくりの推進</p>	<p>第1節 総合相談支援体制の充実</p>	2-1-1 地域包括支援センターの体制の充実と機能強化	●
				2-1-2 地域包括支援センターにおける相談支援体制の充実	●
				2-1-3 家族介護者への支援	●
				2-1-4 ケアマネジメント支援の充実	●
		<p>2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援</p>	<p>第2節 高齢者の権利擁護と安心・安全な暮らしの確保</p>	2-2-1 高齢者の権利擁護の推進	●
				2-2-2 高齢者福祉サービスの提供	●
				2-3-1 住民の支え合い活動の強化・再編	●
				2-3-2 介護予防・日常生活支援総合事業による自立支援	●
		<p>3 安心して介護サービス等が受けられる持続可能な環境づくりの推進</p>	<p>第3節 高齢者を支える地域の体制づくり</p>	2-3-3 生活支援体制整備の充実	●
				2-3-4 インフォर्मーションサービスの活用促進	●
				2-4-1 在宅医療・介護連携支援センターの充実・強化	●
				2-4-2 人生会議（ACP アドバンス・ケア・プランニング）の啓発	●
		<p>5 住みよいまちづくりの推進</p>	<p>第4節 在宅医療と介護の連携</p>	2-4-3 認知症診断前後の医療と介護の連携	●
				2-4-4 ICTを活用した多職種間の連携の強化	●
				2-5-1 バリアフリー化の推進	●
		<p>3 安心して介護サービス等が受けられる持続可能な環境づくりの推進</p>	<p>第5節 住みよいまちづくりの推進</p>	2-5-2 安全・安心のゆとりのある住生活の確保	●
				2-5-3 生活環境の安全対策の推進	●
				3-1-1 介護人材の確保と育成	●
		<p>3 安心して介護サービス等が受けられる持続可能な環境づくりの推進</p>	<p>第1節 安心して介護サービス等が受けられる環境づくりの推進</p>	3-1-2 サービスの円滑な提供	●
				3-1-3 介護サービスの質の向上と適正化の推進	●
				3-2-1 在宅サービス基盤	●
		<p>3 安心して介護サービス等が受けられる持続可能な環境づくりの推進</p>	<p>第2節 介護保険サービス基盤の整備</p>	3-2-2 施設・居住系サービス基盤	●
				3-3-1 介護保険以外の高齢者福祉施設等の整備	●
				3-4-1 高齢者福祉施設等の整備目標	●
		<p>3 安心して介護サービス等が受けられる持続可能な環境づくりの推進</p>	<p>第3節 介護保険サービス基盤以外の整備</p>	3-5-1 災害への対策	●
				3-5-2 感染症への対策	●
				3-5-3 感染症への対策	●

地域包括ケアシステムの深化・推進 ⇒ 地域共生社会の実現

7 指標の設定

計画の進捗を管理する上では、あらかじめ定めた指標に基づいて行うことが有効です。指標には、もっぱら定性的な成果に着目する「アウトカム指標」と、定量的結果に着目する「アウトプット指標」があり、両者の相関により計画の進捗を計ることが考えられます。

一般的に「アウトカム指標」の推移を見極めるためには、ある程度以上の時間を要することから、長期にわたり継続的に指標として観察する必要があります。

そこで本計画においては、計画の進捗を総合的に判断できる指標を 11 項目定め、併せて指標ごとに関連する項目を掲げ、今後、中長期的に進捗管理に活用することとします。

また、第 2 部各論においては、それぞれの取組項目の中に可能な限りアウトプット指標としての事業実績等を掲げ、本指標とともに進捗管理に活用していくこととします。

指標一覧

指標名	現状値	R 8 年度 目標値	主な関連項目						
			重点項目 一	重点項目 二	重点項目 三	重点項目 四	政策目標 1	政策目標 2	政策目標 3
社会参加している 60 歳以上の市民の割合	79.6% (令和 4 年度)	82.0%	●				●		
健康寿命 (日常生活動作が自立している期間の平均)	男性 81.4 女性 85.0 (令和 3 年度)	延伸	●				●	●	
要介護ではない高齢者の割合	86.8% (令和 4 年度)	86.8%	●				●	●	
要介護認定を受けている人のうち、脳血管疾患の傷病名がある人の割合 (国民健康保険加入者 65～74 歳)	脳出血 10.9% 脳梗塞 25.0% (令和 3 年度)	9.7% 21.1%	●		●		●		
高齢者の通いの場への参加率及び運動している高齢者の割合	4.0% 44.9% (令和 4 年度)	8.0% 50.0%	●	●	●		●	●	
在宅等での看取り率 【20 ページ参照】	自宅 13.3% 老人ホーム 14.1% (令和 3 年度)	13.3% 15.7%					●	●	●
成年後見支援センターにおける高齢者の相談件数	1,301 件 (令和 4 年度)	1,237 件		●	●			●	
介護従事者が充足していると感じている介護サービス事業所の割合	24.6% (令和 5 年度)	36.2%					●		●
ご近所の高齢者を温かく見守り、必要などときには手助けしている人の割合	52.5% (令和 4 年度)	56.9%		●	●			●	
認知症相談窓口の認知度及び活動する認知症サポーター数	20.7% 40 人 (令和 4 年度)	50.0% 240 人		●	●			●	
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境が整っていると思う市民の割合	42.3% (令和 4 年度)	45.1%		●	●			●	●

第2部 各論

- 第1章 生きがいつくりと健康づくりの推進
- 第2章 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援
- 第3章 安心して介護サービス等が受けられる持続可能な
環境づくりの推進

第1章 生きがいつくりと健康づくりの推進

第1節 生きがいつくりと社会参加

高齢者が、学びやボランティア活動、就労などを通して自らの生きがいつくりに取り組み、一人ひとりが豊かな経験と知識・技能を生かして活躍できる環境づくりを推進します。

1-1-1 生きがいつくりの促進

111-1 おでかけパスポート事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

高齢者の健康づくり・生きがいつくりの推進と積極的な社会参加を促すとともに、公共交通機関のバスの利用促進を図るため、市内に住所を有する高齢者に対して「おでかけパスポート」を発行し、市内一般路線バスを安価で乗車できるようにします。

[対象者] 70歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
パスポート延べ交付者数 (年度末交付者数)	人	54,740	56,563	57,556	58,812	57,577	
利用状況 (1日あたりの平均利用回数)	回	2,546	2,464	1,889	1,907	2,013	

■現状と課題

- 長く続いたコロナ禍の影響により、バスに乗って外出する機会や生活習慣が損なわれています。
- 令和7年春に地域連携ICカードシステムへの切り替えが予定されているため、円滑に移行できる仕組みを構築する必要があります。
- 持続可能な仕組みになるよう、地域連携ICカードへの切り替えに合わせた料金改定が必要となります。

■今後の方針・目標

- 地域連携ICカードシステムへの切り替えに合わせ、新たなカードを確実に交付し、システム更新期間中に混乱を招かないような仕組みづくりを目指します。
- 地域連携ICカードへの切り替えに合わせたキャンペーン等を実施し、新規利用者を確保するとともに、コロナ禍の影響により失われた高齢者の外出機会の回復につなげ、バスの利用促進を図ります。

111-2 敬老事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

長寿を祝福し、高齢者を敬い愛す心と、高齢者福祉について理解と関心を高めるとともに、高齢者自らの生活意欲の向上を図るため、「老人の日」に祝状等を贈呈します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
高齢者祝状 88歳	人	2,468	2,419	2,529	2,386	2,395	
100歳	人	130	145	163	163	185	
市内最高齢	人	1	1	1	1	1	
高齢者祝品 100歳	人	—	—	—	—	—	
高齢者写真撮影 77歳	人	1,868	1,797	1,898	1,672	1,234	
100歳	人	55	51	69	53	59	

■現状と課題

○平均寿命の延伸や今後の高齢社会の進展を踏まえ、事業内容の見直しが必要です。

■今後の方針・目標

○高齢社会の進展などの社会情勢に合わせた見直しを行いながら、引き続き事業を実施します。

111-3 老人福祉センター(愛称：かがやきひろば)運営事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

高齢者の多様な要望に応えるため、生きがいつくりや健康づくりを目的とした各種講座を実施するとともに、地域における福祉活動の場として提供し、高齢者福祉の向上を図ります。

[対象者] 市内在住の60歳以上の人、地域福祉に関する活動をする人

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生きがいつくり講座	回	1,824	1,855	1,676	1,531	2,185	
	人	33,254	33,099	22,669	21,093	30,107	
グループ活動	回	6,402	5,785	3,599	3,180	4,995	
	人	70,922	61,563	33,196	29,109	41,603	
地域福祉活動	回	2,366	1,830	537	447	580	
	人	22,697	18,067	3,837	3,583	4,282	
その他	回	5,226	4,163	4,070	3,984	4,473	
	人	33,957	27,270	18,653	19,970	15,996	

■現状と課題

- 高齢者人口の増加に伴い、利用対象者も増加しており、新規利用者のすそ野を広げるため、利用者のニーズに応じた多様な講座等を展開していく必要があります。
- 建物や設備の老朽化が進んでいる施設があります。公共施設マネジメント指針や個別施設計画を踏まえ、統廃合を含めた見直しを行う必要のある施設があります。
- 講座やグループ活動の場として、公民館等貸館や集会所機能が重複する施設があります。

■今後の方針・目標

- 高齢者の生きがいつくりや自主活動のきっかけづくりのための講座を開催するとともに、健康づくり、介護予防や認知症予防などの講座の充実を図ります。
- 施設の適切な維持修繕を進めるとともに、公共施設マネジメント指針及び個別施設計画に基づき施設の統廃合を含めた見直しを検討します。
- 利用状況に応じた効率的な施設運営を行うため、類似施設との連携について検討します。

111-4 ふれあい交流ひろば（愛称：かがやきひろば）運営事業

【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

中山間地域等において、老人福祉センターの機能を有する施設として、保健福祉施設等の一部を「ふれあい交流ひろば」として整備を行い、世代間交流、教養や趣味等の講座を行うなど地域のふれあいの場として提供し、高齢者福祉の向上を図ります。

[対象者] 市内在住の60歳以上の人、地域福祉に関する活動をする人

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座開催回数	回	291	318	230	230	278	
延べ参加者数	人	5,133	5,330	3,175	2,807	3,128	
利用者数	人	16,859	15,414	9,849	6,897	8,575	

■現状と課題

- 中山間地域に配置された高齢者の活動の場として、施設を運営していますが、利用者は減少しており、施設や設備の老朽化が進んでいます。
- 講座やグループ活動の場として、公民館等貸館や集会所機能が重複する施設があります。

■今後の方針・目標

- 施設の適切な維持修繕を進めるとともに、公共施設マネジメント指針及び個別施設計画に基づき施設の統廃合を含めた見直しを検討します。
- 利用状況に応じた効率的な施設運営を行うため、類似施設との連携について検討します。

111-5 シニアアクティブルーム運営事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

中心市街地での老人福祉センターの機能を持ち、高齢者の活動を支援する施設として、もんぜんぷら座で講座の開催、自主グループ活動の支援などを行い、高齢者福祉の向上を図ります。

〔対象者〕 市内在住の60歳以上の人、地域福祉に関する活動をする人

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数	人	12,902	10,863	6,284	6,387	8,589	
講座数	講座	39	29	24	20	29	
延べ開催回数	回	234	204	196	192	224	
延べ参加人数	人	10,094	7,875	4,377	5,023	6,570	

■現状と課題

- 長く続いたコロナ禍の影響により、人が集まる場への参加意欲や外出機会が低下しています。
- もんぜんぷら座の今後の方針を見据えながら、中心市街地における高齢者の活動の拠点としてあり方を検討していく必要があります。

■今後の方針・目標

- 利用者のニーズに応じた多様な講座の充実と自主グループ活動の促進を図り、新規利用者を確保するとともに、コロナ禍の影響により低下した高齢者の外出機会の回復につなげます。
- 中心市街地に生涯学習の拠点を確保し続けることにより、高齢者のまち中への外出機会を創出するとともに、世代間交流にもつながる拠点づくりを目指します。

111-6 老人憩の家（愛称：いこいの家）運営事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

高齢者の相互交流、教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を提供し、心身の健康の保持増進を図ります。

[対象者] 市内在住の60歳以上の人、障害者手帳等の所持者等

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1日平均利用者数	人	59.7	56.8	35.5	35.3	32.6	
延べ利用者数	人	176,168	145,086	76,017	58,061	74,891	
障害者及び介護者数	人	42,723	33,937	15,095	13,566	18,580	

■現状と課題

- 安価で利用しやすい入浴施設として、地域に根差した運営が行われていますが、利用者は減少しており、施設や設備の老朽化が進んでいます。
- 災害の危険のある場所に立地している施設があります。
- 講座やグループ活動等の場として、かがやきひろば等と機能が重複しています。

■今後の方針・目標

- 施設の適切な維持修繕を進めるとともに、公共施設マネジメント指針及び個別施設計画に基づき施設の統廃合を含めた見直しを検討します。
- 社会情勢に合わせた利用料金の見直しを検討します。

111-7 健康麻将（まーじゃん）講座事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

健康麻将は、「金をかけない」、「酒を飲まない」、「タバコを吸わない」の3点を守り、健康的な環境で楽しむ麻雀です。日本健康麻将協会、信州大学と協働で初心者講座を開催し、生きがいつくりと介護予防の促進を図ります。

[対象者] 市内在住の60歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	回	2	2	2	1	1	
受講者	人	45	39	27	16	6	
修了者	人	42	36	7	15	4	

■現状と課題

- 仲間との交流を楽しみながら、指先を使い脳を活性化する健康麻将は、高齢者の生きがいつくりと介護予防、外出機会の創出につながっています。
- より多くの方が受講しやすいよう周知が必要です。

■今後の方針・目標

- 生きがいつくりと介護予防の促進を図るため、引き続き事業を実施します。
- 高齢者の社会参加等のきっかけとなるよう広報誌やチラシにより積極的に周知を行い、受講者の増加を図ります。

111-8 温湯温泉湯～ぱれあ 高齢者福祉ゾーン運営事業

【観光振興課・高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

温湯温泉湯～ぱれあ内に、地域福祉の拠点となる老人福祉センターの機能を持つスペース「高齢者福祉ゾーン」を併設し、温泉を利用した心身の健康維持・増進を図ります。また、教養や趣味等の講座を行うなど地域のふれあいの場を提供し、高齢者福祉の向上を図ります。

[対象者] 市内在住の60歳以上の人、地域福祉に関する活動をする人

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
入浴利用者数	人	114,496	109,279	73,602	97,925	101,403	
健康ゾーン利用者数	回	970	989	588	933	1,356	
	人	10,697	12,426	6,411	8,418	11,310	
高齢者福祉プログラム	回	243	234	185	130	185.0	
	人	3,793	3,452	1,743	1,111	1,345	
グループ活動など貸館利用	回	572	458	487	495	528	
	人	7,103	2,779	3,628	3,271	2,908	

■現状と課題

- 長く続いたコロナ禍の影響により、人が集まる場への参加意欲や外出自体への機会が低下しています。
- 利用者は減少しており、新規利用者のすそ野を広げるため利用者のニーズに応じた多様な講座等を実施していく必要があります。

■今後の方針・目標

- 利用者のニーズに応じた多様な講座の充実と自主グループ活動の促進を図ることにより、新規利用者を確保するとともに、コロナ禍の影響により低下した高齢者の外出機会の回復につなげます。

1-1-2 活躍の場の拡充

112-1 老人クラブ活動促進事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

教養の向上、健康の増進、地域社会への積極的な参加や世代間交流などの老人クラブ活動を通じ、高齢者の生活を健やかで豊かなものにするため、各単位老人クラブ及び長野市老人クラブ連合会に活動促進のため補助を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
老人クラブ数	クラブ	240	229	219	203	191	
会員数	人	16,204	15,470	14,539	13,298	12,316	

■現状と課題

○地域を基盤として生きがいや健康づくりを推進する自主的な組織として、高齢者相互の生活支援の観点からその役割が期待されていますが、新規加入者の減少や役員の高齢化により、クラブ数や会員数は減少傾向となっています。

■今後の方針・目標

- 老人クラブ及び老人クラブ連合会との連携を深めるとともに、補助事業を継続し、活発に活動が行えるよう、両者を支援します。
- 広報誌等で老人クラブの活動事例の紹介等を行い、市民への老人クラブの関心拡大を図ります。

112-2 ながのシニアライフアカデミー（愛称:NaSLA）運営事業

【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

地域社会活動や健康の分野を中心に専門知識を習得し、地域の課題解決につながる実践的なマネジメント力を養います。学びを通じて社会で活躍できる人材を育成します。

[対象者] 市内在住のおおむね 60 歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
受講者（1、2年生合計）	人	39	29	27	54	—	
平均年齢	歳	68.5	67.4	67.5	63.1	—	
修了者（2年修了）	人	32	—	—	47	—	
平均年齢	歳	68.3	—	—	71.2	—	

※R4 はコロナ禍により参加者が最少催行人数を下回り中止

■現状と課題

- 長野県立大学及び信州大学と連携し、「地域マネジメントコース」と「健康マネジメントコース」の2コースを実施しています。
- 社会情勢を考慮した特徴あるカリキュラムの構成についてニーズに応じ検討していく必要があります。
- 受講者や修了者が地域で活躍できるよう支援が必要です。

■今後の方針・目標

- 長野県立大学及び信州大学と協議の上、高齢者のニーズに応えられる経験や知識を有した企業等と連携し、社会情勢を考慮し社会で活躍できる人材育成講座の提供に努めます。
- 受講生及び修了生が、自らの知識や技能を生かし地域で役立てられる人材の育成を目指します。

112-3 高齢者学習事業【家庭・地域学びの課】

■施策の目的・内容

市立公民館・交流センターにおいて、様々な学習機会を通じて、共に活動する仲間との交流を深め、家庭や地域で自身の存在感を高める意欲、また自身の経験や能力を活かし、地域づくりへ積極的に関わる意欲を持てるようになることで生きがいを育むことを目的とした講座や、フレイル予防講座等を開催します。

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施公民館数	か所	18	13	15	17	21	
学級数	学級	226	103	75	103	151	
延べ受講者数	人	6,984	4,591	2,131	3,180	4,070	

■現状と課題

○学びの成果を高齢者自らの生きがいにつなげ、地域社会の活動等にも還元できる仕組みが必要です。

■今後の方針・目標

- 高齢者の多様な学習要求に応えるため、市の高齢者施設との連携やオリジナルを活かした様々な学習機会の充実を図ります。
- 健康の保持・増進を意識した「フレイル予防」に関する事業や講座を実施します。

112-4 公民館等における世代間交流事業【家庭・地域学びの課】

■施策の目的・内容

市立公民館・交流センターで、様々な世代が一緒になって活動する体験活動を通して、連帯感や思いやりの心を育て、地域づくりをすすめていきます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施公民館数	か所	16	16	8	10	9	
実施講座数	講座	44	31	13	25	17	
延べ参加者数	人	3,296	2,795	689	865	365	

■現状と課題

○子どもの参加が増加するためには、世代間で交流できる事業の選定や、運営に係る工夫を行うとともに、学校や他の社会教育団体との連携や調整が必要です。

■今後の方針・目標

○様々な世代が関心を持てる交流事業や世代を問わず参加できる体験活動を実施します。

112-5 保育所における世代間交流事業【保育・幼稚園課】

■施策の目的・内容

地域に開かれた保育所・認定こども園として、園児が高齢者福祉施設へ訪問したり、保育所・認定こども園に高齢者福祉施設や地域の高齢者を招待するなど、世代間のふれあい活動を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
公立実施保育所数	園	25	23	17	19	13	
私立実施保育所数	園	17	19	13	15	12	

※運営委託、指定管理者運営保育所は、公立に含む

■現状と課題

○交流が活発な園と未実施園があります。未実施の園については検討していく必要があります。

■今後の方針・目標

○今後も地域に開かれた保育所・認定こども園として、園児の高齢者福祉施設等への訪問や保育所等に高齢者福祉施設等や地域の高齢者を招待するなど、各地域の特性を生かした世代間のふれあい活動を実施します。未実施の園には、世代間交流の実施を促します。

1-1-3 高齢者への就労支援

113-1 高齢者授産施設就労奨励金支援事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

授産施設に就労する高齢者を支援し、就労の促進を図ります。

[対象者] 授産施設に就労する 60 歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
対象者	人	44	41	40	37	29	

■現状と課題

○授産施設に就労する高齢者に対し、通勤に要する交通費の一部を支援しています。

■今後の方針・目標

○他の制度と調整を図りながら事業を実施します。

113-2 シルバー人材センター【商工労働課】

■施策の目的・内容

公益社団法人長野シルバー人材センターの運営の補助を行います。高齢者が長年培った知識・経験・能力を有効に生かして働くことにより、高齢者の「生きがいの充実」「健康増進」「地域社会への貢献」を目指します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
会員数	人	2,069	2,077	1,957	1,913	1,920	
うち男性	人	1,506	1,482	1,414	1,369	1,370	
うち女性	人	563	595	543	544	550	

■現状と課題

○人口減少に伴う労働力不足が懸念され、高齢者の就労への期待が高まっている中、企業の雇用延長、定年引上げなどの理由により60歳代の会員が減少する一方、75歳以上の会員の割合が増加傾向にあります。平均年齢の上昇により、就業を制限する会員や就労先が増えるなど、就業率の低下が懸念されます。生きがいの充実、健康の維持・増進のために、高齢者に働く機会を提供するシルバー人材センターの役割は益々重要となります。

■今後の方針・目標

- シルバー人材センターの普及啓発活動の充実、会員の増強、就業機会の拡大（特に派遣事業など）、安全・適正就業の徹底、自主自立組織の推進を支援します。
- 女性会員の募集を積極的に図るとともに、家事支援や育児分野など、女性会員に適した就業先の確保に努め、就業機会の拡大を図ります。
- 社会のDX化を踏まえ、シルバー人材センターも早急にデジタル化を推し進める必要があります。事務局のインフラ整備はもちろん、会員一人一人のIT育成も喫緊の課題であり、地域社会全体のDXに向け、サポートしてまいります。

113-3 高齢者の就労支援【商工労働課・高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

セミナー等の開催や職業相談を実施し事業所や高齢者の就業意識の醸成や就業機会の拡大を図り、生涯現役で活躍し続けられる社会の実現を目指します。

[対象者] おおむね 55 歳以上の人

■これまでの実施状況

○[高齢者向け就労支援イベント]

求人情報の提供や企業との面談を受けることができる就労支援イベント

○[企業向けシニア人材活用セミナー]

企業・法人に対し「高齢者雇用」を啓発するセミナー

○長野市職業相談室

職業相談事業、キャリアカウンセリング等

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
窓口相談件数	件	—	—	354	683	460	
企業向け啓発セミナー参加企業	社	—	—	20	11	25	
就労支援セミナー参加者	人	—	—	82	51	107	
就労支援セミナー参加企業	社	—	—	21	10	27	

■現状と課題

○令和2年度から4年度まで厚生労働省から受託した生涯現役促進地域連携事業で培った就労支援のノウハウや協議会の会員同士の連携をもとに、効果的だった「高齢者向け就労支援イベント」や「企業向けシニア人材活用セミナー」を実施し、引き続き高齢者の就労を支援します。

○長野市職業相談室では、職業相談やキャリアカウンセリングなどを受け付けます。

■今後の方針・目標

○高齢者や企業側のニーズ、社会情勢等を把握しながら高齢者の就業機会を広げ、社会参加を支援します。

第2節 健康づくりの推進

加齢に伴う心身の機能の変化により、健康状態や生活機能等の個人差が現れます。高齢期では安心して自立した日常生活を送ることができるよう、フレイルや生活習慣病の重症化を防ぎ、心身の特性に応じた保健事業を通じて、健康の保持増進の取組と介護予防を一体的に推進します。

1-2-1 疾病予防と重症化予防

121-1 健康情報等の発信【健康課・地域包括ケア推進課・国保・高齢者医療課】

■施策の目的・内容

広報誌や市ホームページ、各戸世帯配布の「健康カレンダー」・「各種検診のご案内」等により予防・健康づくりに関する情報等について発信します。

特に高齢者が健康上、気をつけたい熱中症予防やフレイル予防等についてリーフレット等を作成し、関係機関・団体等を通じ広く普及啓発を行います。

特定健診・後期高齢者健診の受診券や結果通知同封リーフレットにより、生活習慣病の重症化予防や、フレイル予防に関する情報を発信します。

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康カレンダー	部	168,000	168,000	168,000	169,000	169,000	168,000
各種検診の案内	部	169,000	169,000	169,000	169,000	168,000	167,000
熱中症予防リーフレット	部	6,200	6,200	6,200	8,000	6,500	
フレイル予防チェック&ガイド	部	—	7,900	2,778	906	2,600	

■現状と課題

○要介護状態の要因となる生活習慣病は自覚症状がなく進むため、定期的に健診（検診）を受け、将来を予測し心身や環境の変化に応じた適切な行動をとることが重要ですが、健診受診等の動機づけとなる情報をわかりやすく入手できる環境づくりとともに、一人ひとりの心身状況等に応じたきめ細やかな情報提供が必要です。

■今後の方針・目標

○広報誌や啓発リーフレット等による情報発信の他、国保データベースシステム（以下、KDBシステムという。）等を活用し、口腔、栄養、運動、社会参加などの観点からフレイルなど心身の多様な課題に対応した情報提供を行います。

121-2 国民健康保険特定健康診査・特定保健指導【国保・高齢者医療課】

■施策の目的・内容

生活習慣病の発症や重症化及び心身機能の低下の予防を図り、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させるため、特定健診・特定保健指導を行います。

[対象者] 40歳以上の国民健康保険被保険者

■これまでの実施状況

(法定報告数字)	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診受診者数	人	25,270	24,463	22,569	22,382		
特定健診受診率	%	47.2	47.2	43.8	44.4		
特定保健指導終了者数	人	889	893	955	930		
特定保健指導実施率	%	34.8	37.9	43.5	42.0		

※ 特定健診受診者数には、40歳以上の人間ドック等助成による受診者を含みます。

※ 令和4年度は令和5年10月に数値が確定

■現状と課題

○特定健診については、受診者全員に心電図検査を実施するなど、内容の充実を図ってきました。受診率は、コロナ禍の影響で落ち込んだ後、回復傾向ではありますが、コロナ禍前の水準には戻っていません。また、特定保健指導は、近年実施率が向上していますが、まだ5割以上の人を受けていません。

■今後の方針・目標

- 特定健診・特定保健指導により生活習慣病の発症及び重症化を予防することができることを周知し、受診率の向上を図るとともに、多様な生活スタイルに対応できるよう、保健指導の実施方法を見直し、保健指導実施率の向上を図ります。
- 特定保健指導を通じ、糖尿病性腎症による人工透析や脳血管疾患、虚血性心疾患等のリスクが高い未受診者に対して保健指導を行います。

121-3 国民健康保険人間ドック等助成【国保・高齢者医療課】

■施策の目的・内容

健康の保持増進を図るため、長野市国民健康保険特定健診の一環として、人間ドック及び脳ドックの受診者に対し費用の一部を補助します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
助成による受診者数	人	7,138	7,139	6,359	6,942	6,627	
助成による受診率	%	12.0	12.4	11.2	13.8		

※ 令和4年度は令和5年10月に数値が確定

■現状と課題

○国民健康保険加入者数の減少に伴い、人間ドック及び脳ドック受診者数も減少傾向となっています。受診率は若干増加傾向にあります。

■今後の方針・目標

○広報誌やホームページを積極的に活用し、ドック受診や保健指導により生活習慣病の発症及び重症化を予防することができることを周知し、受診率の向上を図ります。

121-4 後期高齢者健康診査【国保・高齢者医療課】

■施策の目的・内容

生活習慣病の発症及び重症化を予防し、健康の保持増進を図るため、後期高齢者医療制度加入の市民を対象に健康診査を実施します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
健康診査受診者数	人	25,513	26,093	24,892	23,568	24,878	
健康診査受診率	%	43.7	44.1	41.2	39.3	40.5	

■現状と課題

○受診率は、コロナ禍の影響で落ち込んだ後、回復傾向ではありますが、コロナ禍前の水準には戻っていません。受診者数は、後期高齢者数の増加により横ばいとなっています。

■今後の方針・目標

○健康診査により生活習慣病の発症及び重症化を予防することができることを周知し、受診率の向上を図ります。

121-5 後期高齢者医療制度人間ドック等助成【国保・高齢者医療課】

■施策の目的・内容

健康の保持増進を図るため、後期高齢者医療制度後期高齢者健診の一環として、人間ドック及び脳ドックの受診者に対し費用の一部を補助します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
助成による受診者数	人	2,911	3,121	2,825	2,955	3,283	
助成による受診率	%	5.0	5.3	4.7	4.9	5.4	

■現状と課題

○人間ドック及び脳ドック受診者数は、被保険者の増加に伴い、増加傾向にあります。

■今後の方針・目標

○広報誌やホームページを積極的に活用し、ドック受診や保健指導により生活習慣病の発症及び重症化を予防することができることを周知し、受診率の向上を図ります。

121-6 はり、マッサージ費助成事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

「老人憩の家」において、はり、マッサージの場を提供し、利用者の健康増進と視覚障害者の福祉の向上を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
開設箇所	施設	10	10	10	9	9	
延べ日数	回/年	1,131	959	865	657	900	
延べ利用人員	マッサージ	2,858	2,253	1,576	1,270	2,152	
	はり	932	918	969	718	1,018	
	合計	3,790	3,171	2,545	1,988	3,170	

■現状と課題

- 視覚障害を持つはり、マッサージ師等に、老人憩の家を施術の場として提供するとともに補助を行い、利用者に安価なはり、マッサージのサービスを提供しています。
- 利用者は減少傾向にあります。

■今後の方針・目標

- 利用者への周知を図るとともに、利用者要望等を踏まえた利用しやすい環境を整えます。

121-7 健康づくり活動支援【健康課・スポーツ課】

■施策の目的・内容

生活習慣病の発症・重症化を防ぐため、地域等の依頼により専門職が地域の学習会等の場に出向き、分野に沿った健康に関する情報提供を行い、食事や運動などの生活習慣改善の動機づけを図るとともに、健康づくりに取り組む地区組織や団体等の活動を支援します。

また、個人の健康づくりの実践が継続できるよう、各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催し、市民の健康保持・増進、体力向上及び仲間づくりを推進します。

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域健康出前講座実施回数	回	279	267	165	126	187	
地域健康出前講座参加者数	人(延)	5,953	5,214	2,718	2,066	3,396	
スポーツ教室数	教室	54	59	63	66	67	
スポーツ教室参加者数	人(延)	1,319	1,254	1,268	1,393	1,359	

■現状と課題

- 自分の体力やからだの状態を知り、加齢による虚弱や生活習慣病の重症化を防ぐため、若い頃から運動に取り組める環境づくりと一人ひとりの体の特徴にあった運動の実践方法について学ぶ場が必要です。
- スポーツ教室の主要事業である「NAGANO健康スポーツ教室」は参加者が毎年固定化してきています。市民ニーズに合わせて新たな教室も企画していますが、全体的に講座受講者が減少傾向にあります。

■今後の方針・目標

- 市民自らが運動の効果を理解し、主体的に生活習慣病の発症と重症化予防のために身体活動及び運動を継続的に取り組めるよう、個人や地域の活動を支援します。
- 引き続き、総合型地域スポーツクラブやスポーツ施設の指定管理者と連携し、年齢やニーズに応じて多種多様かつ継続しやすいスポーツ教室を開催します。また既存の教室について、ニーズの多様化を踏まえて講座内容を見直し、新規受講者の獲得を図ります。

121-8 保健センター【健康課】

■施策の目的・内容

保健センターは、市民の健康づくり推進のため、健康診査、健康教育、健康相談、保健指導等の地域保健サービスを総合的に行う拠点施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
延べ利用者数	人	84,083	75,610	53,767	55,280	58,050	

■現状と課題

○地域における母子保健、健康増進、感染症予防、精神保健等の保健サービスを提供する重要な拠点として、適正に配置し、運営する必要があります。

■今後の方針・目標

○市民の健康づくりの拠点となるよう、施設の長寿命化を図りつつ、再編も含めた適正配置について検討します。

121-9 自殺対策の推進【健康課】

■施策の目的・内容

高齢者の自殺を減らすために、相談支援体制の充実・地域で支える体制づくり・女性特有の視点も踏まえ、多職種と連携し取組を推進します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合相談会相談件数	件	32	27	39	30	25	
ゲートキーパー研修受講者累計人数	人	11,948	13,085	14,442	15,353	16,909	
シニア世代へのこころのリーフレット配布累計枚数	枚	1,840	2,701	8,685	21,254	20,690	

■現状と課題

○長野市の自殺者の原因・動機別の状況をみると、健康問題が約半数を占めています。2017～2021年の自殺者の特徴として、男女ともに「60歳以上の無職同居」が多くなっています。また、60代女性の自殺死亡率は、全国平均を上回っています。高齢期は、失業（退職）、生活苦、介護疲れ、家族の世話、病苦、近親者の喪失体験等ストレスを抱えやすい状態にあります。孤立により誰にも悩みを相談できないまま自殺へと至ってしまうことがあります。

■今後の方針・目標

- （策定中）長野市自殺対策行動計画（第2次）に基づき、関係機関・団体と連携し生きる支援（孤立・生活困窮・困難な問題を抱える女性への支援等の対策）を推進していきます。
- 高齢者が社会的に孤立することないように、地域で支える体制づくりを推進します。
- 高齢者の日常生活を支援する人が、日々の関わりを通じて自殺のリスクに早期に気づき、傾聴し必要な支援へとつなぐことができるように人材養成を実施します。

121-10 がん検診【健康課】

■施策の目的・内容

がんを早期に発見し、早期の治療につなげ、がんによる死亡を減らすため、医療機関での個別検診及び検診車等による集団検診を実施しています。

また、肝がんや肝硬変等を予防するため肝炎ウイルス検診を実施しています。

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
胃がん検診 40歳～	人	3,507	3,445	2,813	2,593	2,470	
子宮頸がん検診 20歳～	人	10,887	10,257	9,301	9,995	10,108	
乳がん検診 30歳～	人	10,277	9,779	8,556	9,043	8,958	
肺がん検診 40歳～	人	11,507	10,706	8,391	8,774	9,153	
大腸がん検診 40歳～	人	22,619	21,821	20,670	19,982	20,611	
前立腺がん検診 50歳～74歳	人	557	556	420	484	549	
肝炎ウイルス検診 40歳～	人	273	169	180	106	172	

*胃がん検診は平成30年度までは35歳以上

■現状と課題

○がんは長年、死亡原因の第1位となっています。がんの死亡率減少のため科学的根拠に基づいたがん検診の受診率向上の取組が重要です。

■今後の方針・目標

○がんに関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、より受診しやすい環境の整備や周知方法の工夫、個別の受診勧奨等の取組により、受診率の向上を図ります。

121-11 歯周疾患検診【健康課】

■施策の目的・内容

歯周病は、歯の喪失原因となるとともに、糖尿病や循環器疾患等との関連性が報告されているため、歯周病の早期発見、早期治療及び疾患予防等を目的に、節目年齢の市民を対象に、歯周疾患検診を医療機関で実施します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
受診者数	人	2,040	2,120	2,165	2,057	1,682	

■現状と課題

○歯の喪失原因である歯周病を予防し、高齢期における口腔の健康の維持・増進を図るため検診を実施しており、受診率の向上を図る必要があります。

■今後の方針・目標

○歯・口腔の健康は全身の健康を保つために重要であるため、むし歯や歯周病等の歯科疾患に対する正しい知識と予防方法等や、かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科健診や歯科保健指導を受けることの重要性についての普及啓発を行うとともに、受診率向上につながる方法について研究します。

121-12 骨粗しょう症検診【健康課】

■施策の目的・内容

骨粗しょう症は、骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が懸念されます。そのため骨量の減少が見られる人の早期発見を目的に、節目年齢の市民(女性)を対象に医療機関で検診(骨量測定)を実施し、骨粗しょう症の予防を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
受診者数	人	973	665	747	773	877	

■現状と課題

○骨粗しょう症は、自覚症状がなく進行することから、早期発見・早期治療へつなげることが重要です。自らの生活習慣を振り返る機会として、定期的な骨粗しょう症検診の受診が必要です。

■今後の方針・目標

○高齢期における骨折予防の重要性を理解してもらえるよう、フレイル予防と合わせた啓発や個別の受診勧奨等により、受診率向上を図ります。

121-13 総合健康相談【健康課】

■施策の目的・内容

生活習慣病の予防と健康増進を図るため、健康診査等の結果から病態別の相談会を実施するとともに、個別の相談に応じ、生活習慣改善の動機付けを図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
健康サポート相談件数	件(延)	53	166	201	102	50	
健康・食生活相談件数	件(延)	342	294	290	415	341	
歯科相談件数	件(延)	244	175	77	78	62	

■現状と課題

○国保特定健診等の結果から重症化リスクがある対象者へ個別通知を行い、保健師・管理栄養士等が保健指導を行う「健康サポート相談会」と、「健康・食生活相談」として、誰もが健康について気軽に相談できるよう、定期的に相談窓口を開設しています。来所による方法では利用者が限定されるため、重症化リスクが高い対象者へ介入支援していくためには、訪問等による積極的な関与も含め、個別支援の場を継続的に設けていく必要があります。

■今後の方針・目標

○予防可能な段階から生活習慣を改善し、主体的に健康的な食事や運動方法を選択できるよう、健康診査等の結果から一人ひとりの健康課題を把握し、家庭訪問等による相談の機会を確保します。

121-14 集団健康教育【健康課】

■施策の目的・内容

生活習慣病予防や健康づくりに関して、正しい知識の普及と健康習慣の実践を促すため、保健センター等を拠点に生活習慣病予防等に関する集団健康教育を実施します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活習慣病予防等講演会回数	回	3	1	—	0	0	
生活習慣病予防等講演会参加者数	人	148	55	—	0	0	
運動講習会回数	回	192	187	122	86	101	
運動講習会参加者数	人	2,207	2,072	1,234	878	1,083	
生活習慣病予防等健康教室数	教室	19	12	4	55	75	
生活習慣病予防等健康教室回数	回	42	81	46	73	85	
生活習慣病予防等健康教室参加者数	人	631	841	742	1,552	1,548	

■現状と課題

○コロナ禍の影響により集合形式の講演会が減少し、相互学習の機会として運動講習会や各種健康講座を開催しています。個々の健診データから将来予測と科学的根拠に基づき食生活や運動などの生活習慣を改善することができるよう、市民の学習の機会確保が必要です。

■今後の方針・目標

○KDBシステム等から地域の特徴を把握した上で、予防可能な疾患や対象者等を明確にし、適切な予防行動が選択・実践できるよう、相互学習の場を確保します。個々の生活スタイルや食文化など地域の特徴を把握しながら、対象者に実状にあった講座内容等を組み立て、わかりやすい資料の提供に努めます。

121-15 訪問保健指導・栄養指導【健康課・国保・高齢者医療課】

■施策の目的・内容

全ての市民が健康で生活できるよう、健診結果の見方や食生活・運動習慣の改善等について、保健師、管理栄養士等が家庭訪問等により保健指導・栄養指導を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問保健指導延人数	人	1,831	2,493	2,142	2,219	2,129	
訪問栄養指導延件数	人	296	298	177	535	507	
後期高齢者保健指導延人数	人	—	175	193	1,402	1,024	

■現状と課題

- 国保特定健診等の個々のデータから、生活習慣病重症化リスクがある人に対して、重症化予防のため、食習慣や運動習慣の改善と適切な治療を継続できるよう支援する必要があります。
- 当該年度の健診データから抽出した対象者に加えて、生活習慣病の重症化要因である健診未受診や未治療・治療中断者にも対応するため、過去5年間の経過がわかる糖尿病・高血圧の管理台帳を作成し、個々の健康状況を把握し、継続的に支援をしています。

■今後の方針・目標

- 訪問対象者の経年的健診データから、重症化予防が可能なタイミングを逸しないよう食習慣や運動習慣の改善と適切な治療を継続できるよう、保健指導・栄養指導を行います。
- 乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージの特性を考慮し、健康の維持及び増進につながる保健指導・栄養指導を行います。また、後期高齢者保健指導は、年齢や心身の状況により保健指導が途切れることがないよう、介護予防と一体的に実施し、必要に応じて地域包括支援センター等と連携を図ります。

1-2-2 保健事業と介護予防の一体的実施

122-1 高齢者の特性を踏まえた個別支援（ハイリスク者の保健指導）

【国保・高齢者医療課・健康課・地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

フレイルや生活習慣病等の重症化予防のため、かかりつけ医等と連携しながら、家庭訪問等により、保健指導・栄養指導を行うとともに、必要に応じて個々の状態に合わせた医療や介護サービスにつなげます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
後期高齢者保健指導延人数	人	—	175	193	1,402	1,024	

■現状と課題

- 生活習慣病重症化予防対策として、健診結果をもとに、個々の生活スタイルや個人差に合わせて保健指導を行っています。
- 令和4年度に長野市国保特定健診・後期高齢者健診に導入された心電図検査の結果、重症脳梗塞のリスクとなる心房細動（不整脈）の有所見率が全国平均より高いことがわかり、これらの方が適切な医療につながる必要があります。

■今後の方針・目標

- これまで行ってきた低栄養、高血圧、糖尿病等の保健指導に加え、健診時の心電図検査で発見された心房細動（重症脳梗塞のリスクとなる不整脈）のある方がきちんと治療につながるよう、指導を行います。

122-2 通いの場等での健康教育・健康相談

【国保・高齢者医療課・健康課・地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

フレイルや生活習慣病の重症化予防のため、通いの場等に医療専門職が積極的に関与し、健康教育・健康相談を行います。また、健康課題を抱える対象者には通いの場等への参加を促すとともに、健康管理のための情報を様々な機会を通じて提供します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
通いの場等での健康教育・健康相談	人	—	—	—	1,552	2,544	

■現状と課題

- 令和5年2月現在、市内に約470か所の通いの場があり、医療専門職による健康教育・健康相談が活用されるよう、関係課で連携し周知を図っています。
- 活動や社会参加によるフレイル予防に加え、生活習慣病の発症予防及び重症化予防についての講話を、令和3年度14地区で77回、令和4年度23地区で149回実施しました。令和5年度からは市内全域で実施しています。
- ケアマネジャーやフレイル予防市民ナビゲーターを対象に、フレイル予防に加えて、医療専門職による健康教育の機会を設ける等、生活習慣病重症化予防の重要性の理解、促進を図っています。

■今後の方針・目標

- 引き続き、地域の関係団体や通いの場等の運営者等と連携し、通いの場等においてフレイル予防や地域課題の分析を踏まえた生活習慣病予防等に関する健康教育・健康相談を市内全域で行います。

第2章 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

第1節 総合相談支援体制の充実

住み慣れた地域で安心した暮らしを続けていくためには、高齢者のみの世帯、就労・子育て世帯、ヤングケアラーなど多様な世代の家族介護者など社会全体で支えていくことが重要です。

地域包括支援センターは、高齢者本人だけではなく、世帯全体を把握し、関係機関と連携し支えることで、課題の解決を図ります。相談内容を分析し、その結果を活用することで適切で効果的なサービスを総合的に提供できる体制の充実を図ります。

2-1-1 地域包括支援センターの体制の充実と機能強化

211-1 地域包括支援センター・在宅介護支援センター【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

介護や医療、福祉などに関する総合窓口として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を配置する地域包括支援センター直営1か所、委託19か所を設置しています。更に、中山間地域には在宅介護支援センター4か所を設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるように支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター（直営）	か所	1	1	1	1	1	
（委託）	か所	17	17	17	18	19	
合計	か所	18	18	18	19	20	
在宅介護支援センター	か所	6	6	6	5	4	

■現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、心身の健康保持や、介護、生活支援を一体的に切れ目なく支援していく体制が求められています。
- コロナ禍の外出自粛等の影響により認知機能の低下に関する相談が増えています。また、身寄りがいない方や高齢者虐待、支援困難事例等の対応が増えています。
- 自然災害や感染症などの緊急対応のため、令和5年度に策定した業務継続計画（BCP）に基づき、日頃から災害等に備える必要があります。

■今後の方針・目標

- 介護、医療はもとより、住まいや生活支援等、生活にかかわる様々な機関とのつながりが確保されるような地域体制づくりを目指します。
- 重層的な支援体制により関係機関と連携し、役割分担の整理、協働を進めることで適切な支援を実施します。
- 大規模災害や感染症の流行時においても業務が継続できるよう、定期的に職員の研修や訓練を行い、対応力を強化します。

2-1-2 地域包括支援センターにおける総合相談の充実

212-1 総合相談支援事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等により、高齢者のさまざまな相談に応じ住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続していくことができるよう、適切なサービス利用につなぎ、関係機関と連携し、継続的に支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
相談支援延べ件数	件	42,070	40,217	41,903	44,162	48,485	

■現状と課題

- 令和3年度以降、相談件数は増加しています。
- 高齢者本人課題に関する相談のほか、8050問題、世帯の経済的な問題等、複雑化・複合化した相談が増えており、相談者の属性や世代に関わらない受け止めや、関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援が求められています。

■今後の方針・目標

- 地域包括支援センターの認知度が低いことから、ホームページの充実、日常生活で利用する店舗等との連携による相談窓口の周知を図ります。
- 高齢者の状態を把握し適切なサービスに結び付ける等、質の高い総合相談を実施するため、地域包括支援センターの専門職の資質向上を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域における関係者のネットワークの充実を図ります。
- 高齢者本人や世帯の属性に関わらず、障害、子育て、世帯の経済的な問題等、各分野の支援機関と連携を図りながら、相談支援を実施します。
- 相談件数の増加に適切に対応できるよう相談内容を分析し、分析の結果に応じ、関係機関と連携を図る体制をつくります。

2-1-3 家族介護者への支援

213-1 総合相談支援業務【地域包括ケア推進課】

【212-1に掲載】

213-2 ヤングケアラー支援【子育て家庭福祉課】

■施策の目的・内容

本来、大人が担うべきケアの責任を負うことで、学習や遊びの機会を失っている子どもたち（ヤングケアラー）についての認知度向上を図り、社会全体で支える機運を醸成するとともに、当事者である子どもやその家族に対し、必要な支援に繋がっていきます。

■これまでの実施状況

令和4年度から、「子ども・若者ケアラー庁内プロジェクトチーム」立ち上げ、支援について検討しているとともに社会的認知度向上のために市職員・教育関係者・地域支援者向けに「研修会」を行いました。

■現状と課題

- お手伝いとヤングケアラーの見極めが難しい状況です。
- ヤングケアラー当事者自身に自覚がなく、また自覚していても相談に至っていないケースがあります。
- 相談に至っても支援を望んでいない場合があり、支援に繋がらないケースが多い状況です。

■今後の方針・目標

- 認知度向上ために、パンフレットの作成やSNSでの情報配信、当事者や教育関係者・地域支援者向けに研修会を開催します。
- ヤングケアラーコーディネーターを配置して、窓口設置や学校訪問等により早期発見・把握に努め、状況により必要な支援に繋がっていきます。
- 小中高生を中心に悩みや経験を共有、情報交換等できる交流の場づくりを計画しており、そこから発見し、必要に応じて支援に繋がっていきます。
- 家事支援が必要な場合、サポートできる体制の構築を図ります。

213-3 在宅福祉介護料の支給事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

要介護3以上の高齢者を在宅で基準日以前1年間に、6か月以上介護している介護者に対して、その労をねぎらい在宅における介護を支援することを目的として支給します。

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1種（要介護4、5該当）	人	673	669	672	694	766	
第2種（要介護3該当）	人	510	532	547	541	578	
支給総数	人	1,183	1,201	1,219	1,235	1,344	

■現状と課題

○コロナ禍の影響による介護保険サービスの利用控え等により、在宅で介護を受ける高齢者が増加し、給付件数が増加しました。

■今後の方針・目標

○介護保険サービスの適切な利用を促しながら、引き続き事業を実施していきます。

213-4 在宅介護者リフレッシュ事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

在宅で高齢者を介護している人を対象に、長野市社会福祉協議会が実施している介護者相互の交流や面接相談、介護技術の研修等の事業経費を助成します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
参加者数 宿泊	人	92	—	38	33	38	
日帰り	人	26	19	13	10	11	

■現状と課題

○コロナ禍の影響もあり、利用者数が減少しています。

■今後の方針・目標

○事業の効果を検証し、長野市社会福祉協議会とともに支援のあり方を検討します。

213-5 はいかい高齢者家族支援サービス助成事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

家族が、民間事業者の提供する位置情報検索サービス（GPS機能付端末）を利用することで、はいかい行動のある認知症高齢者の早期発見、安全の確保及び事故防止を図ります。この必要な経費の一部を助成することにより、介護者の心身及び経済的負担を軽減します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
認定者数	人	33	31	24	42	42	

■現状と課題

○はいかい高齢者を在宅で介護することは、心身ともに介護者の負担が大きいため、支援の必要性は高いが、利用者が少ない状況です。

■今後の方針・目標

○ケアマネジャーや民生児童委員等を通じて積極的に制度の周知を行うとともに、認知症見守りSOSネット事業で検索依頼があった人へGPS機器の利用について呼びかけを行っていきます。

213-6 介護者教室【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

高齢者及び在宅で高齢者を介護している家族等に対して、介護者教室を通じて適切な介護知識・介護技術やサービスの利用に関する情報を提供するとともに、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
開催総数	回	57	50	31	25	48	
参加人数	人	1,182	981	368	287	477	

■現状と課題

- 地域における高齢者の在宅生活を支えるため、介護を行う家族に対する支援が重要視されています。
- 地域包括支援センターと在宅介護支援センターにおいて介護者教室を開催しています。
- 他の介護者と交流の機会が少ない男性を対象とした男性介護者のつどい等、ニーズに合わせたテーマを選定しています。

■今後の方針・目標

- あらゆる世代を対象に、介護に関する相談窓口の周知を図ります。
- 介護者のニーズに沿ったテーマの選定や、認知症等の同じ悩みを持つ介護者が集うための教室等、介護者の声を反映した教室を開催します。
- 介護に関する情報や知識の提供とともに、ICT活用を含め、家族介護者同士の支え合いの場を確保します。

213-7 認知症の本人・家族への支援【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

認知症の人が、認知症の容態の変化に応じた全ての期間を通じて適切な医療・介護を受けられるとともに、身体の状態や周囲の人の関わりによって現れる、暴言や道迷い、不安、うつ等の行動・心理症状を予防しながら安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の各種専門機関の連携体制の強化、相談支援体制の充実を図ります。

認知症初期集中支援チームの設置、認知症相談会、認知症地域支援推進員の配置、若年性認知症への支援、安心おかえりカルテ作成支援、認知症見守りSOSネット事業、認知症ケアパスの見直しを実施します。

■これまでの実施状況

(1) 認知症初期集中支援チームの設置

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
新規対象者	人	48	30	30	18	12	
訪問対象者（前年度継続者含む）	人	67	45	41	31	19	

(2) 認知症相談会

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	
認知症相談会回数	回	15	15	13	12	11	
認知症相談会相談件数	件	37	35	32	18	13	

(3) 認知症地域支援推進員の配置

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
市職員	人	6	6	6	7	9	
委託地域包括支援センター	人	18	18	18	19	20	

(4) 若年性認知症への支援

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
相談件数	件	10	14	4	8	20	

(5) 安心おかえりカルテ作成支援

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
登録数	件	24	15	33	40	41	

(6) 認知症見守りSOSネット事業

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
依頼件数	件	29	34	31	14	13	

(7) 認知症ケアパスの作成

平成27年度より長野市全域版の認知症ケアパスを作成し、サービス提供体制の変更等により必要の都度、更新しています。各地域の実情を反映した地域版ケアパスについては、令和5(2023)年6月現在、市内5地区で取り組んでいます。

■現状と課題

- シニア一般調査によると、認知症の相談窓口や受けられるサポート等を知らないと答えた人の割合が高く、周知が十分ではない現状と考えます。
- 認知症初期集中支援チームでは、ひとり暮らしで身寄りがない場合や身近な家族・親族の協力が得られにくい場合等、受診や治療の継続が困難なケースを支援しています。また、本人の介護サービス利用拒否による家族の負担増加が見られる場合も訪問支援を行っています。
- 若年性認知症の方の相談が増えています。
- 認知症の症状が軽症又は認知機能障害が目立たない段階から行方不明になるという事案が見られるため、認知症の症状の段階を問わず見守りや支援が必要です。

■今後の方針・目標

- 地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員とともに、引き続き認知症の相談窓口の周知を図るほか、より円滑に認知症についての情報を得られるよう、ホームページの充実や、もの忘れ等について相談しやすい機会、ICTの活用等について検討します。
- 関係機関や認知症疾患医療センターとの意見交換を通じて、より連携の充実を図り、できるだけ早い段階で必要な医療及び介護等につなげ、本人及び家族が認知症とともに幸せに暮らせるよう取組みます。
- 若年性認知症支援コーディネーターと連携し、若年性認知症の人や家族の声を基に、必要な情報や社会参加へのサポートが得られるよう、認知症地域支援推進員とともに取組みます。
- 認知症高齢者が行方不明になった際、家族が警察への行方不明者届に活用できるよう「安心おかえりカルテ」の作成を支援し、警察等の関係機関と連携した対応を行います。

213-8 ごみ処理手数料減免【生活環境課】

■施策の目的・内容

平成 21 年 10 月 1 日から家庭ごみ処理手数料の有料化制度が実施されました。減量の努力が難しい紙おむつや腹膜透析等に伴う在宅医療廃棄物を排出する世帯の経済的負担を軽減するため、市内に住所を有し、介護保険法に規定する要介護又は要支援の認定を受け、紙おむつを常時使用する人等に対し、可燃ごみ指定袋（大・30ℓ）を最大で年間 60 枚（小・20ℓ の場合は最大で年間 90 枚）を無料で交付します。

（家庭ごみとしてごみ集積所に排出されない入院・施設入所者は、対象外となります。）

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
申請件数	件	584	650	642	683	812	
交付件数	件	2,224	2,243	2,357	2,502	2,652	

■現状と課題

○制度について周知をしていく必要があります。

■今後の方針・目標

○引き続き、ごみ処理手数料減免制度について、市民に周知していくとともに、市民からの要望を基に必要に応じて制度を見直します。

2-1-4 ケアマネジメント支援の充実

214-1 ケアマネジャーへの支援【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

適切なサービスの提供につなげるため、ケアマネジャーからの相談を受け、介護予防サービス計画・居宅サービス計画（以下、ケアプランという）作成や支援困難事例への具体的な助言をするとともに、ケアマネジャーが適切なケアマネジメントを提供できるよう、資質向上のための支援を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
研修会 実施回数	回	54	75	34	33	47	
参加延べ人数	人	1,536	1,558	686	723	1,127	
相談延べ件数	件	2,921	2,675	1,913	2,534	2,426	

■現状と課題

- コロナ禍の影響により、研修会の実施回数は減っていますが、ICTを活用し、高齢者の重度化防止や家族介護者支援をテーマとした研修会を開催しました。
- ケアマネジャーが対応する事例は、支援困難な事例が増えています。
- ケアマネジャーを対象に、ケアプラン作成や支援困難事例への助言を行っています。

■今後の方針・目標

- ケアマネジャーの資質向上のため、研修会や事例検討会の実施、制度改正や新たな情報に関する情報提供を行います。
- ケアマネジャーが抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの専門職や関係機関と連携し、具体的な支援方法の助言を行います。
- ケアマネジャーと地域包括支援センターの情報交換の場を活用し、課題の解決を図ります。

第2節 高齢者の権利擁護と安心・安全な暮らしの確保

認知症などによる判断能力の低下や身体機能の低下により介護が必要な状態になっても、生命や財産が守られ、地域において安心して尊厳をもって生活を送ることができるよう高齢者の権利を擁護します。

2-2-1 高齢者の権利擁護の推進

221-1 高齢者虐待防止対策の推進

【地域包括ケア推進課・高齢者活躍支援課・介護保険課】

■施策の目的・内容

高齢者虐待による権利侵害の防止を目的として、養護者及び養介護施設従事者等による虐待の未然防止を図り、発生した虐待事案に迅速・適切に対応するための体制整備と強化に取り組み、虐待を受けている高齢者の保護だけでなく、養護者支援等の視点から、必要な措置を講じます。

また、養護者に該当しない者からの虐待行為やセルフ・ネグレクト等の高齢者虐待に当たらない権利侵害についても高齢者虐待に準じた適切な対応を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待相談件数	件	117	139	116	109	100	
養介護施設従事者等による虐待相談件数	件	5	3	3	9	13	
養護者による虐待相談件数	件	112	136	113	100	87	

■現状と課題

【共通】

- 高齢者虐待の早期発見と適切な対応に向けて、住民や施設、医療、福祉関係者等に対する啓発を通じ、高齢者虐待防止への理解と相談窓口の周知を図ることにより、早期の相談・通報に結びつけることが求められています。
- 市や地域包括支援センターが窓口となり、夜間休日も含め、より身近な場所で相談ができる体制を整備しています。
- 高齢者虐待の具体的な事例を通して適切な対応を図るため、長野市高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会を開催し、医療や司法、福祉や警察等の関係機関と連携を図っています。

【養護者による虐待】

- コロナ禍の外出自粛や家族間の交流の減少により、令和2年度から別居の家族等からの虐待の通報件数が減少しています。
- 他者との関わりが少ない高齢者の見守りと、高齢者虐待を早期発見する仕組みが求められています。
- 虐待の発生要因には、介護ストレスによるもののほか、養護者の抱える課題や世帯の経済的な問題など様々であり、これらの要因が複合的、複雑化していることから、関係機関等との連携を更に強化する必要があります。

【養介護施設等における虐待】

- 養介護施設等における虐待の相談・通報に対し、迅速に状況把握し虐待防止に努めています。また、虐待防止に対する理解の促進及び防止のための取組などについて指導を行っています。
- 介護保険法等に規定されている事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施が義務付けられています。また、法律上の義務付けのない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等についても、同様に虐待防止対策を推進していく必要があります。

■今後の方針・目標

【共通】

- 令和4年に策定した「高齢者虐待対応マニュアル」について、虐待対応プロセス及び支援効果を検証して必要な改定を加えます。
- 高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会を中心に、関係機関及び庁内での連携の仕組みや適切な支援に向けた協議を継続します。

【養護者による虐待】

- 市政出前講座や講演会、広報ながのやリーフレットによる啓発活動を通じ、高齢者虐待に関する理解の啓発を図るとともに、相談・通報窓口の周知を行い、早期発見に努めます。
- 虐待の発生要因等を分析し、虐待を行った養護者に対する支援を行うことで再発防止に取り組みます。介護保険サービスによる負担軽減だけでは解決が困難な事案については、関係機関との連携を更に強化し対応します。
- 複合的・複雑化した問題がある事案については、高齢者虐待対応職員の人材確保及び各種研修により人材の育成に努めるとともに、弁護士等から専門的な助言を受け対応します。

【養介護施設等における虐待】

- 養介護施設等への運営指導、介護あんしん相談員の派遣事業及び利用者の家族、施設の従事者等からの相談を虐待の未然防止につなげるとともに、通報をもとに、虐待の早期発見を図ります。
- 養介護施設従事者等による虐待が認められた場合は、施設や事業所への指導を図るとともに、虐待を受けた高齢者の保護を図り、安心安全な生活が送れるよう福祉事務所、地域包括支援センター（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等）とも連携し対応します。
- 養介護施設従事者等に対して、虐待防止に関する研修等を行い虐待の防止に努めます。

221-2 成年後見制度の利用支援【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

認知症等により判断能力が不十分になることで、財産管理や介護保険サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を自ら行うことが難しくなります。

このような判断力の不十分な人を保護し、本人の意思を尊重した支援が行われるよう、本人、親族又は市長の申立てによって、家庭裁判所が後見等開始の審判をして成年後見人等を選任します。

長野市成年後見支援センターでは、本人や親族、関係機関等からの後見等開始の審判申立て等、専門的な相談に対応し、後見等開始後まで継続的に支援を行っています。また、成年後見人等が必要であっても申立てを行う親族がない場合は、市長が後見等開始の審判申立てをします。

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	件	835	667	1,272	1,150	1,301	
市長申立て件数	件	6	5	9	23	14	

■現状と課題

- 成年後見人等による不正防止のため、弁護士、司法書士等の専門職が成年後見人等
に選任される割合が増え、親族が選任される割合が減っています。
- 虐待等により養護者と分離した高齢者の権利を擁護するために、成年後見人等による
財産保全が必要な場合があります。

■今後の方針・目標

- 成年後見支援センターにおいて、審判申立ての相談内容に応じ、弁護士等の専門職
(候補者選出団体)で構成される受任者調整会議が適切な候補者を推薦することで、
必要な人が適切に制度を利用できるよう、引き続き、支援していきます。
- 虐待等に応じて、引き続き、市長による成年後見開始の審判申立を行います。あわ
せて、後見等開始前の財産保全措置についても必要に応じて審判申し立てを行いま
す。
- 成年後見制度利用支援事業(後見等報酬助成)について、広く低所得者を含め、親
族による申立てについても助成対象とするよう見直します。

221-3 「おひとりさま」あんしんサポート事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

身寄りのない高齢者の相談を受け、身元保証や財産管理、死後事務等について、弁護士、司法書士やNPO法人等につなぐほか、任意後見を調整する等の支援を行い、自立した生活から死後に至るまで安心して生活していけるよう支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
相談件数	件				508	1,392	

■現状と課題

- 身寄りのない高齢者の住まいや入院、施設入所、介護サービスの確保、葬儀や財産処分等に関する将来の不安を解消するための支援が求められています。
- 身寄りがないことに加え、認知症等、様々な困難を抱えている高齢者に適切な支援が必要です。

■今後の方針・目標

- 「おひとりさま」あんしんサポート相談室での相談支援を引き続き実施し、元気なうちから人生の最終段階への準備をすることで、本人の希望に沿って地域での生活を続けられるように支援します。
- 困難を抱えている高齢者等が安心して医療、介護サービスの提供が受けられるよう、関係機関、団体、支援者と連携して支援します。

221-4 特別措置事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

介護保険サービスが必要な高齢者が、家族等から虐待を受けている、認知症等の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がないなどのやむを得ない事由によりサービスの利用契約ができない場合に、老人福祉法に基づき市が権限を行使して必要な介護保険サービスを提供します。

また、介護保険サービス以外に、家族の疾病や事故、環境上の理由や家族から虐待を受けているなど、居宅での生活が困難となった高齢者を養護老人ホームに一時入所（緊急短期入所）させ、生活の場を確保します。

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護保険給付 (やむを得ない事由による措置)	件	13	8	11	24	34	
緊急短期入所	件	9	10	15	27	16	

■現状と課題

- 家族からの虐待により高齢者を分離する必要がある場合など、やむを得ない事由により措置を行った要介護者が増加しています。
- 緊急短期入所は養護老人ホームの空床の有無等により受け入れが困難になる場合があります。

■今後の方針・目標

- やむを得ない事由による措置を行う際には、虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害から高齢者の尊厳を守り、安心して暮らしていけるよう、施設入所等の適切な介護サービスを提供します。
- 措置を委託する施設との連携を強化し、緊急時に遅滞なく対応できるよう体制を整えていきます。

221-5 高齢者向け消費啓発事業【市民窓口課・地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

高齢者が悪質商法や電話でお金詐欺（特殊詐欺）などの消費者被害に遭わないように、啓発活動を行います。被害の未然の防止のため、関係機関などと連携して悪質商法等の注意喚起を行います。

■これまでの実施状況

地域の老人クラブやお茶のみサロン、住民自治協議会などからの要請に基づいた市政出前講座や、講演会、知識講座を開催し、高齢者が安心して生活するための啓発を行っています。

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
開講講座数	講座	25	19	8	2	9	
参加者数	人	499	519	428	71	351	

■現状と課題

- 悪質商法や電話でお金詐欺（特殊詐欺）の被害を防止するため、特に高齢者と日常的に関わる民生児童委員やケアマネジャーとの情報の共有を図り、各地域内での未然防止活動を協働で進めています。
- 悪質商法や電話でお金詐欺（特殊詐欺）は、常に新たな手口が発生し巧妙化しており、依然として騙される被害者が後を絶たず、高齢者への更なる注意喚起が必要です。

■今後の方針・目標

- 広報誌やホームページ、ラジオ、有線放送等の広報媒体を有効に活用し、悪質商法や電話でお金詐欺（特殊詐欺）の手口を幅広く周知するとともに、警察や防犯団体とのネットワーク強化に努めます。
- 身近で開催される市政出前講座は、消費者被害の未然防止に関する知識の普及と対応力の向上を図るために大きな意義を持つことから、各住民自治協議会や公民館等と協働で取り組みます。
- 高齢者への声掛け・見守りを日頃から行い、地域住民の口コミ等で情報を共有するなど、被害に気づいていない人への気づかせる機会により被害の未然防止を図ります。

<参考>

被害未然防止の3助

- ・消費者自身が、気づきや努力による「自助」
- ・消費者自身が、隣近所の方と交わる「共助」
- ・未然防止は、相談と傾聴の支援の「公助」から

2-2-2 高齢者福祉サービスの提供

222-1 孤立防止・見守りネットワーク事業【福祉政策課】

■施策の目的・内容

亡くなってから相当期間が経過して発見される孤立死を防ぐため、異変に早く気づき、必要な関係機関や行政へつなぐネットワークづくりを進めます。

■これまでの実施状況

- 「新聞等が郵便受けにたまっている」、「配達食材等が取り込まれない」などの異変の通報基準や、通報先などを示した「高齢者等の見守りのための通報ガイドライン」を定めています。また、訪問活動を行う機会が多いライフライン事業者、定期宅配事業者、新聞販売店などの39事業者と「長野市高齢者等の見守りの協力に関する協定」を締結し、市内の訪問先の異変に気づいた場合、市への速やかな通報を依頼しています。
- 地域で実践されている見守り活動があれば引き続き実施を依頼しています。

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
通報対応件数	件	6	14	19	21	13	

■現状と課題

- 協定締結から年数が経過した事業者に対して、協定の目的、取組内容等を改めて周知する必要があります。

■今後の方針・目標

- 異変に気づく機能を高めるために、通報ガイドラインの周知等、協定事業者等との協力関係を更に充実します。

222-2 緊急通報システム設置事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

ひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報装置、安否確認センサー及び火災警報器を貸与し、急病や災害等の緊急時に通報することにより、コールセンターや協力者による確認を行い、緊急時の対応や安全確保を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
設置数	台	1,084	1,010	993	964	882	

■現状と課題

- 携帯電話の普及と固定電話設置数の低下により、緊急通報装置の設置数が減少しています。
- 家族がいても遠方に住んでいる等の理由で協力者の確保が難しくなっています。

■今後の方針・目標

- 固定電話回線を必要としない機器の導入に向け、機器の仕様や導入時期等を検討していきます。
- 地域の中で協力者を確保するため、引き続き民生児童委員や地域団体等への啓発を積極的に行います。

222-3 配食サービス事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

調理が困難で、民間の配食サービスを利用できない地域に居住するひとり暮らし等の高齢者に対し、必要に応じて弁当の配達を行います。配達の際に安否確認及び孤独感の緩和を行い、また、栄養面での健康維持を図ることにより在宅での生活を支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施地区	地区	2	2	2	2	2	
実利用者数	人	28	37	31	30	21	
配食総数	食	2,269	2,474	2,997	2,192	1,863	

■現状と課題

- 配食に要する経費に比べ利用者負担が低額であるため、適正な負担額の検討が必要です。
- 本事業の継続が困難な状況になりつつあり、利用者のニーズに応えられないことがあります。

■今後の方針・目標

- 公平性を確保するため、適正な利用者負担額の検討をします。
- 利用者の現況調査を行い、継続的な食事の支援が必要な人へは介護保険サービス等の代替手段の提案を行い、ニーズの精査をし、事業のあり方について引き続き検討していきます。

222-4 訪問理容・美容サービス事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

寝たきりや認知症の状態のため理容店又は美容院へ出かけることが困難な高齢者に対して、理容師又は美容師が高齢者の自宅を訪問し、理容・美容サービスを行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
年間利用者数 理容	回	314	288	274	246	278	
美容	回	162	165	166	193	222	
総数	回	476	453	440	439	500	

■現状と課題

- コロナ禍による外出自粛の影響により、訪問理容・美容サービスの利用者は増加しています。
- 民生児童委員に加え、令和5年度にケアマネジャー等による申請ができることとなりました。

■今後の方針・目標

- 利用者は増加しており、引き続き市民への周知に努めながら、事業の継続を図っていきます。

第3節 高齢者を支える地域の体制づくり

高齢者が、住み慣れた地域で役割と社会参加の機会を持ちながら、安心して自立した生活ができるように、住民組織や活動団体、NPO法人、介護・医療・福祉の専門機関、民間の店舗・施設など、多様な社会資源が連携する地域包括ケアシステムを推進しています。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、また認知症高齢者が増加する中で、高齢者の社会参加の促進及び「支える側」、「支えられる側」の関係を超越して、地域特性に応じた支え合う仕組みづくりが求められています。

そのため、様々な地域課題について各地区の「介護予防・生活支援検討会」、地域包括支援センターの「地域ケア会議」と連携しながら検討し、地域住民がともに支え合う地域づくりを推進します。

また、高齢者が心身共に自立した生活を送ることができる期間（＝健康寿命）を長く保つため、「するを支える」をキーワードに介護予防・重度化防止に取り組めます。

介護予防サービスでは、一人ひとり生活課題に対して短期間の集中的な支援や、地域の支援者間の連携を図りながら、インフォーマルサービスを含めた効果的なサービスを提供し、住み慣れた地域での自立した生活の継続を支援します。

2-3-1 住民の支え合い活動の強化・再編

231-1 地域たすけあい事業への支援【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

長野市社会福祉協議会及び地区住民自治協議会が実施する地域たすけあい事業（家事援助サービス及び福祉移送サービス）を総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に位置づけ、事業に要する人件費等の経費を助成し、地域における福祉活動を支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用会員数	人	2,485	2,748	2,965	2,091	2,415	
協力会員数	人	483	507	529	539	605	
実施件数	件	40,690	40,275	31,397	30,935	33,204	

*令和3年度実績の一部には、たすけあい事業を再編した【231-2】住民主体訪問型サービス、【231-4】住民主体移動支援サービスを含む

■現状と課題

- 介護予防・生活支援サービスに位置付け、一部の地域では、地区のニーズに合わせた支援内容の拡充やマイカー等を活用した移動支援の導入を行いました。今後も継続的に検討を進める必要があります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、どんな家事援助や移動支援が必要なのか、担い手となる住民への啓発を含め、各地区で検討を進める必要があります。
- 福祉移送は、道路運送法に基づく福祉有償運送によりサービスを提供していますが、利用目的を通院等に限定しているため、利用目的の拡大を求める要望があります。

■今後の方針・目標

- 市内一律の支援内容から、地区のニーズや実情に合わせた地区独自の住民同士の支え合いの仕組みの構築に向け、支援内容の見直し・拡充に取り組みます。
- 既存の社会資源やサービス、タクシーを含めた公共交通機関等との連携・活用を含め、住民同士の支え合いが担える範囲について検討を進めます。
- 高齢になっても自分らしく活動し、安心して暮らせる地域づくりを目指し、地域たすけあい事業を基盤として、多様な通いの場や住民同士の交流の機会への参加を増やし、身近な住民同士の支え合い活動（登録・未登録）を推進します。

231-2 住民主体訪問型サービス【地域包括ケア推進課】

231-3 住民主体通所型サービス【地域包括ケア推進課】

231-4 住民主体移動支援サービス【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

地域住民が主体のボランティアやNPO法人などの団体が、要支援認定を受けた人、国の基準で要支援相当と判定された人（以下、事業対象者という。）等を対象に行うサービスです。

[訪問型サービス]

自宅に訪問して行う、家事や外出支援などの生活支援の提供

[通所型サービス]

介護予防や地域住民の交流の場の提供

[移動支援サービス]

公共交通（バス・タクシー）では担うことが難しい移動ニーズに対する輸送の提供

■現状と課題

○身近な地域ごとに、住民主体による生活支援や介護予防の自主グループ活動は行われていますが、各住民主体サービスの要件を満たす活動には至っていません。

■今後の方針・目標

○生活支援等を行う住民団体が、住民主体サービスへの移行を目指す場合には、必要な情報提供、支援を行います。

2-3-2 介護予防・日常生活支援総合事業による自立支援

232-1 介護予防・生活支援サービス事業

【地域包括ケア推進課・高齢者活躍支援課・介護保険課】

(1) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

■施策の目的・内容

利用者が、その心身の状況や置かれている環境に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、必要な期間、支援を行うため、地域包括支援センター等がケアプランを作成します。

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援者	人	3,527	3,485	4,113	3,841	3,906	
事業対象者	人	319	266	232	235	252	

■現状と課題

- 高齢者自らが重度化予防、改善に取り組み、要介護状態になることを防ぐ必要があります。
- 利用者の心身状況に合わせた適切なケアマネジメントを実施するため、地域包括支援センターなどの職員の資質向上を図る必要があります。
- 適切なサービス提供につなげるため、地域のインフォーマルサービスなどの情報の把握や活用が不足しています。

■今後の方針・目標

- 引き続きパンフレットなどで市民への周知を図るとともに、ケアプラン作成の際は利用者などへ丁寧な説明を行います。
- リハビリテーション専門職などと連携し、地域包括支援センターなどの職員へ研修を引き続き実施して職員の資質向上を図るとともに、地域のインフォーマルサービスなどの情報提供を行います。

(2) 第1号訪問事業（訪問型サービス）

ア 指定事業者、保健・医療の専門職によるサービス

■施策の目的・内容

利用者にとっての普通の暮らしを取り戻せるように、指定事業者の訪問介護員等が、ケアプランに基づいて入浴、食事などの生活動作の介助や、生活必需品の買い物などの支援を行います。

また、訪問型短期集中予防サービスでは、保健・医療の専門職が介護予防ケアプランに基づき、体力や生活機能に関する問題を把握・評価し、活動や社会参加が高められるよう必要な取組を支援します。（期間は3か月、必要な頻度で無料訪問）

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護予防訪問介護相当サービス	事業所数	70	67	73	75	73	
	延べ利用件数(件)	10,118	9,345	8,764	8,504	8,534	
訪問型基準緩和サービス	事業所数	7	7	7	7	7	
	延べ利用件数(件)	167	313	365	365	291	
訪問型短期集中予防サービス	利用実人数(人)	3	1	7	7	7	

■現状と課題

- 基準緩和サービスの利用者が減少傾向にあり、コロナ禍の影響が考えられます。
- 訪問型短期集中予防サービスについては、令和4年度から外部の医療機関や事業所へ一部委託を行っていますが、実績が少ない状況です。また、利用者の社会参加に向け、インフォーマルサービスの把握や支援者の協力を得るため、自立支援のための個別ケア会議での検討が必要です。

■今後の方針・目標

- 基準緩和サービスは一定のニーズがあることから、今後も多様なサービスの一つとして提供していきます。
- 訪問型短期集中予防サービスの必要性が高い人の利用につながるよう、ケアプラン作成者となる、地域包括支援センター等とこれまでの事例の共有を図ります。また、利用者の自立支援のための個別ケア会議の開催について、市が積極的に支援を行うほか、外部の医療機関や事業所の専門職との事例検討を行い、効果的に事業が実施されるよう進めていきます。

イ 住民主体訪問型サービス

【231-2 に掲載】

ウ 住民主体移動支援サービス

【231-4 に掲載】

(3) 第1号通所事業(通所型サービス)

ア 指定事業者によるサービス

■施策の目的・内容

利用者にとっての普通の暮らしを取り戻せるようデイサービスセンターなどで、ケアプランに基づいた入浴や食事などの日常生活上の支援や、生活機能の維持向上のための機能訓練などを行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護予防通所介護相当サービス	事業所	150	146	149	145	143	
	延べ利用件数(件)	33,984	32,096	29,537	28,381	28,020	
通所型基準緩和サービス	事業所	22	23	20	19	18	
	延べ利用件数(件)	2,402	3,560	3,279	3,025	2,644	

■現状と課題

- 通所型サービスの利用者が減少傾向にあり、コロナ禍の影響が考えられます。
- シニア一般調査によると「フレイル」からの回復を目的とした教室に、高齢者の約

7割が参加したいと回答しています。

■今後の方針・目標

○通所型サービスについては、地域包括支援センターからの意見を踏まえて地域ごとの特性やニーズなどを分析し、フレイル改善のためのプログラムを検討していきます。

イ 住民主体通所型サービス

【231-3 に掲載】

232-2 一般介護予防事業【地域包括ケア推進課】

(1) 専門職派遣アドバイス事業（地域リハビリテーション活動支援事業）

■施策の目的・内容

リハビリテーション専門職等が地域包括支援センターと連携しながら、高齢者宅、デイサービスセンター又は自立支援のための個別ケア会議等に出向き、ケアマネジャーやデイサービスセンターの職員等の支援者に対し、予防・改善を図るために必要な技術的な助言・提案をします。

「心身機能」のみでなく、「活動」や「参加」の地域とのかかわりの観点も踏まえたアプローチを目指します。

■これまでの実施状況

	専門職	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問 (自宅又はデイサービスセンター)	理学療法士	38	21	37	24	65	
	作業療法士	30	43	103	68	17	
	管理栄養士	27	17	14	10	8	
	歯科衛生士	22	8	16	5	9	
個別ケア会議 (自立支援)	理学療法士	4	12	3	6	18	
	作業療法士	13	15	7	9	6	
	管理栄養士	1	12	7	6	12	
	歯科衛生士	2	12	7	7	14	
	薬剤師	1	8	3	1	5	

■現状と課題

- 訪問については、市の専門職が実施しており、個別ケア会議については医療機関や市の専門職を派遣しています。
- 訪問によるアドバイス件数は横ばいとなっており、介護予防・自立支援を推進するための事業として、十分に活用が図られていません。
- 自立支援のための個別ケア会議でのリハビリテーション専門職等の助言・提案の効果を検証し、ケアマネジメントやサービス提供の質の向上を図るため、情報提供していく必要があります。

■今後の方針・目標

- 事業の周知を図るほか、効果的かつ効率的に実施できるよう、個別ケア会議への出席だけでなく、高齢者宅等への訪問についても、医療機関等からの専門職の派遣が行われるよう検討します。
- 個別ケア会議の事例提供者であるケアマネジャー等にモニタリングを行い、どんな改善が図られたかをリハビリテーション専門職等へフィードバックします。また、その成果については、広くサービス提供事業者等にも周知し、高齢者の自立支援を促進します。

- (2) 介護予防把握事業 **【234-1 に掲載】**
- (3) 介護予防普及啓発事業 **【234-2 に掲載】**
- (4) 地域介護予防活動支援事業 **【234-4 (2) に掲載】**
- (5) 一般介護予防評価事業

■施策の目的・内容

本計画で定めた目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくり・介護予防の観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づいた事業全体の改善を目的としています。引き続き、評価結果をホームページへ掲載する等、情報提供の機会を増やします。

2-3-3 生活支援体制整備の充実

233-1 生活支援体制整備事業【地域包括ケア推進課・福祉政策課】

■施策の目的・内容

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のニーズや既に取り組んでいる活動を把握し、必要なサービスの創出や担い手の養成等の役割を担う第2層生活支援コーディネーターを配置します。また、各地区が設置する介護予防・生活支援検討会等の組織において、多様な日常生活上の支援を行う団体、企業などと連携し、地域の実情やニーズに合わせた住民主体による支え合いの仕組みづくりを推進します。

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援コーディネーターの配置	地区	31	31	31	31	30	

■現状と課題

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、また認知症高齢者の増加などにより、今後も日常生活に支援を必要とする高齢者が増えていくことが予測され、公的サービスだけでは担えない生活支援等について、地域の中で住民同士が支え合う仕組みづくりが必要です。
- 人口減少、少子高齢化が加速するなか、定年延長などの影響により地域活動の担い手が不足しており、住民同士が支え合う新たな生活支援等サービスの提供体制の構築に向けて、地域住民の理解を促し、担い手の裾野を広げていく必要があります。
- 各地区に配置された第2層生活支援コーディネーターが行う介護予防・生活支援検討会や地域課題の把握、地域資源の創出などの活動に当たっては、住民だけでは解決困難な複雑・複合的な課題が増えており、より専門性が求められています。

■今後の方針・目標

- 高齢化率や地域資源、暮らしぶりなど地域特性が多様であることから、住民の主体性を尊重し、全市一律ではなく、地域ごとのニーズや実情に合わせた住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進します。
- 生活支援体制整備推進協議会に参画する各分野の専門家と連携し、各地区の第2層生活支援コーディネーターが進めるサービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活躍する場の確保等、地域に必要な社会資源の開発を図ります。
- 生活支援体制整備の推進にあたり、第2層生活支援コーディネーターに対する市社会福祉協議会及び長野市生活支援体制整備推進協議会等と連携した支援体制の充実を図るとともに、求める機能とその配置などについて検討を進めます。

233-2 地域ケア会議【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

高齢者の抱える地域課題やニーズを把握し、その解決に向けて多様な社会資源の創出など、社会基盤の整備を一体的に実施します。また、医療、介護の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決に向け検討を行い、自立支援やケアマネジメントの向上を図ります。

<参考>

本市における地域ケア会議の構成

- ・個別ケア会議…個別ケース検討を行う
- ・地域ネットワーク会議…地域包括支援センターが地区単位で検討を行う
- ・長野市ケア会議…全市を総括して検討する

それぞれの段階でネットワーク構築と課題の検討、地域支援の創出を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別ケア会議	回	219	140	108	134	100	
地域ネットワーク会議	回	14	21	25	58	33	
長野市ケア会議	回	—	—	3	2	1	

■現状と課題

- 高齢者に関する課題は、世帯の経済的問題等、複雑化・複合化した課題を抱えていることから、個別ケア会議、地域ネットワーク会議の開催により、関係機関との連携を図っています。
- 地域ネットワーク会議は、令和4年度から市内の全ての地区で開催しています。
- 長野市ケア会議は、長野市地域包括支援センター運営協議会と一体的に開催しています。
- 地域の課題解決や地域福祉の推進に向けて、住民自治協議会や地域福祉ワーカー等と連携し、地域の特性に応じた柔軟な対応の検討、取り組みを行っています。

■今後の方針・目標

- 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送るため、地域全体で支援していく体制の充実を図ります。
- 個別ケア会議で把握した地区課題を、地域ネットワーク会議で検討し、暮らしの支え合い、生活支援体制、地域におけるネットワークの構築を支援します。
- 地域ネットワーク会議を通して、地区ごとの取り組みでは対応できない課題を集約し、長野市ケア会議で検討し政策提言します。

2-3-4 インフォーマルサービスの活用促進

234-1 介護予防把握事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

閉じこもりなどの何らかの支援を要する人を早期に把握し、介護予防活動などへつなげます。

■これまでの実施状況

KDBシステムを活用したハイリスク者へのアプローチや民生児童委員等地域住民からの情報提供、地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携により、対象者を早期に介護予防、フレイル予防につなげています。

■現状と課題

- ハイリスク者へのアプローチとして、地域包括支援センター職員が訪問を行っていますが、不在の場合が多く、実施方法の見直しが必要です。
- 民生児童委員等地域住民と地域包括支援センターが連携し、支援を必要とする人の早期発見に努めています。

■今後の方針・目標

- ハイリスク者への効率的なアプローチによって、閉じこもりなどの何らかの支援を要する人を早期に把握し、介護予防活動などへつなげます。
- 引き続き、地域住民からの情報提供、地域包括支援センターとの連携により、支援を必要とする人の早期発見に努めます。

234-2 介護予防普及啓発事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

介護予防やフレイル予防には、心身機能の維持・改善に加え、社会参加等の生きがいを持って暮らすことが重要であることを広く市民に啓発し、関係機関の医療専門職等と連携を図りながら、セルフケアや通いの場（オンライン含む）への参加等、主体的な取組へつなげます。

- (1) 介護予防の講座・教室
- (2) フレイル予防の相談会等
- (3) ホームページ等での啓発

■これまでの実施状況

(1) 介護予防の講座・教室

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
開催回数	回	529	489	285	271	297	
参加者数	人	11,206	10,390	3,749	3,549	3,933	

(2) フレイル予防の相談会等

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
フレイル予防の相談会件数	件	39	32	26	16	17	
フレイル予防 チェック&ガイドナビゲーター数（累計）	人	—	86	138	180	180	
フレイル予防 チェック&ガイド実施者数	人	—	7,900	2,778	906	2,600	

(3) ホームページ等での啓発（令和4年度以降）

- ア 「シン・長野市はつらつ体操」、「くちの体操（オーラルフレイル予防）」の制作及び長野市公式YouTubeチャンネルでの配信、ポスター等による周知
- イ プロスポーツチームとの協働によるフレイル予防啓発テレビCMの制作・放映
- ウ 長野駅前の大型ビジョン等にて「シン・長野市はつらつ体操」の紹介動画の放映

■現状と課題

- 在宅介護支援センターの介護予防教室のほかかがやきひろばや通いの場への講師派遣により、周知啓発を行っています。コロナ禍において、講座の開催が減少しましたが、令和5年度は多くなっています。
- フレイル予防については、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力によるポスター掲示等のほか、プロスポーツチームと連携を図り、ホームタウンデーにあわせての周知啓発を行っています。
- 長野市医師会と協力し制作した「シン・長野市はつらつ体操」を、介護予防あれこれ講座のプログラムの一つとして実施しています。また、国の特設ウェブサイト「地域がいきいき集まろう！通いの場」のご当地体操コーナーや「オンライン通いの場」アプリの体操動画コーナーにも掲載し、広く周知しています。
- 令和2年度から4年度の後期高齢者健診の（質問票）の結果において「以前に比べ歩く速度が遅くなってきた」と「お茶や汁物等でむせることがある」と答えた人の割合が高くなっています。
- 地域公民館等で開催される通いの場のほか、自宅等で介護予防に取り組むことができる「オンライン通いの場」アプリの周知が不足しています。

■今後の方針・目標

- 高齢者の健康状態や課題について関係機関と共有し、「シン・長野市はつらつ体操」を含め、効果的な介護予防・フレイル予防の周知啓発について検討し、実施します。
- スマートフォンを活用した「オンライン通いの場」アプリやSNSを活用した啓発の充実を図ります。

234-3 認知症啓発【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

認知症は誰もがなりうることから、発症を遅らせる、進行を緩やかにする「予防」を含めた「備え」としての取組を行うとともに、認知症があってもなくても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会が求められています。令和元（2019）年6月に国策定の「認知症施策推進大綱」や令和5年6月16日交付の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、地域で暮らす認知症の人とともに普及啓発の推進を図り、認知症サポーター養成講座、認知症啓発月間、チームオレンジへの展開等を実施していきます。

■これまでの実施状況

(1) 認知症サポーター養成講座

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	回	93	88	37	56	50	
受講実人数	人	3,768	3,745	999	2,903	2,145	
受講延べ人数（H17～）	人	34,493	38,238	39,237	42,140	44,285	

(2) チームオレンジ

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サポーター登録者数（累計）	人	—	—	—	22	40	
サポート件数	人	—	—	—	2	5	

(3) 認知症啓発月間

世界アルツハイマーデー（9月21日）を含む、9月を「認知症啓発月間」とし、長野駅前広場での街頭啓発や、長野市医師会と共催で市民公開講座を実施してきました。令和2（2020）年度以降は、長野市役所、市立図書館でのパネル展示等の啓発や、認知症サポーター講座を受講した協力企業の窓口でのリーフレット配布を行いました。

■現状と課題

- 認知症があっても、日常生活の全てができない訳ではなく、つながりと役割を持って生きることができるという理解がまだ根付いていない状況です。
- 認知症サポーターは増えつつありますが、実際に活動している人は少ない状況です。
- ステップアップ講座を受講した認知症サポーターにより、令和3年度からチームオレンジの活動が始まっています。
- チームオレンジの活動者として、令和4年度末に40名の認知症サポーターの登録がありますが、ケアマネジャー等への周知が十分でないことや、サポーターがいない地域もあることから、認知症の人や家族のニーズとのマッチングは、まだ少ない状況です。

■今後の方針・目標

- 認知症の人も含め、誰もが得意なことやできることで活躍し、支え合えるよう、認知症サポーター講座等での本人による講話等を通じ、本人の経験や思いなどのメッセージ発信の機会を増やします。
- 市民が認知症を正しく理解し、地域での無理のないボランティア活動につながるよ

う、認知症サポーター講座において、具体的な活動例を周知するなど、働きかけます。

- チームオレンジの認知症サポーター登録者が増えるよう、本人や家族の声及び活動している認知症サポーターの意見を活かし、ステップアップ講座等を開催します。
- 日常生活で利用する店舗等の企業においても、認知症への理解が進み、本人及び家族へのサポートが日常で円滑に実施されるよう、認知症サポーター講座への講師派遣のほか、情報交換等の連携を図りながら、広く地域での啓発を行います。

234-4 通いの場の充実・参加促進【地域包括ケア推進課】

住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、認知症やフレイル等の有無に関わらず生きがいを持って活動や参加ができる、多様な「通いの場」が必要です。

何歳になっても、あるいは病気や障害があっても、「きょうよう（今日用がある）」「きょういく（今日行く所がある）」というような、住民が楽しく主体的に活動や参加でき元気で過ごせる場が増えるよう、短期集中予防サービス、地域ケア会議、生活支援体制整備事業や高齢者の保健事業と連携しながら、通いの場の充実・参加促進を進めます。

(1) 認知症カフェ

■施策の目的・内容

認知症カフェは、地域において認知症の人やその家族をはじめ誰でも気軽に集え、本人の社会参加や家族の負担軽減を図るとともに、地域の支援の輪を広げるために有効であることから、その取組を促進します。

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	件	2	2	0	0	0	
認知症カフェ（累計）	件	26	29	29	29	29	

■現状と課題

- 認知症カフェの立ち上げの際に必要な経費の一部について、助成をしています。
- 多くの認知症カフェは、住民自治協議会やボランティアが運営主体となって、月1回平日に1時間半から2時間程度、開催されています。
- これまでは、社会福祉法人施設等を会場とした開催が多くありましたが、コロナ禍以降、感染防止のため会場が使用できず、中止となったままのカフェもあります。
- 本人の社会参加や家族の負担軽減を図ることが目的の一つですが、認知症の人や家族の参加が少ないなど、開催方法について悩んでいる団体が複数あります。
- 継続のための担い手が不足しています。また、認知症の人や家族への対応方法など、運営スタッフの継続的なスキルアップの機会が必要です。

■今後の方針・目標

- 地域ごとの当事者のニーズに合わせて認知症カフェが開催され、認知症の人や家族が安心して参加できるよう、本人や家族への円滑なサポートに向けた研修や情報交換会等を実施します。
- 新たな担い手の確保を図るため、認知症サポーターへの情報提供や働きかけを積極的に行います。
- 働き世代の介護者への効果的かつ効率的な支援として考えられる、オンライン等の新たな形式の課題や有効性について、情報収集を行います。

(2) お達者なまちづくり支援事業（地域介護予防活動支援事業）

■施策の目的・内容

住民自治協議会・区等の住民自治組織や地域の活動団体等との協働により、地域に介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）や生きいき通いの場の立ち上げを促進し、地域包括支援センターと共に住民主体の介護予防活動の継続及び社会参加による介護予防を推進します。また、活動を行う際に必要な経費に対し、補助金を交付します。

- ア はつらつ倶楽部体験講座
専門職が出向き、身近な公民館等で体操やレクリエーション等を行う介護予防クラブの立ち上げを支援します。
- イ 通いの場応援隊養成講座
専門職が地域での介護予防の推進役を養成します。
- ウ 通いの場活動サポート
専門職等による応援により活動継続を支援します。
- エ 生きいき通いの場事業
地域での社会参加による介護予防を進めるため、初めての人も虚弱な人も生きいきと通える場の立ち上げや継続を支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
はつらつ倶楽部体験講座 実施会場数	会場	169	162	63	28	46	
通いの場応援隊養成講座 実施回数	回	21	16	15	5	5	
通いの場活動サポート 実施回数	回	71	82	23	30	94	
介護予防クラブ育成数	件	37	31	19	5	6	
介護予防クラブ数（累計）	件	171	199	218	214	214	
生きいき通いの場数（累計）	件	6	8	11	13	13	
介護予防クラブ情報交換・交流会の実施数	回	9	8	6	4	7	

■現状と課題

- コロナ禍において、感染症予防対策を図りながら通いの場が継続開催できるよう、講座や情報提供等を行ってきました。感染警戒レベルに応じて活動を中止したグループもありましたが、現在は多くのグループが活動を再開しています。
- 地域公民館で活動する通いの場以外にも、そこに行けば交流や体操ができるような、気軽に参加しやすい通いの場へのニーズがあります。
- 運動機能の低下が懸念される中、より機能維持・向上に効果的な通いの場が求められています。
- 通いの場台帳の情報をホームページ等に掲載し周知を図っていますが、介護予防につながる既存のグループについて十分な情報収集ができていません。
- 近い将来、担い手及びグループメンバーの高齢化による活動の中止が懸念されるほか、現在も、会場まで歩いていけない等の移動手段の問題が出てきています。

■今後の方針・目標

- 既存の通いの場に加え、教育機関や民間企業等との連携を図り、誰でも気軽に参加できる、新たな通いの場についても検討を行います。
- 介護予防につながる既存のグループの情報収集及び情報発信を図ります。
- 関係機関や関係課と通いの場への移動手段の課題について共有を図り、地域のニーズに合う移動手段について、検討します。

234-5 友愛活動への支援【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

高齢者の孤独感を和らげ、地域社会との交流を図ることを目的に、ボランティア団体が友愛活動を実施する際の費用の一部を補助するものです。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自宅訪問活動 ボランティア団体数	団体	76	72	72	68	67	
ボランティア会員数	人	517	455	403	406	365	
対象者数	人	676	633	578	503	473	
ふれあい会食 ボランティア団体数	団体	140	140	136	121	117	
ボランティア会員数	人	1,766	1,672	1,642	1,296	1,250	
対象者数	人	3,838	3,813	3,795	3,290	3,148	
延べ会食数	食	10,923	10,955	3,595	4,014	5,073	

■現状と課題

- コロナ禍の影響により、食事を伴うふれあい会食会の開催は減少し、令和2年度以降、実績はほぼ横ばいとなっています。
- 高齢化が進む中、見守りや声かけを必要とする高齢者の増加が今後も見込まれます。
- 世帯構成が多様化する中、孤独を感じているのはひとり暮らし高齢者に限らない状況があります。

■今後の方針・目標

- 孤独感を和らげるための「ふれあい交流会（仮称）」が、感染症を考慮しつつ定期的・継続的に行われるよう補助内容を見直しし、活動団体の支援をします。
- 自宅訪問の名称を「声かけ訪問（仮称）」とし、気軽に行える見守りや声かけにより地域のつながりが増えるよう進めていきます。
- 孤立防止、孤独感緩和の支援の輪が広がるよう、補助対象をひとり暮らし世帯だけでなく、孤立するおそれがある高齢者のみ世帯も対象とする検討をします。

第4節 在宅医療と介護の連携

高齢になると病気にかかる割合も高くなり、医療機関を受診する人も増えることから、医療と介護の両方を必要とする人の割合も増える傾向があります。

また、在宅での療養や人生の最期を自宅で迎えたいと望んでいる人は多く、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りのさまざまな場面において、医療と介護が連携した体制の整備を推進していく必要があります。

地域の医師会等の多職種と緊密に連携しながら、医療と介護の円滑な連携をさらに進めるとともに、可能な限り、在宅生活を継続するための体制づくりを目指します。

2-4-1 在宅医療・介護連携支援センターの充実・強化

241-1 在宅医療・介護連携推進事業

【地域包括ケア推進課・保健所総務課・医療連携推進課】

■施策の目的・内容

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるように、関係機関の連携の充実を図ります。

在宅医療において、医療と介護の連携した対応が求められる4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）の課題解決を図るために、長野市在宅医療・介護連携推進会議で検討するとともに在宅医療・介護連携の拠点となる在宅医療・介護連携支援センターを市内2か所に開設し、医療・介護関係者からの相談に応じています。

在宅医療・介護連携支援センターが中心となり、医療や介護関係者の相互理解を深めるため、多職種連携研修会を開催しています。

■これまでの実施状況

- 平成28年度 長野市在宅医療・介護連携支援センター長野市民病院開設
- 平成29年度 長野市在宅医療・介護連携支援センター篠ノ井総合病院開設
- 平成30年度 「入退院時におけるケアマネジャー⇄医療機関 連携・情報収集の手引き」運用開始
- 令和4年度 「入退院時におけるケアマネジャー⇄医療機関 連携・情報収集の手引き」第2版発行

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅医療・介護連携支援センター相談件数	件	49	50	30	22	24	
多職種連携研修会	回	5	2	1	0	2	

■現状と課題

- 在宅医療・介護関係の代表者で構成される長野市在宅医療介護連携推進会議を開催し、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を協議しています。
- 在宅医療・介護連携支援センターの相談件数が横ばいとなっています。
- 入退院時には、「ケアマネジャー・医療機関 連携・情報収集の手引き」が概ね利用されています。一方、コロナ禍では、入院中の面会が制限され、高齢者の意向が確認できず、退院後の支援に影響を受けました。

- 在宅医療・介護連携支援センターが中心となり、入所施設での看取りの場面における現状分析を行った結果、入所施設を対象とした研修会を開催する予定でしたが、コロナ禍の感染症対策業務に追われ開催されませんでした。
- 医療・介護関係者が、コロナ禍の感染症対策業務に追われ、多職種連携研修会の開催回数が減少しました。

■今後の方針・目標

- 在宅医療・介護関係者間の連携を円滑にするため、在宅医療・介護連携推進会議の開催を継続し、課題の抽出と課題解決を図ります。
- 入退院時の支援における課題の解決を図り、切れ目のない医療・介護サービスの提供を目指します。
- 在宅医療・介護連携支援センターが中心となり、入所施設を対象とした看取りに関する研修会を開催し、入所施設における看取りに関する課題解決を図ります。
- 研修を通じて在宅療養に関する意識の向上を図ります。

2-4-2 人生会議（ACPアドバンス・ケア・プランニング）の啓発

242-1 市民・介護関係者への啓発【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

地域の在宅医療・介護連携を推進するには、医療や介護関係者の連携だけでなく、市民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択することも重要です。

また、市民一人ひとりが人生の最終段階において受けたい医療やケアについて事前に家族や大切な人、かかりつけ医をはじめとした医療従事者や介護ケアに携わる人と話し合い共有する人生会議（ACP／アドバンス・ケア・プランニング）も重要とされています。医療機関との役割分担により、市民及び介護関係者への人生会議（ACP）の啓発を行います。

■これまでの実施状況

- 要介護認定未申請で介護保険サービスの利用を検討している方を対象としたリーフレット作成
- 人生会議に関する啓発パンフレット作成
 - ・平成30年度「もしものときの医療・ケアの心づもり」（対面で説明をしながら配布）
 - ・令和2（2020）年度「ゼロからはじめる人生会議」（市役所、支所、地域包括支援センター等に設置）
- 市政出前講座、広報ながの等による人生会議（ACP）の啓発

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人生会議（ACP）出前講座実施回数	回			5	15	17	
人生会議（ACP）受講実人数	人			82	332	267	

■現状と課題

- 令和4年度に実施したシニア一般調査の結果では、「人生の最期をどのように迎えたいか家族と話し合ったことがない」と回答した人が、57.9%と前回の令和2年度の51.1%より6.8ポイント増加しています。要因として、コロナ禍の影響により、家族が集まる機会が減少したことが考えられます。人生会議（ACP）に取り組む人が増えるよう、様々な機会を捉えた啓発が必要となっています。
- コロナ禍前に実施していた在宅医療・介護に関する市民講演会が開催できなかったため、ニーズに合わせた啓発方法について検討が必要です。

■今後の方針・目標

- 人生の最終段階において対象者本人の意思が尊重されるよう、引き続き、あらゆる機会を捉えて、市民及び介護関係者への人生会議（ACP）の啓発に努めます。
- 在宅医療・介護に関心を持つことができるよう、ニーズに合わせた啓発に努めます。

2-4-3 認知症診断前後の医療と介護の連携

243-1 認知症の本人・家族への支援【地域包括ケア推進課】

【213-7】に掲載

2-4-4 ICTを活用した多職種間の連携の強化

244-1 在宅医療・介護連携システムの運用

【地域包括ケア推進課・保健所総務課・医療連携推進課】

■施策の目的・内容

高齢者の在宅療養生活を支えるために、高齢者の状態の変化に応じて、医療や介護関係者間で速やかに連携し、対応することが重要です。

そのためには、多職種連携を橋渡しするICTの活用が有用とされていることから、ICTプラットフォームの整備を進めていきます。

■これまでの実施状況

○令和4年度 ICTプラットフォーム「長野市在宅医療・介護連携システム」運用開始

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録在宅療養者実人数	人					102	
運用開始時からの登録在宅療養者延べ人数	人					103	

■現状と課題

○令和4年度に電話、FAXに加え、新たな情報共有の手段として、ICTを活用した「長野市在宅医療・介護連携システム」の運用を開始しました。

○システム利用者からは、「情報共有にかかる業務の効率化を図ることができ、有効である」との声が届いています。

○システム利用者の増加、登録在宅療養者の増加が課題となっています。

■今後の方針・目標

○システム利用者の拡大に向けた取り組みが求められています。

○医療・介護関係者を対象とした報告会を開催し、連携に有効であることについての理解を深め、利用者の拡大に努めます。

○急変時において、対象者本人の意思が尊重された適切な対応が行われるよう医療・介護・消防（救急）におけるシステムを活用した情報共有について検討してまいります。

第5節 住みよいまちづくりの推進

高齢者や障害者が安全・安心に生活し、社会参加できるようバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、高齢者が自立して生活できるような住宅の確保や公共交通機関の整備に取り組みます。また、関係機関との連携のもとに、地域住民の協力を得て、交通事故、災害等から高齢者を守るための対策を講じます。

2-5-1 バリアフリー化の推進

251-1 建築物のバリアフリー化推進【建築指導課】

■施策の目的・内容

高齢者や障害者を含む全ての人が円滑に利用できる、人にやさしい建築物の整備の促進を図ります。

■これまでの実施状況

高齢者、障害者等を含めた多くの人が利用する建築物については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、長野県福祉のまちづくり条例及び長野市福祉環境整備指導要綱に基づく整備基準を満たすように指導及び助言を行っています。また、公共のこれら建築物については、整備基準を満たすように努めています。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
届出、事前相談件数	件	43	29	28	15	25	

■現状と課題

○一定の規模及び用途の建築物については、バリアフリー整備が義務付けられていますが、努力義務となる建築物については、整備基準を満たさないものがあります。

■今後の方針・目標

○民間の建築物については、バリアフリー整備の促進のために指導及び助言を行います。公共の建築物については、高齢者や障害者を含む全ての人々が、円滑に利用できるように、人にやさしい建築物の整備を促進します。

251-2 歩車道段差解消事業【道路課】

■施策の目的・内容

障害者や高齢者をはじめ、全ての人が通行しやすいように、市道交差点の歩道巻き込み部や横断歩道に接続する歩車道の段差解消を進めます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
歩車道の段差解消箇所数（累計） 段差解消数とは、交差点における段差解消が必要な全ての歩道巻き込み部を解消した場合や横断歩道が接続歩道と車道のすべてが段差解消した場合を1か所とする	箇所	370	384	391	396	403	

■現状と課題

○既存市道の歩道の段差解消については、長野駅周辺の中心市街地での整備が概ね完了したため、郊外の住宅地やその他の地域において、歩道の連続性や通行量などを考慮して整備を進めています。

■今後の方針・目標

- 「長野市歩車道段差解消要領」（平成14年4月1日施行）に基づき、歩車道段差解消を推進します。
- 新たに造る市道の歩道巻き込み部などについては段差のない構造とし、また、既設の歩道についても計画的に順次改修し、段差解消を推進します。

251-3 公共交通機関の整備【交通政策課】

■施策の目的・内容

地域や市民のニーズに応じ、高齢者を含む交通弱者の移動手段の確保を図るとともに、公共交通を安心かつ便利に利用できる環境整備を促進します。

■これまでの実施状況

- 市バス、廃止代替バスを運行しています。
- 地域循環バスや乗合タクシーを導入し、交通空白地域の解消を図っています。
- 交通事業者が行う施設・設備の改修等に要する経費に補助を行い、バリアフリー化を進めています。

■現状と課題

- 人口減少や感染症の影響により公共交通の利用者数が低迷する一方、公共交通以外の移動手段を持たない高齢者が存在するなど、公共交通を持続可能な形で確保・維持していくことが重要となっています。
- バリアフリー化を実施するに当たっては、交通事業者にも多額の費用負担が必要となることから、施設・設備の改修等が円滑に進みにくい面もあります。

■今後の方針・目標

- 令和4年度からの5か年計画である「長野市地域公共交通計画」に基づき、関係団体と連携を図りながら計画的に事業を実施し、バリアフリー化を含めた公共交通の利用環境の整備を進めていきます。

2-5-2 安全・安心のゆとりある住生活の確保

252-1 福祉住宅建設資金融資事業【住宅課】

■施策の目的・内容

高齢者（60歳以上）又は身体障害者等の住居環境の向上と、好ましい家族関係の維持と福祉の増進を図ることを目的に、高齢者等又は同居している親族が、高齢者等に必要の新築又は増改築、修繕、模様替えの工事（専用居宅、玄関、台所、浴室、トイレ、洗面所等）を行う場合に融資を行います。

（注）所得制限があります。

■これまでの実施状況

○昭和56年の「福祉住宅建設資金融資制度」創設以来、令和5（2023）年3月末現在で139件、1億8,833万円の融資を行いました。この間住宅の質は改善され、高齢者を考慮したバリアフリー化も進んでいます。

■現状と課題

○平成22年から申込みのない状況が続いています。

■今後の方針・目標

○令和5年度から融資制度を一定期間休止し、社会経済の動向を確認した上で廃止していく方向です。

252-2 市営住宅等高齢者対策事業【住宅課】

■施策の目的・内容

市営住宅等の建設、建替、改善の場合には、エレベーターや手すりの設置、住戸内の段差の解消など高齢者等に配慮し、一層のバリアフリー化を推進します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
市営住宅 団地数	団地	56	56	54	53	52	
戸数	戸	3,516	3,509	3,462	3,405	3,377	
うちシルバーハウジング	戸	21	21	21	21	21	
うちバリアフリー化した住宅	戸	690	690	714	787	811	

■現状と課題

○高齢者が入居している市営住宅等の更新又はバリアフリー化により、住環境が改善されますが、家賃が高くなったり入居者の理解を得ることが難しいなどの課題があります。

■今後の方針・目標

○誰もが安心して生活できる住まいを確保できるよう市営住宅等の供給を推進するとともに、シルバーハウジングの供給や既存ストックのバリアフリー化を進め、安全・安心な生活空間の確保を図ります。

252-3 住宅情報提供事業【住宅課】

■施策の目的・内容

住宅の地震対策や住宅保証制度、悪質な住宅商法への備えなど、高齢者等が住宅改修等をする場合の専門的な相談や知識等の情報提供を促進します。

■これまでの実施状況

○平成 18 年度から、毎週月曜日（祝日・年末年始を除く。）、もんぜんぷら座において相談業務を開始しました。平成 28 年度からは、窓口を住宅課に移し、月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）に相談業務を行っています。

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
住宅相談 件数	件	37	24	76	96	187	

■現状と課題

○受付件数が増加傾向にあり、特にリフォームの補助金に関する問い合わせが増加しています。

■今後の方針・目標

○住宅相談について、掲載されているホームページ等の内容を更新し、多くの市民にご利用いただけるよう努めます。

252-4 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録による住宅の安定確保
【住宅課】

■施策の目的・内容

新たな住宅セーフティネット制度による、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など）の入居を拒まない賃貸住宅の登録を行い、高齢者等の住宅の安定確保に努めます。

■これまでの実施状況

○「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正（平成29年4月26日）により新たに創設された制度です。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
セーフティネット登録住宅数	棟			8	424	450	
	戸			288	2,904	3,140	

■現状と課題

○これまでに、3,140戸の賃貸住宅について登録がありました。

■今後の方針・目標

○本制度の普及を促進すべく様々な広報活動をし、新たな住宅セーフティネット制度による、住宅確保用配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を増やし、高齢者等の住宅の安定確保に努めます。

252-5 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業
【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを行います。

■これまでの実施状況

		単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
市営住宅今井 団地 (川中島町)	入居室数	室	20	20	18	17	17	
	入居者数	人	21	21	20	19	17	

■現状と課題

- 引き続き実施が求められていますが、入居室が限定されています。
- 長期間の入居に伴い、自立度が低下していく利用者に対し、生活援助員の支援内容では、対応できなくなる懸念があります。

■今後の方針・目標

- 住宅マスタープランとの整合を保ちながら、事業を継続します。
- 必要な介護保険サービス等を利用し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援をします。

252-6 要介護被保険者等住宅整備事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

介護保険の要支援・要介護認定を受けた被保険者の居住環境を改善し、日常生活をできる限り自力で行うことができることを目的として、住宅整備に要する費用を助成します。

介護保険サービスである住宅改修費の支給を優先させ、その給付限度額を超える改修経費を対象とします。

住宅改修に要する経費の9割が補助され、交付額は63万円が上限となっています。

(注) 市町村民税が非課税の世帯であること等の条件があります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
補助件数	件	4	3	2	4	1	
補助総額	千円	1,224	1,890	1,022	2,037	630	

■現状と課題

○要介護被保険者等の自立支援となるよう、制度の周知及び予算の確保に努める必要があります。

■今後の方針・目標

○介護予防及び介護負担軽減につながっていることから、引き続き適正な事業実施を図ります。

2-5-3 生活環境の安全対策の推進

253-1 高齢者交通安全教育・事故防止対策事業【地域活動支援課】

■施策の目的・内容

高齢化社会の進行にあわせ、増加傾向にある高齢者が関与する交通事故や高齢運転者による交通事故を防止するため、加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者又は運転者の交通行動に及ぼす影響について啓発し、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識を習得させるための交通安全教育を、家庭や地域、関係機関、団体などと連携しながら実施します。

■これまでの実施状況

- 各地で開催される高齢者が集まる集会やサロンへ長野市交通安全教育講師を派遣し、交通安全意識の高揚や正しい交通マナーの実践を図っています。
- 長野市老人クラブ連合会と連携し、連合会が開催する研修会やイベント開催時において、交通安全教育事業を実施しています。
- 夜光反射材等の交通安全用品の普及及び活用促進のための啓発活動を実施しています。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者向け交通安全教室 教育講師派遣数（延べ）	人	149	116	53	180	152	
交通安全教室 開催回数	回	140	141	21	85	78	
受講者数	人	8,717	9,181	620	6,080	4,834	

■現状と課題

- 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者（老人クラブ未加入者や単独居住者）に如何に交通安全教育の場へ参加してもらうかが課題となっています。
- 高齢者に、加齢に伴う身体機能の変化が運転行動や交通行動に影響することを如何に自覚してもらうかが課題となっています。

■今後の方針・目標

- 住民自治協議会や老人クラブ等の団体との連携を高め、高齢者が気軽に参加できる交通安全教育の場を提供します。
- 警察をはじめとした関係機関と連携し、交通安全教育機器を活用した参加、体験、実践型の安全教育活動を推進します。
- 安全運転サポート車の利用や、運転に不安を感じた場合の免許返納制度を周知していきます。
- 自転車ヘルメット着用の努力義務化について周知し、ヘルメットの着用を促進していきます。
- 高齢者に思いやりを持った運転気運を高めるための啓発活動を行っていきます。

253-2 避難行動要支援者名簿の提供【福祉政策課・危機管理防災課】

■施策の目的・内容

地域の中で、高齢者や障害者など災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者への避難支援ができるように、避難行動要支援者の名簿情報を本人からの同意を得た上で、平常時から地域の避難支援等関係者（自主防災組織、民生委員等）へ提供します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
提供した名簿の登録者数	人	27,047	28,275	26,480	29,252	29,963	

■現状と課題

- 名簿は、前年度の夏から秋にかけて民生委員が調査を行い、翌年度の春に名簿を作成し、夏に避難支援等関係者へ提供します。
- 災害発生時に地域での避難支援が機能するためには、平常時から地域の中で顔の見える関係づくりを行い、支援のあり方を話し合うことが必要なため、名簿を自主防災組織で活用することが必要です。

■今後の方針・目標

- 要介護度が高い方や重度の障害者等で災害リスクが高いところにお住いの方については、避難支援を行う方、避難先及び避難方法等を記載した個別避難計画を作成しています。【253-3に掲載】

253-3 個別避難計画の作成【福祉政策課・高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課・介護保険課・障害福祉課・保健所健康課・危機管理防災課】

■施策の目的・内容

高齢者や障害者など災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者の中でも、特に要介護度が高い方や障害の程度が重い方であって、ハザードマップ上危険な区域にお住まいの方の個別避難計画を、その方の状況をよく知る福祉事業所の協力により作成します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
作成数	人					37	

■現状と課題

- これまで自主防災組織、住民自治協議会、民生委員など地域の避難支援等関係者に作成の協力をお願いしてきた「わたしの避難計画」を個別避難計画としてそのまま取り扱うことができないことが課題です。
- 多くの避難行動要支援者に個別避難計画を普及させるためにも、ご本人やご家族など身近な方が簡単に個別避難計画を作成できる仕組みが必要です。

■今後の方針・目標

- 令和4年度から令和7年度までの4年間で、まずは要介護度が高い方や障害の程度が重い方の個別避難計画を作成します。

253-4 避難行動要支援者対策事業【消防局予防課】

■施策の目的・内容

避難行動要支援者のうち、特に高齢者等で火災発生時の危険回避が困難な方と家族に対して、逃げ遅れ等による被害軽減のため、住宅における効果的な防火対策を推進します。

■これまでの実施状況

○避難行動要支援者に対する住宅防火広報を市広報紙やホームページなどを利用し幅広く展開するとともに、訪問指導の要請がある場合、直接訪問し高齢者宅等の火災予防と被害の軽減に取り組んでいます。

■現状と課題

- 全国的に住宅火災での死者は横ばいですが、高齢者の死者の割合は高く約75%を占め、年齢が高くなるに従い著しく増加しています。長野市消防局管内の高齢者の死者の割合も約7割と高水準で推移している状況であり、さらなる高齢化の進展が見込まれる中で、住宅火災による高齢者の死者数の割合は今後増加していくことが予想されます。
- 避難行動要支援者は、出火及び災害時には避難行動が遅れる恐れがあることから、逃げ遅れ等による被害を軽減する必要があります。
- 避難行動要支援者や家族が防火対策を自ら行えるよう、必要な情報の提供など推進する必要があります。

■今後の方針・目標

- 避難行動要支援者や家族に対して、自らできる住宅防火対策としての「住宅防火いのちを守る10のポイント」、及び住宅用火災警報器の設置・維持管理について、市広報紙やホームページなどを利用し広報展開していきます。
- 訪問指導の要請がある場合、訪問により火災予防に関する助言等を行い、高齢者宅等の火災予防と被害の軽減を図ります。

253-5 福祉避難所【福祉政策課】

■施策の目的・内容

災害時に一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所を確保し開設します。

■現状と課題

- 現在は、一般の避難所での生活が困難な高齢者等が二次的に避難する避難所として開設されますが、受け入れる方を特定して一次的に避難することができる福祉避難所の確保が求められています。
- 福祉避難所には、介護や医療等の専門スタッフの確保や必要な福祉用具等の備蓄が必要です。

■今後の方針・目標

- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成と並行して、一次的に避難できる福祉避難所の確保を検討します。
- 一般の避難所での備蓄品の調達と並行して、福祉避難所での備蓄を進めます。

第3章

安心して介護サービス等が受けられる持続可能な環境づくりの推進

第1節 安心して介護サービス等が受けられる環境づくりの推進

高齢化に伴う介護ニーズの増加に対応し、被保険者が必要に応じて適切なサービスを受けることができるよう、サービス提供体制の確保・充実に努めます。また、利用者が良質な事業者を選択して、満足度の高いサービスを受けられるよう、介護サービス情報などの提供やサービス利用料などの負担軽減を行い介護サービス利用の利便性を高めるとともに、事業者などに対する研修、指導・監査、助言などを行います。

3-1-1 介護人材の確保と育成

311-1 サービス提供を担う人材の確保【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

介護保険施設等の基盤整備を推進するためには、サービス提供を担う人材の確保が欠かせません。

県及び関係機関と連携し、介護施設等で働く職員の人材確保のため、事業所への支援策の充実を図ります。

■これまでの実施状況

介護サービス事業所における従業員の定着率向上のため、職場環境改善につながるセミナーを開催しています。

また、県等が行っている人材確保事業について、介護保険フレッシュ情報などを通じて介護サービス事業者へ周知しています。

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護事業所向けセミナー開催回数	回	3	5	1	3	3	
介護事業所向けセミナー参加者数	人	259	103	51	244	226	

■現状と課題

- 今後も、高齢者人口の増加が見込まれることに伴い、介護ニーズも増加することから、必要とされる介護人材数も増加が見込まれます。
- 介護サービス事業所調査結果によると、「人材が充足していない」と回答した事業所が7割を超えており、充足していない理由は「採用が困難」との回答が84%と最も高くなっています。採用が困難である原因は、「介護の仕事を目指す人が少ない」が最も多く、次いで「賃金が低い」「身体的・精神的な負担が大きい」「他の施設・事業所との人材獲得競争が激しい」「介護以外の他職種が選ばれている」が挙げられています。

■今後の方針・目標

- 介護職員の賃金改善を図るため、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及びベースアップ加算の一層の活用を促進するとともに、事業所におけるキャ

リアパス制度の導入を支援します。

- 県等と連携しながら、介護ロボット・ICTの活用を促進するとともに、行政に提出する文書作成の負担を軽減するための「電子申請・届出システム」を導入し、介護職員の負担軽減を図ります。
- 事業所における職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業員の定着率向上を図ります。
- 介護福祉士等の養成機関と情報交換を図り、介護の魅力を伝える取組を行うと共に、介護従事者（外国人介護従事者を含む）が働きやすい環境の整備を進め、介護人材の確保につなげます。

311-2 サービス提供を担う人材の育成【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

介護サービス需要の増加、多様化する介護ニーズに対応し、質の高いサービス提供を確保するため、介護人材の育成を図ります。

■これまでの実施状況

介護サービス事業所等における職員の資質の向上につなげるため、人材育成セミナーを開催しています。

■現状と課題

○利用者が安心して質の高いサービスの提供を受けるためには、介護事業者が採用した人材を育成し、職員が定着しやすい職場環境を整える必要があります。

■今後の方針・目標

- 経営者・管理者等の意識改革につながるセミナーを開催し、介護人材の育成・資質向上、職場環境の改善を図ります。
- 介護現場で働く職員が抱える悩みの解消につながるセミナー等を開催し、介護職員のスキルアップを図ります。
- 事業所における処遇改善に対する各種加算の取得を促し、職員の定着率向上、キャリアパス制度導入による人材育成の環境整備促進を図ります。

3-1-2 サービスの円滑な提供

312-1 市民への情報提供【介護保険課】

■施策の目的・内容

市民が介護保険制度についての正しい知識を持ち、必要なときに必要な介護サービスが利用できるように制度を周知します。

■これまでの実施状況

- 「広報ながの」への特集記事の掲載、「FMぜんこうじ」の放送を実施しています。
- 高齢者を対象としたサービスを記載した「長野市高齢者サービスガイド」を作成し、要支援・要介護認定者及び認定申請者に配布しています。
- 市ホームページに各種情報を掲載しています。
- 地域等で開催される「元気なまちづくり市政出前講座」に講師を派遣しています。
- 認定情報などは、個人情報の保護に関する法律及び長野市介護保険個人情報提供要綱に基づいて、認定者又は家族に提供しています。
- 介護サービス事業所一覧表を窓口に設置しています。

■現状と課題

- 介護保険制度の周知については、今後も継続して行っていく必要があります。特に制度改正や社会情勢に応じた新たな情報等は、迅速かつ正確な内容を周知していくことが重要となります。

■今後の方針・目標

- パンフレットや広報ながの、ホームページ等の各種媒体は市民に分かりやすいものとなるよう内容の充実を図っていきます。
- 認定情報については、法令に基づき個人情報保護を遵守しつつ、適正なサービスの受給につながるよう提供します。

312-2 介護保険事業者への情報提供【介護保険課】

■施策の目的・内容

市が保有する情報で、介護サービス計画（ケアプラン）の作成や新たな介護サービス事業の展開を検討する上で必要な情報を提供します。

■これまでの実施状況

- 高齢者を対象としたサービスを記載した「長野市高齢者サービスガイド」を作成し、相談時の資料として居宅介護支援事業者等に配布しています。
- 介護保険の最新情報や実施状況を記載した「介護保険フレッシュ情報」を各事業者あてに電子メールで発信するとともに、ホームページに掲載しています。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
フレッシュ情報	回	27	37	32	35	35	

■現状と課題

- 介護保険制度の周知は進んでいますが、今後予定されている制度改正後の内容や、手続きについて更に周知を行う必要があります。

■今後の方針・目標

- 引き続き、「介護保険フレッシュ情報」などにより、最新の情報を迅速に提供できるよう努めます。

312-3 公正で迅速な要支援・要介護認定【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援・要介護認定は、介護サービスの公平な提供のため、「介護にかかる手間」という視点で、「どのくらいの量の介護が必要か」を判定します。

認定調査と主治医意見書による一次判定、介護認定審査会での二次判定に基づき、市が要支援・要介護度の認定を行います。

■これまでの実施状況

○認定調査

全国共通の基準に基づき、全国共通の調査票により、公正な調査を実施するとともに、業務改善とICT導入により認定までの日数短縮に取り組んでいます。調査の一部は、居宅介護支援事業者に委託し、早期調査の実施に努めています。

○主治医意見書の作成依頼・回収

申請者の主治医に医学的見地から介護に関する意見書の作成を依頼し、回収します。意見書の提出が遅延する場合は催促をしています。

○介護認定審査会への提出

介護認定審査会では、認定調査結果と主治医意見書による一次判定結果を基に保健・医療・福祉の専門家が二次判定を行います。審査会へ提出する認定調査票及び主治医意見書の記載内容、整合性等を全件点検することにより、公正な審査・判定につなげます。この審査会は、長野広域連合に共同設置しており、隣接9市町村の審査会業務を専門的かつ効率的に行っています。

■現状と課題

○要介護認定の申請から30日以内に認定を行う規定に対し、申請から認定までの平均日数が令和4年度上半期44.8日を要しており、全国平均の38.3日を大幅に上回っている状況となっています。今後、高齢者の増加に伴い申請者数の増加が見込まれ、それに対応できる認定調査体制を整える必要があります。

○主治医意見書の依頼から入手までの期間が、全国平均を大幅に上回っている状況もあり長期化の要因の一つとなっています。

○厚生労働省は、更新認定の有効期間の上限を36か月から48か月に延長する見直しや、介護認定審査会の審査を簡素化できるよう制度改正しており、一層の要介護認定の簡素化が求められています。

■今後の方針・目標

○指定市町村事務受託法人への認定調査の委託を検討し、迅速かつ適正な認定調査の実施及び持続可能な認定調査体制づくりに努めます。要介護認定の一層の簡素化に向け、更なる認定事務の見直しと認定有効期間の延長を実施するとともに、区分変更申請の仕組みをしっかりと情報提供するなど被保険者の不利益が生じないよう取り組みます。

○主治医意見書の円滑な入手方法についても、他市町村の状況を調査、研究するとともに、医療機関等との連携を図り、認定までの期間短縮を図ります。

○長野広域連合と調査票点検方法や介護認定審査会の簡素化導入等に向けた十分な調整を行い、より円滑に審査が進むよう連携を強化します。

312-4 介護保険料の減免等【介護保険課】

■施策の目的・内容

第1号被保険者が災害等の特別な事情により、一時的に負担能力の低下が認められる等の場合には、経済的負担の軽減を図るため、条例等に基づき介護保険料の減免又は徴収の一時猶予を行います。

■これまでの実施状況

- 災害等特別な場合の減免及び徴収猶予については、基準を定めて運用しています。
- 著しく生活に困窮している人等に対して市独自の減免基準を設けています。

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
災害による著しい損害	人	1	2,553	2,548	1	5	
失業等による著しい収入減	人	—	—	—	—	—	
収監者	人	10	8	5	4	3	
著しい生活困窮者	人	4	7	8	7	8	
その他特別な理由	人	—	120	151	118	49	
合計	人	15	2,688	2,712	130	65	

※令和元年度～令和4年度は東日本台風災害による減免、新型コロナウイルス感染症の影響による減免を含む。

■現状と課題

- 減免による保険料の減収については、第1号被保険者の保険料で補てんするため、個々の申請に基づき、その減免事由が減免基準に該当するか適正に判断していく必要があります。

■今後の方針・目標

- 減免基準の運用には、公平性を確保しつつ、個々の特別な事情に配慮しながら、適正に実施していきます。
- 大規模な災害が発生した時などは、該当する人に漏れのないよう周知します。また、納付相談等の際に減免事由を確認できた場合には、減免手続きについて案内を行います。

312-5 介護サービス利用料の軽減及び減免【介護保険課】

■施策の目的・内容

低所得者が介護サービス費用の自己負担を重く感じることにより、必要な介護サービスの利用を控えることがないよう、所得区分等により自己負担額を軽減します。

■これまでの実施状況

- 所得区分に応じて自己負担額に一定の上限を設け、それを超えた分は高額介護（予防）サービス費として支給しています。また、支給までの間の生活援助を目的として、高額介護サービス費の貸付制度があります。
- 介護保険施設及びショートステイ利用者の居住費（滞在費）・食費について、負担限度額を設け補足給付を行っています。
- 災害等の特別な事情により、一時的に負担能力の低下が認められる場合には、自己負担を減額又は免除しています。
- 介護保険を円滑に実施するための国の特別対策事業に位置付けられている次の事業を行っています。
 - ①障害者総合支援法におけるホームヘルプサービスの利用において、「境界層該当」として負担額が0円となっている人が、介護保険の対象者となった場合、利用者負担を0%とします。
 - ②社会福祉法人等が利用者負担を軽減した場合に、その軽減額に対し一定の範囲内で助成を行います。
 - ③特別地域加算が行われる地域に所在する指定訪問介護（予防）事業所等が利用者負担を減額した場合に、その減額した金額に対し一定の範囲内で助成を行います。

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
高額介護（予防）サービス費	件	55,219	55,783	55,610	58,818	59,301	
社会福祉法人等による利用者負担軽減	人	131	133	146	155	154	
利用者負担援護事業	人	47	35	52	57	55	
特別地域加算に係る訪問介護利用者負担軽減	人	42	42	50	49	61	
負担限度額認定の状況	人	3,441	3,423	3,279	3,038	2,756	

■現状と課題

- 長野市介護保険利用者負担援護事業を実施し、特に生活困難者と認められる人が、介護サービスを利用した場合に、自己負担額の上限を3,000円とし、高額介護サービス費の限度額との差額を援護金として支給しています。（支給までの間の生活援助を目的として、援護金貸付も行っています。）
- 長野市介護保険フレッシュ情報を通じ、事業所に制度周知を行い、利用促進を図っています。申請件数は増加傾向ですが、認定者数は横ばいの状況です。

■今後の方針・目標

- 介護サービス利用料の軽減については、事業を必要とする方へケアマネジャー等を通じ、制度を周知し、利用の促進を図ります。

3-1-3 介護サービス等の質の向上と適正化の推進

313-1 サービス事業者への助言・指導・監査

【高齢者活躍支援課・介護保険課・福祉政策課】

■施策の目的・内容

必要な時に必要な介護サービスを利用するためには、サービス量の確保が必要ですが、併せて、サービスの質の向上も重要です。介護サービスの提供状況を確認するとともに、介護サービス利用者の実態把握のための調査など様々な機会を捉えて利用者の声を聴き、事業者に対して指導・助言を行い、利用者の満足度の向上を図ります。また、運営指導や監査等を通じて、介護サービスの質の向上及び適正なサービスの提供を図ります。

■これまでの実施状況

○介護あんしん相談員の派遣

介護保険施設等からの依頼により、介護あんしん相談員（公募により、市長が登録）を施設へ派遣しています。サービス利用者や家族から疑問や不満などの声を直接聴き、施設へ橋渡しすることにより、サービス内容の改善や質の向上を図っています。

○介護サービス事業者への指導・監査

市内の全事業所を対象とした集団指導を毎年実施しています。また、定期的に事業所へ個別訪問し「高齢者虐待防止」や「身体拘束廃止」を推進するための運営指導及び不適切な報酬請求防止のための報酬請求指導等を実施しています。更に、通報や相談等から指定基準違反等が疑われる場合は、随時で監査を実施しています。

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
集団指導 対象事業所数	事業所	630	613	—	396	624	
実地指導 実施事業所数	事業所	203	191	70	75	204	
監査 実施事業所数	事業所	4	1	1	3	1	

■現状と課題

○コロナ禍の影響により、令和2年2月から介護あんしん相談員の活動を休止しています。また、介護あんしん相談員が不足し、訪問希望の施設への派遣が困難な状況となっているため、増員を図るとともに、研修会に介護あんしん相談員を派遣し、対応力の向上に努めます。

■今後の方針・目標

○介護あんしん相談員の訪問活動再開に向け、介護保険施設等の意向を確認し、早期の活動再開を目指します。また、コロナ禍の影響により活動休止期間が長引いたため、介護あんしん相談員を研修会に派遣し、対応力の向上を図るとともに、訪問活動に必要な人材確保に努めます。

○介護施設等への運営指導、介護あんしん相談員の派遣事業及び利用者の家族や施設の従業者等からの相談・通報をもとに、虐待等の早期発見・対応を図ります。

313-2 介護サービス等適正化【介護保険課】

「第6期長野市介護給付適正化計画」を兼ねています。

■施策の目的・内容

介護サービスを必要とする方が、真に必要とするサービスを過不足なく利用できるよう、適正化主要3事業の実施や給付実績を活用し、事業者に適切なサービスの提供を促します。その結果として給付費が効果的に給付されることにより介護保険制度の信頼を高め、制度を持続可能なものとしていきます。

※適正化主要3事業とは、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」を指します。

■これまでの実施状況

国が実施するよう求めている適正化主要3事業を実施しています。

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ケアプラン点検	事業所	21	3	19	17	10	
	件	40	7	39	38	41	

■現状と課題

○ケアプラン点検は、更なるケアマネジメントの質の向上を図るため、国民健康保険団体連合会から提供される給付実績帳票を活用し、対象事業所を選定するとともに、自立支援に向けたケアマネジメントの強化が求められる要介護1及び2の認定者に重点を置いた点検が必要です。

■今後の方針・目標

- 県の介護給付適正化計画との整合を図るとともに、指導・監査事務との情報共有により、効果的な事業の実施に努めます。
- 要介護認定の適正化、ケアプラン点検（住宅改修の点検含）、医療情報との突合・縦覧点検を、引き続き実施します。
- 要介護認定の適正化は、直営及び委託の調査員に対し、研修会等を通じ、調査票の精度向上を図ります。
- ケアプラン点検は、長野県のケアプラン点検アドバイザー派遣事業を活用するとともに、国保連の帳票を活用した効果的な実施に努め、年間10事業所20件を目途に一定量実施します。
- 効果が見込まれる国民健康保険団体連合会から提供される介護給付適正化の帳票に重点化した医療情報との突合・縦覧点検を実施し、国民健康保険団体連合会への委託を活用しながら確認件数の拡大を図ります。
- 適正化主要3事業以外にも、給付請求が不適切な可能性のある事業所を抽出し、確認の上、必要に応じて過誤調整や指導を実施します。
- 新規開設の居宅介護支援事業所に対するケアプラン点検を含めた一連のケアマネジメントについて、助言・指導を実施します。

313-3 各種相談・意見への対応【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援・要介護認定申請や介護サービスの利用方法、保険料の納め方など、制度全般に関わる相談に対応するため、介護保険課に相談窓口を設置しています。介護サービスの利用が増えるに従って、サービス内容に関わる苦情が増えており、また、要支援・要介護認定や保険料の賦課に関する苦情・相談も多く寄せられることから、理解が得られるように的確な対応に努めます。

第2節 介護保険サービス基盤の整備

介護保険サービス利用者の増加や家族の介護を理由にやむを得ず離職する者をなくすなど、利用者やその家族の希望に対応できるよう、事業所及び供給体制を充実します。

可能な限り在宅での生活を続けられるように在宅サービスの充実を図り、並行して在宅生活が困難な人のために、施設・居住系サービスの基盤整備を図ります。特に、地域包括ケアシステムの拠点となる地域密着型サービスの拡大を図ります。

3-2-1 在宅サービス基盤

■施策の目的・内容

在宅で生活する要介護者に対して、その人の状態に応じて必要なサービスを提供します。

在宅サービスには、事業者が要介護者の自宅等へ訪問する訪問系サービスや要介護者が事業所へ通う通所系サービス、短期間の入所に対応する短期入所サービスなどがあります。また、サービスの内容には、訪問介護による身体介助や生活援助、通所介護（デイサービス）や短期入所生活介護（ショートステイ）による入浴・食事・機能訓練、医師の指示により行う訪問看護やリハビリテーションのほか、訪問・通い・泊りを組み合わせた小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護などがあり、要介護者の状態に応じて必要なサービスを個別あるいは組み合わせて提供します。

■これまでの実施状況

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	事業所	136	134	129	117	114	
訪問介護	事業所	88	86	86	91	90	
訪問入浴介護	事業所	8	7	7	5	5	
訪問看護	事業所	96	100	102	106	107	
訪問リハビリテーション	事業所	40	38	38	39	38	
居宅療養管理指導	事業所	524	535	545	557	551	
通所介護	事業所	84	84	86	86	84	
通所リハビリテーション	事業所	24	24	23	23	23	
短期入所生活介護	事業所	53	53	52	53	52	
短期入所療養介護	事業所	16	15	16	15	15	
福祉用具貸与	事業所	24	26	24	23	22	
特定福祉用具販売	事業所	26	27	25	24	23	
※定期巡回・随時対応型訪問看護	事業所	3	3	5	5	5	
※夜間対応型訪問介護	事業所	—	—	—	1	1	
※地域密着型通所介護	事業所	92	95	90	88	86	
※認知症対応型通所介護	事業所	12	7	6	6	7	
※小規模多機能型居宅介護	事業所	9	9	10	11	11	
※看護小規模多機能型居宅介護	事業所	2	3	5	5	6	

※地域密着型サービス

*各年度4月1日現在

■現状と課題

- 通所サービスや福祉用具を提供するサービス事業者については整備が進み、おおむね充足しています。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護並びに小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、介護サービスの提供を担う人材の確保やサービスの認知度不足、資材の高騰などの社会情勢により整備が進んでいません。

■今後の方針・目標

- 今後も在宅サービスを必要とする要介護者は増加するため、人材基盤の整備と併せながら在宅サービスの充実と認知度の向上を図ります。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護並びに小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、地域包括ケアシステムの拠点施設となることから、整備意向のある事業者に働きかけ整備を促進します。

3-2-2 施設・居住系サービス基盤

■施策の目的・内容

在宅での生活が困難な高齢者に対して、施設へ入所・入居していただき必要なサービスを提供します。

サービスには、主に食事・排泄・入浴などのサービスを提供する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や、介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等がサービス提供する特定施設入居者生活介護、認知症の方が5～9人のグループで共同生活を送りながらサービスを受ける認知症対応型共同生活介護（グループホーム）のほか、医学管理下における介護やリハビリ、療養上の管理や看護などのサービスを提供する介護老人保健施設、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」に加え、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護医療院があります。

■これまでの実施状況

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	施設	23	23	23	23	23	
介護老人保健施設	施設	12	12	13	13	13	
介護療養型医療施設	施設	5	4	4	3	3	
介護医療院	施設	—	1	1	1	1	
特定施設入居者生活介護	事業所	13	12	15	15	17	
※認知症対応型共同生活介護	事業所	45	45	48	48	48	
※地域密着型特定施設入居者生活介護	事業所	9	9	9	9	9	
※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	事業所	20	20	20	22	22	

※地域密着型サービス

*各年度4月1日現在

■現状と課題

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に併設されている短期入所生活介護（ショートステイ）から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への転換や有料老人ホーム等の整備が進んできたことなどから、介護老人福祉施設の入所申込者（特養待機者）は減少傾向にあります。

■今後の方針・目標

- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院については、今後も利用の増加が見込まれます。長野老人福祉圏域における入所定員数との調整を図りつつ、事業者の意向も踏まえた上で、必要に応じて整備を進めます。
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、サービス見込み量に応じ特定施設入居者生活介護への移行を促し、整備します。
- 地域密着型サービスについては、今後サービスを必要とする要介護者が増加することから、日常生活圏域ごとの均衡を図りながら、引き続き整備を進めます。

※地域密着型サービス【3-2-1、3-2-2共通】

■施策の目的・内容

地域密着型サービスは、中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるよう、市内に居住する要介護者を対象にサービスを提供します。

地域密着型サービスを提供する事業所や施設は、日常生活圏域がサービス提供の拠点であることから、他のサービス基盤に比べて小規模で利用定員も少なく、利用者の介護ニーズにきめ細かく対応することができます。

地域密着型サービスには、必要に応じて自宅を訪問する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をはじめ、利用定員が18人以下の小規模な通所介護、訪問・通い・泊りを組み合わせた小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、施設などで生活をしながらサービスを受ける地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）や介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等がサービス提供する地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、などがあります。

第3節 介護保険サービス基盤以外の整備

高齢者が一人ひとりの生活ニーズに合った住宅に居住し、その中で様々な生活支援や介護保険サービス等を利用しながら自分らしい生活を送ることができるよう、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者福祉施設等についても良質な住まいが適切に供給される環境づくりに努めます。

3-3-1 介護保険以外の高齢者福祉施設等の整備

331-1 有料老人ホーム【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

高齢者が入居し、食事の提供その他日常生活上必要なサービスを提供することを目的とする居住施設です。民間事業者が設置し、利用料は全額自己負担です。

「住み替え」のニーズに対応できる施設で、介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けることで手厚い介護が必要になった入居者に介護保険施設並みの介護サービスが提供可能です。

■これまでの実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康型／住宅型	施設	31	31	31	35	36	
介護付	施設	18	18	19	18	21	

類型	内容
健康型	介護が必要となった場合には、契約を解除し退居しなければなりません。
住宅型	介護が必要となった場合、訪問介護等の介護保険サービスを利用しながら居室での生活を継続することが可能です。
介護付	介護が必要となっても、その施設が提供する介護保険の特定施設入居者生活介護サービスを利用しながら居室での生活を継続することが可能です。

■現状と課題

○高齢者の多様な住まいニーズの高まりから、整備数が増加しています。

■今後の方針・目標

- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームが多様な介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、介護サービス見込量に基づき、必要に応じ特定施設入居者生活介護への移行を促します。
- 未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県に情報提供するとともに、早期届出を促します。

331-2 サービス付き高齢者向け住宅【住宅課・高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

安否確認や生活相談等、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。登録基準を満たした場合に、サービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事（中核市長）の登録を受けることができます。高齢者自らのニーズに合った住まいを選択しやすくなります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
市内施設数	施設	29	28	29	31	31	

■現状と課題

- 単身高齢者・夫婦のみ世帯が増加しているため、介護・医療と連携した高齢者支援サービスを適切に提供できる設備を有した住宅を確保することが重要となっています。

■今後の方針・目標

- 国の直接補助制度である「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」などの情報提供により民間事業者の参入を促し、医療・介護等のサービスが適切に提供できる設備を有した住宅の供給促進を目指します。
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、介護サービス見込量に基づき、必要に応じ特定施設入居者生活介護への移行を促します。

331-3 高齢者生活福祉センター・高齢者共同生活支援施設**【高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課】****■施策の目的・内容**

ひとり暮らしの高齢者等で、家族の援助を受けることが困難で、かつ独立して生活することが困難な人が低額の料金で利用できます。利用者に対し住居の提供と、各種相談・助言及び緊急時の対応を行います。高齢者共同生活支援施設は食事の提供もあります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
高齢者生活福祉センター 市内施設の定員	人	34	34	34	34	34	
高齢者共同生活支援施設 市内施設の定員	人	14	14	14	14	14	

※施設数：高齢者生活福祉センター3施設、高齢者共同生活支援施設2施設

■現状と課題

- 災害の危険のある場所に立地している施設があります。
- 施設や設備の老朽化が進んでいます。

■今後の方針・目標

- 施設の適切な維持修繕を進めるとともに、公共施設マネジメント指針及び個別施設計画に基づき施設を管理運営していきます。

331-4 軽費老人ホーム（ケアハウス）【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

60歳以上で、家庭環境・住宅事情等により居宅で生活することが困難な人が利用できます。

また、食事の提供など日常生活上必要なサービスを提供します。

介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けることで入居者に介護保険施設並みの手厚い介護サービスを提供することが可能になります。

■これまでの実施状況

【A型】

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内施設の定員数	人	50	50	50	50	50	
長野老人福祉圏域定員	人	50	50	50	50	50	

【ケアハウス】

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内施設の定員数	人	319	319	319	319	319	
長野老人福祉圏域定員	人	399	399	399	399	399	

■現状と課題

- 軽費老人ホーム（ケアハウス）は、家庭環境や住宅事情により在宅生活が困難な高齢者等の受け皿として需要があり、多様な支援ニーズに対応した施設の役割が重要となっています。
- 入所時には自立した生活を送れていても、要支援・要介護度が進み介護等が必要となる入所者が増えています。

■今後の方針・目標

- 施設整備については現状維持を基本とし、長野老人福祉圏域を利用圏域とするため、圏域内で調整を図りながら適切な定員数となるよう検討します。
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない軽費老人ホームが多様な介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、介護サービス見込量に基づき、必要に応じ特定施設入居者生活介護への移行を促します。

331-5 養護老人ホーム【地域包括ケア推進課・高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な高齢者を入所措置（行政権限）により養護し、生活の場を提供する施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
市内施設の定員数	人	150	150	150	150	150	
長野老人福祉圏域定員	人	290	290	290	290	290	
長野市措置者数	人	145	129	141	150	138	

※長野老人福祉圏域：介護保険法及び老人福祉法の規定に基づく区域

※長野市措置者数：長野老人福祉圏域及び県外の施設に入所している措置者数

■現状と課題

- 虐待や認知症、精神疾患等の理由による措置が増加しています。
- 身寄りがいない高齢者が入所要件を満たさなくなった場合の行き先を確保する必要があります。

■今後の方針・目標

- 高齢者の置かれている環境や自立度に応じて措置の必要性を検討するとともに、民生児童委員、地域包括支援センターと連携して自立した生活が困難となった高齢者を把握し、迅速かつ適切な入所に繋げます。
- 経済的な理由が解消された高齢者や、身体状態等が改善又は悪化しての入所要件を満たさないと判断される場合は、高齢者の状態に応じた生活の場が提供されるよう支援します。

第4節 高齢者福祉施設等の整備目標

本計画期間中の整備水準の維持確保及び保険料への影響並びに介護老人福祉施設への入所申込者の状況、日常生活圏域における有料老人ホーム等の設置状況などを勘案し、整備目標を設定しています。

3-4-1 高齢者福祉施設等の整備目標

341-1 高齢者福祉施設等の整備目標【介護保険課・高齢者活躍支援課】

施設等類型	令和5年度末の状況（見込み）	第9期整備計画	令和8年度整備目標
介護保険施設（定員）			
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1,705人	7人	1,712人
介護老人保健施設	1,324人	2人	1,326人
介護医療院	209人	120人	329人
地域密着型施設（定員）			
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	852人	54人	906人
地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）	638人	29人	667人
地域密着型特定施設（小規模介護付有料老人ホーム等）	267人	29人	296人
特定施設入居者生活介護（定員）	761人	150人	911人
小計	5,756人	391人	6,147人
養護老人ホーム（定員）	150人	0人	150人
軽費老人ホーム（ケアハウス）（定員）	369人	0人	369人
高齢者生活福祉センター（定員）	34人	0人	34人
高齢者共同生活支援施設（定員）	14人	0人	14人
小計	567人	0人	567人
合計	6,323人	391人	6,714人
地域密着型在宅（定員）			
小規模多機能型居宅介護事業所	315人	87人	402人
看護小規模多機能型居宅介護事業所	198人	87人	285人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（※事業所数）	5事業所	3事業所	8事業所
住宅型有料老人ホーム（定員）※1	671人	15人	686人
サービス付き高齢者向け住宅（定員）※1	746戸※2	22戸	768戸
老人福祉センター	11施設	0施設	11施設
ふれあい交流ひろば	6施設	0施設	6施設

※1 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、見込であり、総量規制の対象とするものではありません。

※2 特定施設入居者生活介護を除く。

■日常生活圏域別 地域密着型施設の整備目標

基盤整備 ブロック	地 区	認知症対応型共同生活介護		地域密着型特定施設		地域密着型介護老人福祉施設	
		令和5年度末 (見込)	令和6～8年 度の整備目標	令和5年度末 (見込)	令和6～8年 度の整備目標	令和5年度末 (見込)	令和6～8年 度の整備目標
①	第一	1箇所 18人					
	第二	2箇所 36人		1箇所 24人		1箇所 29人	
	浅川	2箇所 36人					
	芋井						
	戸隠						
	鬼無里	1箇所 6人					
小計	6箇所 96人		1箇所 24人		1箇所 29人		
②	三輪	1箇所 18人					
	吉田	3箇所 54人	1箇所 18人		1箇所 29人	1箇所 29人	
	若槻	2箇所 36人		1箇所 29人		1箇所 29人	
	小計	6箇所 108人	1箇所 18人	1箇所 29人	1箇所 29人	2箇所 58人	
③	古里	1箇所 18人				1箇所 20人	
	柳原	1箇所 18人		1箇所 29人		1箇所 29人	
	長沼	1箇所 18人					
	豊野	2箇所 36人				1箇所 29人	
	小計	5箇所 90人		1箇所 29人		3箇所 78人	
④	安茂里	2箇所 36人		1箇所 29人		2箇所 58人	
	小田切						
	七二会	1箇所 18人	1箇所 18人				
	信州新町	1箇所 9人					
	中条	1箇所 18人					
小計	5箇所 81人	1箇所 18人	1箇所 29人		2箇所 58人		
⑤	第三	2箇所 36人		1箇所 29人		1箇所 29人	
	第四						
	第五						
	芹田	4箇所 63人				2箇所 58人	
	小計	6箇所 99人		1箇所 29人		3箇所 87人	
⑥	古牧	2箇所 36人					
	大豆島	2箇所 36人		1箇所 29人		1箇所 29人	1箇所 29人
	朝陽	1箇所 18人					
	小計	5箇所 90人		1箇所 29人		1箇所 29人	1箇所 29人
⑦	川中島	3箇所 54人	1箇所 18人			1箇所 29人	
	更北	3箇所 54人		2箇所 40人		2箇所 58人	
	小計	6箇所 108人	1箇所 18人	2箇所 40人		3箇所 87人	
⑧	篠ノ井	5箇所 90人		1箇所 29人		5箇所 136人	
	信更	1箇所 18人					
	大岡						
	小計	6箇所 108人		1箇所 29人		5箇所 136人	
⑨	松代	2箇所 36人				2箇所 56人	
	若穂	2箇所 36人		1箇所 29人		1箇所 20人	
	小計	4箇所 72人		1箇所 29人		3箇所 76人	
総計	49箇所 852人	3箇所 54人	10箇所 267人	1箇所 29人	23箇所 638人	1箇所 29人	

基盤整備ブロックに設けた整備目標については、公募・選考にて事業者が決定されない場合は隣接する基盤整備ブロックに適用範囲を広げて公募・選考する場合があります。

第5節 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の自然災害の発生状況や、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の流行を踏まえ、高齢者を含めたすべての人が安全に生活できるよう、県・関係機関等と連携し防災や感染症対策に必要な体制の整備に努めます。

3-5-1 災害への対策

351-1 災害への対策【高齢者活躍支援課・危機管理防災課】

■施策の目的・内容

介護事業所等は、災害が発生した場合も必要なサービスを継続的に提供することが求められています。平時から各種災害に応じた避難訓練の実施、備蓄物資等の調達など、サービスを継続的に提供するための体制整備を促進します。

■これまでの実施状況

- 集団指導等において避難訓練の実施を周知しています。
- 介護事業所等に対して、業務継続計画作成に関する周知や研修を実施しています。

■現状と課題

- 集団指導等において避難訓練の実施を周知しています。
- コロナ禍の影響で、介護事業所等が行う避難訓練に対し、連携が不足しています。
- 介護事業所等は、業務継続計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。

■今後の方針・目標

- 介護事業所等に避難訓練の実施や防災啓発活動、事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄・調達を、集団指導等の機会に働きかけます。
- 介護事業所等で策定している災害時の避難確保計画等と計画に基づく避難訓練の実施を定期的に確認します。
- 介護事業所等が各種災害に応じ実施する避難訓練に対し、事前の検討や訓練に立ち会う等、連携しながら実施します。

3-5-2 感染症への対策

352-1 感染症への対策【高齢者活躍支援課・健康課】

■施策の目的・内容

介護サービスは、利用者やその家族の生活を継続するためには欠かせないものであり、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症が発生した場合も感染防止対策を図りながら、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが求められています。

感染症対策を講じながら必要なサービスを提供するための体制整備を促進します。

■これまでの実施状況

- 介護事業所等に対して、業務継続計画作成に関する周知や研修を実施しています。
- 事業所からの感染状況の報告により、感染拡大防止のための支援をしています。

■現状と課題

- 介護事業所等は、感染の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施が義務付けられています。

■今後の方針・目標

- 介護事業所等の業務継続計画等の策定、委員会の開催、研修・訓練の実施状況及び物資の備えを定期的に確認し、感染症発生時におけるサービス提供の継続を図ります。
- 大規模な感染症が発生した場合に備え、国、県と連携し備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。
- 保健所等と連携し、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう研修を実施します。
- 介護事業所等において感染症が発生した場合に、従事する職員等が差別、偏見を受けないよう努めます。